

令和元年第9回定例会

孺恋村議会会議録

令和元年12月3日 開会

令和元年12月13日 閉会

孺恋村議会

令和元年第9回婦恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月3日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○諮問第2号の上程、説明	18
○議案調査について	19
○日程の変更について	19
○議案第51号～議案第57号の一括上程、説明	19
○議案第58号の上程、説明	29
○議案第59号の上程、説明	29
○議案第60号の上程、説明	30
○議案第61号の上程、説明	30
○議案第62号の上程、説明	31
○議案第63号の上程、説明	31
○議案第64号の上程、説明	31

○議案第 6 5 号の上程、説明	3 2
○議案第 6 6 号の上程、説明	3 2
○議案第 6 7 号の上程、説明	3 3
○請願書、陳情書等の委員会付託について	3 3
○議員派遣の件について	3 4
○休会について	3 4
○散会の宣告	3 5

第 2 号 (1 2 月 9 日)

○議事日程	3 7
○本日の会議に付した事件	3 7
○出席議員	3 8
○欠席議員	3 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 8
○事務局職員出席者	3 8
○開議の宣告	3 9
○議事日程の報告	3 9
○答申第 2 号について	3 9
○議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	4 2
○議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	4 3
○議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	4 3
○議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	4 4
○議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	4 5
○議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	4 5
○議案第 5 8 号の質疑、討論、採決	4 6
○議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第 6 0 号の質疑、討論、採決	4 9
○議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	5 0
○議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	5 1

○議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	5 2
○議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	5 4
○議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	5 4
○議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	5 5
○議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	5 6
○休会について	5 6
○散会の宣告	5 7

第 3 号 (12月13日)

○議事日程	5 9
○本日の会議に付した事件	5 9
○出席議員	5 9
○欠席議員	5 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 9
○事務局職員出席者	6 0
○開議の宣告	6 1
○議事日程の報告	6 1
○請願書、陳情書等の審査報告について	6 1
○一般質問	6 6
黒 岩 忠 雄 君	6 6
土 屋 幸 雄 君	7 8
佐 藤 鈴 江 君	8 8
伊 藤 洋 子 君	1 0 6
大久保 守 君	1 2 2
石 野 時 久 君	1 3 4
上 坂 建 司 君	1 4 0
○閉会中の継続審査申出について	1 4 7
○閉議及び閉会の宣告	1 4 7
○署名議員	1 4 9

令和元年第9回定例村議会

(第1号)

令和元年第9回嬭恋村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和元年12月3日(火) 午前10時05分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 6号 令和元年度嬭恋村一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認
について
- 日程第 6 承認第 7号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の専
決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 8号 令和元年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の
専決処分の承認について
- 日程第 8 承認第 9号 令和元年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
の専決処分の承認について
- 日程第 9 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 議案第51号 令和元年度嬭恋村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第11 議案第52号 令和元年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第53号 令和元年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第54号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第55号 令和元年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第56号 令和元年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第57号 令和元年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第58号 嬭恋村一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例の
制定について
- 日程第18 議案第59号 嬭恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について
- 日程第19 議案第60号 嬭恋村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定

について

- 日程第 2 0 議案第 6 1 号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 6 2 号 嬭恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 6 3 号 嬭恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 6 4 号 嬭恋村公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 6 5 号 嬭恋村農漁業災害対策特別措置条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 6 6 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 6 7 号 嬭恋村印鑑条例の一部改正について
- 日程第 2 7 請願書、陳情書等の委員会付託について
- 日程第 2 8 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	黒 岩 敏 行 君	2 番	土 屋 圭 吾 君
3 番	石 野 時 久 君	4 番	上 坂 建 司 君
5 番	佐 藤 鈴 江 君	6 番	土 屋 幸 雄 君
7 番	松 本 幸 君	8 番	黒 岩 忠 雄 君
9 番	伊 藤 洋 子 君	1 0 番	大久保 守 君
1 1 番	羽生田 宗 俊 君	1 2 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	土 屋 和 久 君
総合政策課長	佐 藤 幸 光 君	税 務 課 長	宮 崎 貴 君

住民福祉課長	熊川真津美君	建設課長	宮崎芳弥君
農林振興課長	横沢貴博君	観光商工課長	地田繁君
上下水道課長	宮崎忠君	教育委員会 教育事務局長	熊川武彦君
会計管理者	熊川さち子君		

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩崇明	書記	宮崎剛
--------	------	----	-----

開会 午前10時05分

◎開会及び開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和元年第9回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、大野克美君、黒岩敏行君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松本 幸君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、会期は11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松本 幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、11月26日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 大久保 守君登壇〕

○議会運営委員長（大久保 守君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、11月26日に委員会を開催し、第9回議会定例会の運営について協議いたしました。

第9回議会定例会の会期は、12月3日から13日までの11日間とし、一般質問の通告期間は12月9日正午までと決定いたしました。

提出予定議案は、専決処分による報告4件、諮問1件、各会計の補正予算7件、条例の制定3件、条例改正7件が予定されております。12月定例会の議案は、人事院勧告に基づく条例の改正と、各会計の補正予算が主な内容ですが、12月3日の全員協議会において審査を予定しております。

次に、当局から、全員協議会で提出議案や台風19号の災害関連、令和元年度予算編成方針などについての説明を行いたいとの申し出があり、初日議会終了後に行うことに決まりました。

付託案件は、陳情2件、要望書1件ですが、陳情2件を産業建設常任委員会へ付託し、要望1件は総務文教常任委員会へ付託することといたしました。

なお、各常任委員会及び村創生対策特別委員会の開催については、12月4日に行うことに決定いたしました。

また、一般質問については、申し合わせにより一問一答方式で行うことに決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書9月から11月分を受理したので、配付のとおり報告いたします。

次に、本職において決定した議員派遣並びに9月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配

付したとおりであります。

◎行政の報告

○議長（松本 幸君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 12月定例会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

10月12日の台風19号の被害が、史上まれに見るといいますか、歴史上、婦恋においては最大の雨量ということでした。あわせまして甚大な被害が発生したということがございます。議会におきましては、既に何回か報告を重ねてきておりますけれども、本日の全員協議会におきまして、詳細な、各担当課から説明をし、また報告をし、またご意見があれば賜りたいと思っておりますのでございます。

私のほうからは、まず大局的な話をさせてもらいたいと思っておりますが、今までの経緯等については、鋭意、報告をしてきておりますけれども、現在の国の関係の事業でございますけれども、利根川水系砂防事務所におきまして、27億円で長井川原地区の床固工を来年の6月までに行うという決定をいただいております。

また、高崎河川国道事務所、これは復旧工ということで、緊急迂回路、これにつきましては8億500万円のお金が既についておりますが、所長さんの話ですと、想定で今現在約70億円ぐらいを考えておるといってお話でございました。

また、国有地の関係で林野庁の関係もあるわけございまして、直轄の治山事業関係で、ざっくりですけれども10億円という確認をしております。これからまだ査定があるわけございまして、国の関係では全体で約103億円という状況になっております。

まだ上下、当然するわけでございますが、特に国道については、復旧じゃなくて復興という話になりますと、これから測量したり、どういう形がいいのかというと、まだ金額的なものはさらに上乘せになる可能性が十分あると考えておるところでございます。

また、群馬県の関係で申しますと、中之条土木事務所関係でございますが、河川で34億円、砂防で4億5,000万円、急傾斜で6億円、道路で27億円、橋梁で10億円、合計で83億円前後

と確認をしておるところでございます。

吾妻農業事務所関係ですと、農地及び土地改良関係で6億円ということを確認しております。

また、吾妻森林環境事務所でございますけれども、治山事業でございますが、公共治山と県単治山合わせまして5.5億円ぐらいというふうに想定で聞いておるところでございます。

つまり群馬県関係では約94.5億円という、今現在の復興にかかわる事業費という予定で進んでおります。

嬭恋村の関係でございますけれども、以前にもご報告申し上げましたが、建設課関係では、現在249カ所でございます。前後がまだありますので、県の補助金等の関係もあるので、まだまだ現在、査定中ではございますけれども、約60億円弱ぐらいかと想定しております。詳細につきましては、全員協議会で担当課長からまた説明をさせていただきたいと思っております。

教育委員会関係が1.5億円、上下水道課が約6億円ということで、全体を合わせますと村のほうでは65億円から69億円ぐらいかなということで想定しております。

現在、鋭意、日夜総動員をして、国・県の協力もいただきまして、また関連する団体の協力もいただきまして、査定作業を毎日やっておるところでございます。年内には査定作業の方向性が定まるという状況でございます。

また、議会のほうで専決処分、きょうご指導いただくわけでございますが、前回のときにもお話しさせてもらいましたけれども、村道につきましては、鋭意、専決処分でも一日も早く村道が開通するべく作業をしております。入札もあわせてさせていただいておるところでございます。まだ7カ所ほど道路が通行できない村道がございますけれども、村民の生活を守るためにも、また、専決処分を今後ともご指導いただくことになるかと思われませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。詳細の関係につきましては、全協でまた話をさせてもらえたらと思っております。

なお、これに関しまして、議長ともども陳情活動、要請を行ってまいりました。10月18日、JRの高崎支社さん、10月25日、群馬県の知事さんから県土整備部、農政部、森林環境部、危機管理室、県議会議長等に、災害復旧の支援とまた要請をお願いしてきたところでございます。

10月30日には国土交通大臣、じきじきお話をさせていただきました。これも議長同行で

ご指導いただきました。内閣府の防災担当大臣、農林水産省、林野庁長官等にも復旧についてのお願いをしまいたところであります。

11月8日でございますが、JR吾妻線の早期復旧ということで、いつまでに復旧できるかということ、これは本社のほうに議長ともども行ってまいりました。JRにつきましては、当初3月末までにはというお話をいただいておりますが、つい先日ですけれども、2月末までには何とか運休復興できるように作業を取りかかるといってお答えをいただいております。現在、作業を鋭意やっておりますので、さらに急いでしていただけますよう、あわせてあそこの部分につきましては、袋倉地区、三原地区、両方には治山事業もかかわりがありますので、あわせて直轄の公共治山事業、これもしっかりお願いをしておるところでございます。

なお、群馬県議会のほうが議会開会中でございますけれども、請願書ということで、古永井地区の信号機につきましては、私と議長と田代区長の名において請願をしております。何らかの形の回答が県議会からは来るとおるところでございます。

また、県のほうには、知事さん初め関係部局に、小規模土地改良事業に予算がないので、県のほうも予算をつけていただきたいという要請をしております。これにつきましては、11月議会、12月にもう入りましたが、今行われている議会で補正を組んでいただけるものと、方向としてはそういう方向で進んでおるとおるところでございます。

また、県単独の治山事業につきましても、県の予算がもうない状況でございます、これにつきましても、あわせて県議会のほうにもお願いをしておるとおるところでございます。

なお、復興状況でございますが、先ほどちょっと申しましたけれども、国道144号につきましては、8億500万円で何とか仮設の道路をことしの暮れまで、12月31日までには、長井から鳴岩のほうにかかりましたところにつきまして、地域の住民が通行できる生活道路としての機能を持った仮設道路の完成をするということで動いていただいております。

あと、11月28日でございますが、国土交通省の関係から緊急砂防ということで、鹿沢地区の鹿沢館の上の地区でございますけれども、これは整備を砂防事業で行うという決定をいただいております。

いずれにいたしましても、最大限、議会ともども皆さんと協議をしながら、しっかりとお願いをすることをお願いして、一日も早い復旧・復興をお願いをしたいと思います。

あわせてでございますが、上信自動車道の関係につきましては、あした議会に説明会を、上信自動車道工事事務所所長さん等がお見えになっていただきまして、説明をまずさせていただきますということと、現在は、鎌原から田代地区のお願いを、同盟会でも要請をしておりますが、我が村といたしましても、長井川原地区、田代地区の本当に安心・安全のためには、一体的な上信道と国道の関連性のある道路整備をお願いしたいというお願いを現在しておるところでございます。一日も早い、本当に安心・安全な上信自動車道をお願いしてまいりたい、こう思っておりますので、またよろしくご指導いただきたいと思っております。

村内の経済状況の話を若干触れさせていただきます。

9月以降の状況でございますが、キャベツにつきましては、農協さんベースで公表も既にされておるわけでございますけれども、出荷量が1,795万ケース、販売金額で157億円と伺っております。農協関係者のほうでは、こういう天候不順な中だったけれども、まあまあの状況だったなというお話をいただいております。議会及び行政当局のほうも、基幹産業であるキャベツでございますので、今後もまたしっかりサポートしてまいりたい、こう思っております。

土木関係、建設関係の関係でございますけれども、12月現在までに入札回数が16回、契約件数が89件、落札金額が9億8,400万円ほどでございます。消費税入れると10億7,000万円ということでございます。今後、災害復旧の事業、専決も含めまして、今年度末までには相当数の災害復旧工事が行われると思っております。

第3次産業、観光の関係でございますけれども、観光協会等を通じまして、観光協会の80施設、49施設からの回答をいただいております。災害があった関係でキャンセル数が3,335件、人数にいたしまして1万1,145人というキャンセルがあったということでございます。対前年比で見ますけれども、やはり減少したところが多いと、災害によって減少したところが多いという状況が続いております。

全協でまたお話をさせていただきますが、国のほうの5,000億円の予備費のうち1,320億円が災害復旧に現在充てられておりまして、そのうちの群馬県配分ということで、観光関係につきまして1億6,100万円が群馬県に配分されております。これにつきましては、観光物産課が中心となり、嬭恋村観光協会、草津温泉観光協会、あと伊香保と、水上と、四万という観光協会が集まって、現在、協議をしております。県のほうには全面的に、鹿沢地区を中心に嬭恋の観光のためにご指導いただきたいというお願いを、観光庁長官にもご挨拶もさせていただきますまして、県のほうにも議長ともどもお願いをしておるところでございます。

今後、具体的な、このお金は年度内に使えということでございますので、3月末日までにしっかりと対応してまいりたいと考えておるところでございます。お願いをするところもしっかりとお願いをしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、観光関係につきましては、もうスキーシーズンに入っております。万座のほうもゲレンデが崩れたということも確認しております。そういうことで婦恋村全体の観光協会を通した形で、宿泊客をふやす、あるいは、JRの代行バスの運行費用もそれに含まれるということでございますので、デスティネーションキャンペーンが来年行われるわけでございますので、JR企画等の連携した形で、デスティネーションキャンペーンにも引き継ぐような形のプランニングを、現在、県のほうにお願いをしておるところでございます。

その他、私の詳細な日程等につきましては、ホームページで11月末までは公表されておりますので、そちらをご確認いただけたらと思っております。

いずれにいたしましても、本定例議会におきましては、災害復旧関係について特段なご理解とご協力を、まずお願いをしたいと思っております。あわせて、来年度予算編成作業が、国のほうも作業最中でございます。県のほうも、現在、議会は開かれて、来年度予算の検討がなされておるところでございます。私どものほうも災害復旧を兼ねまして、重要な予算の関係の作業が始まる議会だと思っておりますので、よろしくご指導いただけたらと思っております。

12月議会、そういうことで案件が多々ございますけれども、慎重なるご審議を賜り、我々は説明責任を十分果たしてまいる所存でございますので、よろしくお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） これで行政報告は終わりました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第5、承認第6号 令和元年度婦恋村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第6号の提案理由を説明させていただきます。

議会を招集して、その議決を経る時間的余裕がないため、孺恋村一般会計補正予算（第6号）を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提出するものでございます。

担当より詳細説明をさせていただきますので、慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） それでは、承認第6号につきまして詳細な説明をさせていただきます。

予算書のほうをごらんいただきたいと思います。

令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第6号）について説明をさせていただきます。

令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,900万円を追加し、歳入歳出それぞれ80億7,851万3,000円とするものでございます。

4ページの事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

こちらの事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金1億4,615万1,000円、19款繰入金1億4,454万9,000円、次のページになりますが、22款村債3億5,830万円、歳入の合計6億4,900万円でございます。

次の6ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

4款衛生費350万円、6款農林水産業費200万円、8款土木費2,350万円、9款消防費2,100万円、11款災害復旧費5億9,900万円。歳出の合計でございます。6億4,900万円。

この財源の内訳でございますけれども、国・県支出金で1億4,615万1,000円、地方債3億5,830万円、一般財源として1億4,454万9,000円となります。

次に、主なものについて説明をさせていただきます。

次のページで歳入から説明をさせていただきます。

15款国庫支出金につきましては、災害復旧費国庫負担金となります。内訳は、公共土木施設災害復旧費負担金で1億3,640万1,000円でございます。農業用施設災害復旧費負担金で

975万円でございます。

次の19款繰入金ですけれども、財政調整基金の繰入金でございます。1億4,454万9,000円の繰り入れを行うものでございます。

次に、22款村債ですけれども、災害復旧事業債として3億5,830万円になります。

続きまして、次の8ページから歳出でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費でございます。災害復旧の廃棄物処理事業で300万円となります。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費でございます。1,100万円。村道維持管理事業で各区への配分を行うものでございます。

続いて次のページですけれども、9款消防費、1項消防費、5目災害対策費で2,100万円、これにつきましては、被災者の家屋解体により生活再建支援を行うものでございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地災害復旧費でございますけれども、農道、農地の復旧の測量設計と工事を行うものでございまして、村内で73カ所を予定させていただいています。1億7,800万円となります。

続いて、10ページをごらんいただきたいと思えます。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費でございますけれども、村道の災害復旧に係るものでございます。4億1,500万円。全部で80カ所ほどの工事委託を行うものでございます。

それから、最後になりますけれども、社会教育施設の災害復旧費としまして、西部運動公園の周辺のり面の崩落を、応急処置を行うものとして600万円を見込ませていただいております。

以上でございます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 8ページなんですけれども、環境衛生費で、ごみの処理とかでかかっているのが一般財源だけなんですけれども、土砂の片づけとか災害廃棄物の片づけに、国のほうからもお金が出るようになってきているというのは、私はちょっと見たんですけれども、そういうのでは、国庫支出金のほうがないのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思うんです。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 伊藤議員の質問に回答させていただきます。

伊藤議員の指摘のとおり、現在、環境省のほうから補助金が出るというものをいただいております。この予算を専決で組ませていただく段階では、まだ明確になっていなかったところがありまして、こういった形になっております。今後、予算の組み替えで行いたいと思います。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は提案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第6、承認第7号 令和元年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第7号の提案理由を説明させていただきます。

議会を招集して、その議決を経る時間的余裕がないため、孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりま

して本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 承認第7号 令和元年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認について説明いたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出それぞれ1,350万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億601万4,000円とするものでございます。

また、地方債の補正、第2条、地方債の変更は、3ページの第2表 地方債補正により、災害復旧事業の限度額を1,300万円増額するものでございます。

6ページをごらんください。

歳入について説明いたします。

第6款第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金50万円の増額ですが、災害復旧事業に伴う起債の費用等の差額の増額でございます。

第9款村債、第1項特別地方債、第1目衛生費、第4節災害復旧事業債1,300万円の増額ですが、災害復旧事業を災害復旧事業債にて予定していることによる増額補正でございます。

7ページをごらんください。

歳出について説明いたします。

第2款災害復旧費、第1項衛生施設災害復旧費、第1目簡易水道施設災害復旧費1,350万円の増額ですが、13節災害復旧事業に伴う測量設計委託費500万円の増、15節災害復旧工事費850万円の増額をお願いするものです。主に田代地区の工事を予定させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、承認第7号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第7、承認第8号 令和元年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第8号の提案理由を説明させていただきます。

議会を招集して、その議決を経る時間的余裕がないため、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして本案を提出するものでございます。

担当より詳細説明をさせていただきます。慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、承認第8号 令和元年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出それぞれ5,250万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,315万6,000円とするものでございます。

また、地方債の補正、第2条、地方債の補正は、3ページの「第2表 地方債補正」により、限度額を5,250万円増額するものでございます。

6ページをごらんください。

歳入について説明いたします。

第6款第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金1,250万円の増額ですが、災害復旧事業債との差額の増額でございます。

第9款第1項村債、第4目災害復旧事業債4,000万円の増額ですが、災害復旧事業を災害復旧事業債にて予定していることによる増額補正でございます。

7ページをごらんください。

歳出について説明いたします。

第2款第1項災害復旧費、第1目災害復旧費5,250万円の増額ですが、13節災害復旧事業に伴う測量設計委託費を5,150万円の増、第14節重機のリース代を100万円の増額による増額をお願いするものです。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、承認第8号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第8、承認第9号 令和元年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第9号の提案理由を説明させていただきます。

議会を招集して、その議決を経る時間的余裕がないため、婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして本案を提出するものでございます。

担当課長より詳細説明をさせますので、慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、承認第9号 令和元年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出それぞれ900万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億534万8,000円とするものでございます。

また、地方債の補正、第2条、地方債の補正は、3ページの「第2表 地方債補正」により、限度額を700万円増額するものでございます。

6ページをごらんください。

歳入について説明させていただきます。

第6款第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金200万円の増額ですが、災害復旧事業費の差額の増額でございます。

第9款第1項村債、第4目災害復旧事業債700万円の増額ですが、災害復旧事業を災害復旧事業債にて予定していることによる増額補正でございます。

7ページをごらんください。

歳出について説明いたします。

第4款第1項災害復旧費、第1目災害復旧費900万円の増額ですが、11節災害復旧事業に伴う施設修繕費200万円の増、13節災害復旧事業に伴う測量設計委託費400万円の増、15節災害復旧工事費300万円の増額をお願いするものです。主に田代地区を予定しています。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、承認第9号は提案のとおり承認することに決定いたしました。

◎諮問第2号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第9、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第2号の提案理由を説明させていただきます。

人権擁護委員1名の任期が令和2年3月31日で満了となるため、新たな候補者を推薦するに当たりまして、議会の意見を求めるものでございます。

また、当候補者は、地域からの信望も厚く、大変識見も高く適任であるので候補者として推薦するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） お諮りします。本案については、全員協議会で意見調整し、再開日に答申したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、全員協議会で意見調整し、再開日に答申することといたします。

◎議案調査について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。本日提出されました日程第10、議案第51号から日程第26、議案第67号までの各議案につきまして、本日提案説明までさせていただき、全員協議会での詳細説明の上、各議案の審査は中日9日に行うこととし、再開日まで議案調査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第67号までの各議案は、本日から再開日まで議案調査といたします。

◎日程の変更について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。日程第10、議案第51号から日程第16、議案第57号までは、いずれも令和元年度各会計補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第10から日程第16までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第51号～議案第57号の一括上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第10から日程第16までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第51号から議案第57号までの各補正予算につきましての提案理由を説明させていただきます。

まず、議案第51号 令和元年度婦恋村一般会計補正予算（第7号）につきまして、主な提案理由を説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ7,508万2,000円を追加し、歳入歳出総額を81億5,359万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金100万円、国・県支出金2,434万1,000円、財政調整基金からの繰り入れ4,974万1,000円の増額とさせていただいております。国庫補助金につきましては、地域生活支援事業費国庫補助金及び過疎地域等自立活性化推進交付金等の増額、県補助金につきましては、農林水産業費補助金及び民生費補助金の増額となります。

続いて、歳出であります。全体に共通した内容といたしまして、人事異動及び人事院勧告による人件費の補正、また、台風被害に対応するための職員の時間外手当を補正させていただきました。

各款ごとの主な内容になりますが、総務費では、鎌原観音堂周辺整備事業及び高校生通学バス運行委託料について増額させていただいております。

衛生費につきましては、高齢者予防接種委託料及び不妊治療費助成金の増額をさせていただいております。

農林水産業費につきましては、恒久柵の設置工事費等を増額させていただいております。

教育費につきましては、運動公園ののり面設計について委託費を増額させていただいております。これにつきましては、台風被害により変更となったものでございます。

災害復旧費については、林道工事費及び農業災害対策事業費を増額させていただいております。

以上が一般会計補正予算の主な内容となります。

続きまして、議案第52号 令和元年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、主な提案理由を説明させていただきます。

事業勘定の歳入歳出それぞれ8,902万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億6,037

万円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金及び国保連合会保険給付費等交付金、余剰分精算金の計上になります。

歳出につきましては、糖尿病性腎症重症化予防対策業務委託料につきまして減額とさせていただきますが、保険給付費等交付金、償還金及び基金積立金につきましては、増額とさせていただきます。

続いて、議案第53号 介護保険特別会計補正予算（第2号）について、主な提案理由を説明させていただきます。

事業勘定の歳入歳出それぞれ180万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億5,567万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金及び国庫支出金の増額となります。

歳出につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修及び紙おむつ等支給事業費委託料を増額させていただきます。

サービス勘定につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正となります。

続きまして、議案第54号 簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の主な提案理由を説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ6,970万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7,571万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金及び村債等が増額となります。

歳出につきましては、災害復旧費を増額させていただきます。

続きまして、議案第55号 上水道事業会計補正予算（第1号）の主な提案理由を説明させていただきます。

収益的支出につきましては、878万3,000円を追加し、1億7,212万1,000円とするものでございます。

主な内容は、災害に伴う修繕費、消費税の精査による増額でございます。

資本的収入及び支出につきましては、収入を4,169万8,000円の増額、支出4,130万5,000円の増額をさせていただきます。

主な内容は、収支とも災害復旧事業に伴うものでございます。

続きまして、議案第56号 公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の主な提案理由を説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ9万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億7,305万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正となります。

続きまして、議案第57号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の主な提案理由を説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ481万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億53万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正となります。

以上、大変雑駁ではありますが、私からの提案説明とさせていただきます。

なお、各会計の補正予算の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせます。

慎重なるご審議を賜りまして、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 議案第51号から議案第57号まで、順次詳細説明を求めます。

議案第51号 令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第7号）について、総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） それでは、議案第51号の令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第7号）の詳細説明をさせていただきます。

令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,508万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億5,359万5,000円とするものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書で概要を説明させていただきます。

歳入から説明を申し上げます。

13款分担金及び負担金100万円、15款国庫支出金123万1,000円、16款県支出金2,311万円、19款繰入金4,974万1,000円、次のページでございますけれども、歳入の合計で7,508万2,000円となります。

次に歳出でございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費39万4,000円、2款総務費マイナス2,650万9,000円、3款民生費615万8,000円、4款衛生費926万3,000円、6款農林水産業費3,673万8,000円、7款商工費マイナス17万3,000円、8款土木費327万円、9款消防費2,027万円、10款教育費1,624万6,000円、11款災

害復旧費942万5,000円、歳出の合計で7,508万2,000円となるものでございます。

財源の内訳でございますけれども、表の右側をごらんいただければと思います。

国県支出金2,434万1,000円、その他財源で100万円、一般財源としまして4,974万1,000円となります。

次に、歳入歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入からでございます。

その次の8ページからごらんをいただきたいと思います。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費補助金2,278万2,000円でございます。農地費補助金としまして2,060万円でございますけれども、そのうち農地耕作条件改善事業の補助金1,600万円でございます。内容については歳出のほうで説明をさせていただきます。

19款繰入金、1項基金繰入金としまして財政調整基金繰入金が4,974万1,000円でございます。

続いて、歳出でございます。

人事異動及び人事院勧告による人件費の移動について以外について、説明をさせていただきます。

まず、10ページを確認いただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費でございますけれども、公共交通対策事業としまして100万9,000円、これにつきましては、台風によるJRの不通によりまして代行バスを緊急に対応したものでございます。

続いて、12ページをごらんいただきたいと思います。

12ページ、中ほどの3款民生費、1項社会福祉費、2目環境改善センター運営費、環境改善センターの運営事業の中で玄関の改修工事を行う予定だったものですが、この下の3目老人福祉費のひとり暮らし老人の対策事業と同様に、台風の影響により実行できなかったもの、また、緊急を要しないものとして見送るという形をとらせていただいております。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと思います。

16ページの4款衛生費、1項保健衛生費、6目簡易水道費としまして簡易水道特別会計への繰り出しを行うものです。1,270万4,000円でございます。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費でございます。17ページの5目農地費でございますけれども、説明欄の一番下にございます農地耕作条件改善事業ですけれども、先ほど

の歳入の中にありました1,600万円で行う事業のものでございます。獣害対策の恒久柵を以前から要望していた、予算がついたということで実行するものでございます。

次に、19ページをごらんいただきたいと思います。

19ページの一番下、9款消防費、1項消防費、5目災害対策費でございます。被災者生活再建事業としまして、職員の、10月12日から土日、夜間の勤務が続きます、時間外手当の計上を行うものでございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと思います。

22ページの中ほど、10款教育費、5項社会教育費になります。社会教育総務費の中の文化祭実施事業ですけれども、先ほどもありましたけれども、台風の影響によって行われなかった事業の減額をするものでございます。

続いて、次の23ページになります。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費でございます。農地災害復旧費、それから林道の災害復旧費、合わせまして942万5,000円の補正を行うものでございます。

次のページ、24ページ、25ページにつきましては、人事院勧告による給与改定による説明資料でございます。確認をいただければと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 議案第52号 令和元年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） それでは、議案第52号 令和元年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

事業勘定分になりますけれども、歳入歳出それぞれ8,902万1,000円を追加しまして、歳入歳出総額をそれぞれ16億6,037万円とするものでございます。

初めに、3ページをごらんください。

歳入歳出の事項別明細書となっております。

第6款繰入金279万8,000円の減額、第7款繰越金8,166万3,000円の増額、第8款諸収入1,015万6,000円の増額となっております。繰越金につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金になります。諸収入につきましては、平成30年度決算に伴う保険給付費等交付金の精算金となっております。

次に、4ページをごらんください。

歳出の事項別明細書でございますが、第1款総務費13万8,000円の減、第6款保健事業費500万円の減額、第7款基金積立金8,400万2,000円の増額、第9款諸支出金1,015万7,000円の増額となっております。

主なものといたしまして、基金の積み立てにつきましては、国民健康保険基金への積立金となっております。また、平成30年度決算に伴う県への保険給付費等交付金の償還金が諸支出金から返還させていただいております。

以上で、令和元年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 議案第53号 令和元年度孺恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） それでは、議案第53号 令和元年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

事業勘定ですが、歳入歳出予算額にそれぞれ180万2,000円を追加しまして、歳入歳出総額を10億5,567万8,000円とし、サービス勘定の歳入歳出予算額をそれぞれ28万7,000円減額し、歳入歳出総額を1,829万円とするものでございます。

まず、事業勘定ですが、3ページをごらんください。

歳入歳出の事項別明細書になります。

第3款国庫支出金27万5,000円の増額、システムの改修に伴う国からの補助金となっております。

第9款繰越金152万7,000円の増ですが、平成30年度決算における繰越金となります。

続きまして、4ページをごらんください。

歳出の事項別明細書になりますが、第1款総務費85万7,000円の増額、システム改修費、認定調査員の賃金、来年度策定の第8期介護保険事業計画のアンケート実施に伴う経費が増額となっております。

第4款地域支援事業費が94万5,000円の増ですが、人事院勧告に伴う人件費、紙おむつの補助金が主なものとなっております。

次にサービス勘定ですが、11ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書ですけれども、第2款繰入金が28万7,000円の減額となっております。これにつきましては、一般会計からの繰入金を減額しております。

12ページをごらんください。

歳出ですけれども、第1款事業費が28万7,000円の減額となっております。これにつきましては、職員手当の減額が主なものとなっております。

以上で、令和元年度孺恋村介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 議案第54号 令和元年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第54号 令和元年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出それぞれ6,970万4,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,571万8,000円とするものでございます。

また、地方債の補正、第2条、地方債の追加は、3ページ、「第2表 地方債補正」により、災害復旧事業債の限度額を3,730万円とするものでございます。

6ページをごらんください。

歳入について説明させていただきます。

第3款第1項国庫補助金、第2目衛生施設災害復旧費国庫補助金3,250万円の増額ですが、災害復旧事業に伴う増額でございます。

第6款第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金1,270万4,000円の増額ですが、災害復旧事業費及び人件費の増額に伴う差額の増額でございます。

第9款第1項特別地方債、第1目衛生費、第4節災害復旧事業債2,450万円の増額ですが、災害復旧事業に伴う増額補正でございます。

7ページをごらんください。

歳出について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費465万4,000円の増額ですが、人事異動、また、人事院勧告に伴う人件費の増額です。

第2款災害復旧費、第1項衛生施設災害復旧費、第1目簡易水道施設災害復旧費6,505万円の増は、11節施設修繕料55万円の増、災害復旧工事費6,450万円の増額をお願いするものです。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 議案第55号 令和元年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きますして、議案第55号 令和元年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

収益的収入及び支出、第2条におきましては、支出としまして第1款水道事業費用、第1項営業費用を272万円増額させていただきまして1億5,326万2,000円とし、第2項営業外費用を606万3,000円増額し、1,885万9,000円とさせていただきました。水道事業費用を1億7,212万1,000円といたします。

資本的収入及び支出、第3条におきましては、収入としまして第1款資本的収入、第1項資本剰余金4,169万8,000円を計上しまして、資本的収入の合計額を8,310万8,000円といたします。

支出としまして、第1款資本的支出、第1項建設改良費を4,130万5,000円増額しまして、資本的支出の合計を1億6,314万5,000円とするものでございます。

また、第4条としまして、予算第5条に定めました議会の議決を経なければならない経費の金額としまして、科目、職員給与費を236万円減額し、1,708万4,000円とするものでございます。

2ページの上水道事業会計補正予算明細書をごらんください。

収益的収入及び支出の支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費、補正額272万円の増額でございます。人事異動と人事院勧告の差額の人件費の減額及び災害復旧事業に伴う修繕費の増額でございます。

第2項営業外費用、第3目消費税及び地方消費税606万3,000円の増額ですが、消費税の精算に伴う増額でございます。

次に、資本的収入及び支出です。

収入、第1款資本的収入、第1項資本的剰余金、第3目工事負担金4,169万8,000円、広川原地区において導水管の災害復旧事業が、道路災害復旧事業で申請となることに伴う一般会計からの工事負担金です。

次に、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3目構築物4,130万5,000円の増額です。収入で説明させていただきました工事に伴う増額でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 議案第56号 令和元年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第56号 令和元年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出それぞれ9万8,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,305万8,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。

歳入について説明させていただきます。

第6款第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金9万8,000円の減額ですが、人事異動、また、人事院勧告に伴う差額の減額でございます。

6ページをごらんください。

歳出について説明させていただきます。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費9万8,000円の減額ですが、同じく人事異動、また、人事院勧告に伴う人件費の減額です。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 議案第57号 令和元年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第57号 令和元年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出それぞれ481万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億53万8,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。

歳入について説明させていただきます。

第6款第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金481万円の減額ですが、人事異動、また、人事院勧告に伴う差額の減額でございます。

6ページをごらんください。

歳出について説明させていただきます。

第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費、第1目総務管理費481万円の減額ですが、同じく人事異動、また、人事院勧告に伴う人件費の減額です。よろしくお願ひいたします。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第17、議案第58号 婦恋村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第58号の提案理由を説明させていただきます。

一般職の任期付職員を採用するために、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法に基づき必要な事項を定めるために条例制定したいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

◎議案第59号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第18、議案第59号 婦恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第59号の提案理由を説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、現在、任用しておる臨時職員等を会計年度任用職員として任用する必要があるために、給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるために条例制定したいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

◎議案第60号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第19、議案第60号 婦恋村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第60号の提案理由を説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、現在、任用している臨時職員等を会計年度任用職員として任用する必要があるために、勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるために条例制定をしたいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第61号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第20、議案第61号 婦恋村職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第61号の提案理由を説明させていただきます。

本年度の人事院勧告等により、国の給与法の一部改正に準じて婦恋村職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第62号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第21、議案第62号 婦恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第62号の提案理由を説明させていただきます。

本年度の人事院勧告等による婦恋村職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、婦恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第22、議案第63号 婦恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第63号の提案理由を説明させていただきます。

本年度の人事院勧告等による婦恋村職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、婦恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第64号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第23、議案第64号 婦恋村公民館設置及び管理に関する条例の

一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第64号の提案理由を説明させていただきます。

公民館の所在地に誤りがあるため、孺恋村公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第65号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第24、議案第65号 孺恋村農漁業災害対策特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第65号の提案理由を説明させていただきます。

災害指定要件に規定された災害に対する措置事項が規定されていなかったため、措置事項を追加し、条例制定の目的を達成するため、孺恋村農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第66号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第25、議案第66号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第66号の提案理由を説明させていただきます。

派遣できる団体に村の事務、または事業と密接な関係等を有する団体を追加し、人的援助を行うことで地域の振興等が図ることができるようにするために条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第67号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第26、議案第67号 孀恋村印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第67号の提案理由を説明させていただきます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行及び住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年法律第152号）の公布により、旧氏を使用した印鑑登録を可能とするため、孀恋村印鑑条例の一部を改正するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（松本 幸君） 日程第27、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願陳情文書表のとおりであります。

会議規則第90条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（松本 幸君） 日程第28、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更が生じた場合は議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣の件については、変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（松本 幸君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により8日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから8日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 幸君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時28分

令和元年第9回定例村議会

(第2号)

令和元年第9回嬭恋村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

令和元年12月9日(月)午前10時00分開議

- 日程第 1 答申第 2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見(答申)について
- 日程第 2 議案第51号 令和元年度嬭恋村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 3 議案第52号 令和元年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 4 議案第53号 令和元年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第54号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第55号 令和元年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第56号 令和元年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第57号 令和元年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第58号 嬭恋村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
制定について
- 日程第10 議案第59号 嬭恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について
- 日程第11 議案第60号 嬭恋村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定
について
- 日程第12 議案第61号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第62号 嬭恋村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の
一部改正について
- 日程第14 議案第63号 嬭恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改
正について
- 日程第15 議案第64号 嬭恋村公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第65号 嬭恋村農漁業災害対策特別措置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第66号 公益法人等への職員ゝの派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第67号 嬭恋村印鑑条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	加藤康治君
教育長	地田功一君	総務課長	土屋和久君
総合政策課長	佐藤幸光君	税務課長	宮崎貴君
住民福祉課長	熊川真津美君	農林振興課長	横沢貴博君
観光商工課長	地田繁君	上下水道課長	宮崎忠君
教育委員会 事務局長	熊川武彦君	会計管理者	熊川さち子君

欠席

建設課長	宮崎芳弥君
------	-------

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩崇明	書記	宮崎剛
--------	------	----	-----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第9回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎答申第2号について

○議長（松本 幸君） 日程第1、答申第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）についてを議題といたします。

本案については、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、答申第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）については、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第2、議案第51号 令和元年度婦恋村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 何点か質問を行います。

まず最初に、11ページの説明の中の個人番号制度基盤整備事業のシステム委託料については、当初予算にもこれは入っていたように思いますけれども、どういうことがあってこうした補正が組まれたのかどうかというのが1点と、それから、14ページの4目の保育所運営費で、職員人件費が348万5,000円マイナスになっているんですけども、それは、例えば21ページの幼稚園教諭が1,025万8,000円ふえたのに関連とかあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、24ページの給与費明細書の中の一般職のところ、職員数が補正前から補正後に2名減っているんですけども、これは補充予定とか、人員を募集しているのかをお聞きしたいと思います。

以上ですけれども。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 伊藤議員の質問に回答させていただきます。

11ページの戸籍住民登録のところのシステム委託につきましては、マイナンバー制度のワンストップ事業のシステムの関係、追加で委託をするものでございます。よろしく申し上げます。

総務課のほうから、最後の24ページの職員の数字が違くと、減っているというところですけども、中途退職によるものでございます。これにつきましては、来年度の採用の中で増員をしていければというふうに考えております。前と同等の人数にしていければというふうに考えております。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

14ページの保育所運営事業費の給与の減額につきましては、人事異動に伴います職員の異動による個々の給与の差額によるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員、よろしいですか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） すみません。最初のマイナンバー制度のシステム委託は、ワン何て言ったのが、ちょっとその言葉がわからなかったんですが、それが1点と、それから職員が2名減ったのが中途退職ということで、じゃ、来年度募集は臨時ではなく、それ同等というのでは、正規の募集をきちんとするというのを確認しておきたいのと、それから今、教育委員会事務局長が説明した保育所の人事異動というと、21ページの幼稚園教諭との関連がそれになるのかをちょっと確認したいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 11ページの件ですけれども、マイナンバーを使用することによって、住民の方が何回も手続をすることなく、1回でできるようにするものでございますけれども、ワンストップのサービスでございます。

それから、最後の、臨時職員ではないのかということなんですけれども、可能な限り、本採用というか、本職員でやりたいと考えております。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） 先ほどのご質問の中の21ページのところの関係ですが、やはりこれも職員が両方のほうに行って、個々の職員の給与が違うものですから、その違いの人事異動に伴う人件費の変更でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、この補正は若干の補強意見も含めながら賛成をしますけれども、台風とかいろんなことでもいろいろ努力されたことによりですけれども、やっぱり、総務課長から答弁をいただきましたけれども、なるべく必要な人員は正規職員を入れていくということと、職員の働く条件はよくしていくというのはいつも頭に置いて、やっぱりそういう条

件整備をきちんとしておくということをこの補正の中でも求めていきたいと思っておりますので、その点をよろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第3、議案第52号 令和元年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第4、議案第53号 令和元年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第5、議案第54号 令和元年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第6、議案第55号 令和元年度嬭恋村上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第7、議案第56号 令和元年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第8、議案第57号 令和元年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第9、議案第58号 婦恋村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第10、議案第59号 婦恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） この会計年度任用職員についてなんですけれども、この名前のおりに、まずこれは本当に1年ごとなのかということでは、今、採用されている方の不安とか何かを取り除くためには、引き続きのこともあったらいいなというふうに思うんですけれども、その辺については当局としてはどう考えているのかというのが1点と、労働契約法では、5年働いたら正規とかというのもうたわれているけれども、そういうことは今後考えていけるのかどうかという、この任用職員についての大まかなことを聞きたいのと、それと、限りなく正規に近くというのも、これを取り入れるのに私も要望をした覚えがありますけれども、そういった点で、例えば正規の方だと、1年たつと等級が少し上がるとか、そういうものがあるわけなんですけれども、その点については、正規と同様に扱っていただけるのかどうかを質問したいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 伊藤議員の質問に回答させていただきます。

会計年度任用職員につきましては、その名のおり、会計年度、1年ごとの雇用という形になります。5年働いた後はというような話ですけれども、制度の趣旨にのっとり、それは行っていきたいというふうに思っております。

昇給につきまして質問がありましたけれども、これにつきましては、年ごとに継続する方については昇給をしていくという形をとる予定でございます。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） この任用職員の制度導入に当たっては、私は、国の財源措置を求める

立場で意見を述べたんですけれども、そういう点では、来年4月からやるようになるわけですが、国のほうからのそういう財源措置の通知とか何かが来ているのか。それで、正規と同じように、今度、期末手当も出るようになるわけだけでも、そういった点で、やっぱり国の支援がないと村の負担が多くなると思うんですけれども、今現在の臨時職員の数に応じた試算をしてみて、婦恋村としてはどのくらいの予算が必要となるのかもちょっとわかっていましたら教えていただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 伊藤議員の質問に回答させていただきます。

自治体の負担に対しての国の財源措置につきましては、今のところ示されていないんですけれども、1月になったら示されるのではないかという見通ししております。

それから、期末手当が、今度、会計年度任用職員にはつくということで、村の負担がどうなのかという質問ですけれども、試算をしたところ、大体年額で2,000万円ほどの増額になる見込みでおります。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） これについては、国の法律に従って、来年の4月1日から施行されるということですが、やはり今まで臨時職員で勤務をされていた方、そういう方もいらっしゃるわけで、あと近隣町村にもお聞きしましたけれども、この給料表も示されていますけれども、この給料表の格付は首長の判断によるということですが、それに関しては、バブルがはじけて、職員も給料を減額されていた時期もあるわけですが、今、保育士が足りなくて待機児童がいるという中であっては、きちんと長年、臨時職員として勤務をされていた人の格付については、やはり新規採用で前歴計算をされる方もいらっしゃると思いますので、そういったところも鑑みて給料の格付をしていただきたいと思いますというお願いをして、賛成の立場で討論させていただきました。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は先ほど質問したわけですが、一番、この目的として私は、同じ仕事をしている臨時の方々が同一労働同一賃金になるべく近づけてほしいという思いで賛成したいと思うんですけれども、それがこの条例、私のような、なかなかわからないと、本当にこれがいいのかどうか伝わりにくくて、朝、担当課長にも聞きに行ったわけですが、それが本当に網羅されて、そして村長には、国に財源措置をきちっとするように、首長としてきちんと国のほうにも持っていかないと、婦恋村の財政がさらに厳しくなると思うので、その辺は村長にも強く求めて、この意見を賛成して、もし、私の不注意で臨時の人たちが働く条件が悪かったら、私はまた条例改正を提案したいような気持ちで賛成としたいと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第11、議案第60号 婦恋村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第12、議案第61号 婦恋村職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第13、議案第62号 嬭恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先日の全員協議会で質問したんですけれども、よく理解できなかったのもう一度質問します。

今回ののは、報酬審議会にかけたのか、かけないのかということ質問したときに、村長から答えがありましたけれども、その意味がよくわからなかったので、再度説明を求めます。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 伊藤議員の質問に回答させていただきます。

本案につきましては、人事院勧告に基づくものでございます。報酬審議会、かけるものではなく、人事院勧告に従ったものということで理解をいただければと思います。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） そうすると、人勧に基づいてというと、そういうのが何か特別職とか議員とかの報酬決めるとき、人勧に基づいて、これはもう準じて決められるというものが、何らかの規則か細則に決められているんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 群馬県内におきましては、人事院勧告の答申に基づきまして、慣例として35市町村、全部そういう状況になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） こういう人事院勧告に基づいてということであるので、ああじゃ、こうじゃと言っても仕方ないがないと思われまますので、私は賛成です。

以上。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第14、議案第63号 孺恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

上坂議員。

○4番（上坂建司君） これは、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正なんですけど、自分の、結局、ここにいる議員の増減に対して、みずからがこの問題を議論できるんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 大丈夫です。

○4番（上坂建司君） 大丈夫ですか。

○議長（松本 幸君） はい。

いいですか。

ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

上坂議員。

○4番（上坂建司君） 自分の給料の昇給に対して自分が採決をするということには、私は納得がいかないの、これを採決するんだったら私は退席させていただきます。

○議長（松本 幸君） 退席は本人の自由ですけれども、議案は提出されております。これは諮る義務が私はあると思いますが。あとは上坂議員にお任せしますけれども。

上坂議員。

○4番（上坂建司君） それは少しおかしいんじゃないですか。みずからの給料を上げるのに対して、議員が採決をして賛成するというのは変じゃないですか。理由はどうであれ、理屈にはかなわないでしょう、そんなことは。やるならやってくださいよ。私は退席するから。

○議長（松本 幸君） 大久保議員。

○10番（大久保 守君） これは少なくとも条例でありますので、条例を決定するのは議員でありますから、私は賛成の立場でよいと思います。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ございますか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ございませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立多数でございます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

[発言する者あり]

○議長（松本 幸君） これは、上坂議員、条例に基づいて行っているわけです。議員の報酬は議員で決めるということではないわけです。条例に従って議員の報酬というものはあるわけです。

続けます。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第15、議案第64号 婦恋村公民館設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第16、議案第65号 婦恋村農漁業災害対策特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第17、議案第66号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第18、議案第67号 婦恋村印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（松本 幸君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により12日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから12日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 幸君） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時39分

令和元年第9回定例村議会

(第3号)

令和元年第9回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和元年12月13日(金)午前10時04分開議

日程第1 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第2 一般質問

日程第3 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	加藤康治君
教育長	地田功一君	総務課長	土屋和久君
総合政策課長	佐藤幸光君	税務課長	宮崎貴君
住民福祉課長	熊川真津美君	農林振興課長	横沢貴博君
観光商工課長	地田繁君	上下水道課長	宮崎忠君
教育委員会 事務局長	熊川武彦君	会計管理者	熊川さち子君

欠席

建設課長 宮崎芳弥君

事務局職員出席者

議会事務局長 黒岩 崇明 書記 宮崎 剛

開議 午前10時04分

◎開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第9回嬭恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（松本 幸君） 日程第1、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に陳情書等を所管の委員会に付託し審査願っておりましたが、いずれも審査が終了しましたので、ただいまから委員長報告を行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○総務文教常任委員長（黒岩忠雄君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会では、要望1件について当委員会への付託を受け、12月4日、午前11時30分から議長及び委員5名、当局から村長、教育長、関係課長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査しましたが、その結果について報告いたします。

三原区長、坂詰洋一氏から提出された要望第6号、嬭恋会館建設に関する要望書について審査を行いました。要望の趣旨は、嬭恋会館は三原区に人が集まる建物であり、よそへ移転するのではなく、図書館等の設備を充実し、現在の場所で早期建てかえをお願いするもので

あります。

各委員からは、少子高齢化などの人口問題や役場庁舎を含めた嬭恋村全体の公共施設のあり方を精査し、今後の村全体の公共施設の建設計画を立ててからでよいのではないかと意見があり、趣旨採択と決しました。

その他といたしまして、住民福祉課からにこにこ広場の運営状況や西吾妻福祉病院の経営目標達成率などの報告事項がありました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 要望第6号 嬭恋会館建設に関する要望書について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 三原区の趣旨としては、早くに会館を建てていただきたいという趣旨だと今の報告があったんですけれども、その中で、委員長報告から公共施設のあり方を考えてからということで、これについては議会のほうでも当局に要望しているわけですが、これについては、当局としてはめどはどのように考えているかは、その中で話し合われなかったのでしょうか。

○議長（松本 幸君） ただいまの質問は当局への質問です。これは委員長に対して質問をお願いしたいと思います。

○9番（伊藤洋子君） 委員長というか、委員長報告に対しての報告だけでも……

○議長（松本 幸君） そうです。委員長報告に対しての質問ということです。

○9番（伊藤洋子君） では、その中ではそういうことは話し合われなかったということなんです、その時期については。

○議長（松本 幸君） 委員長、答弁をお願いします。

○総務文教常任委員長（黒岩忠雄君） 当日は村長とその話はしたような記憶がちょっと私はないんですけども。村長、いかがですか。そんな話はしなかったよね。皆さんとはどういうわけでそういうことになるかという話はしたような気はするんですけども、そういうことです。

○議長（松本 幸君） 委員会ではその話は出なかったということで解釈したいと思います。

伊藤議員、どうでしょう。いいですか。

ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今回、この委員長報告どおり趣旨採択でいいかとは思いますが、これはやっぱり孺恋村の三原地区としてはすごく早目を望んでいることなので、私は当局には早急に、議会のほうでも述べましたけれども、早急にやっぱりこの公共施設再編計画を立てるということを強く要望しながらこの趣旨採択に賛成したいと思います。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第6号 孺恋会館建設に関する要望書について、委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり……

○8番（黒岩忠雄君） 議長、起立多数です。全員ではありません。

○議長（松本 幸君） 多数でしたか、申しわけありません。

ただいま、起立多数であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、産業建設常任委員会へ付託の陳情第6号及び陳情第7号については一括報告をしていただき、案件ごとに質疑、討論、採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

[産業建設常任委員長 土屋幸雄君登壇]

○産業建設常任委員長（土屋幸雄君） 産業建設常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、12月4日、午後1時から委員会を開催し、陳情2件の審査と各課からの報告を受けました。

委員会には委員6名と副議長、当局側からは村長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

初めに、株式会社寿産業社長、斉藤節治氏及び代表永住者2名から提出された陳情第6号 台風19号による泉沢川の法面崩壊防止に関する陳情書について審査をいたしました。

陳情の趣旨は、株式会社寿産業が管理するパークヒル浅間地区に接する普通河川泉沢川が増水し、別荘地に隣接するのり面の崩壊及びしゃくなげ園に通じる道路、暗渠が決壊しているので、のり面保護工事及び道路、暗渠の災害復旧工事をお願いするものでございます。

担当課である建設課長の説明では、国土交通省の利根川水系砂防工事事務所は既に現地を見ており、災害箇所内の道路、暗渠部分は復旧工事をする予定となっており、のり面部分は沢ののり面工事だけではなく沢の一体的な工事ができるよう事業を探しているとの説明がありました。

委員からも早急な復旧をしてもらいたいとの意見から、全会一致で採択と決しました。

次に、西窪区長、黒岩優行氏から提出された陳情第7号 吾妻川・万座川河川及び関連治山災害防除整備の強靱化推進方について審査を行いました。

陳情の趣旨は、吾妻川、万座川河川及び関連治山災害防除整備事項について、多大な災害につながりかねない懸案事象箇所が発生しており、河川を所轄する国土交通省利根川水系砂防工事事務所、群馬県及び村当局へ災害防除強化の推進について上申するよう求めるものです。

村長及び担当課からの説明では、吾妻川の河川について村から床固め工事をしていただくよう利根川水系砂防工事事務所へお願いをしておられ、今後もしっかり対応していくとの説明がありました。

また、下水道水管橋については、台風19号の災害査定を受け早急に復旧工事をしていくと上下水道課長から説明がありました。

各委員からの意見も、床固め工事や災害復旧工事を早急にしてもらいたいとの意見であり、全会一致で採択と決しました。

その他、各課から報告事項がありました。

農林振興課からは、米の食味コンクールにおいて、婦恋から1人の方が金賞を受賞したと

の報告がありました。

上下水道課からは、万座の簡易水道第1ポンプ井の更新工事関係の進捗状況について、建設課からは、国道144号鳴岩橋の復旧工事について説明がありました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 陳情第6号 台風19号による泉沢川の法面崩壊防止に関する陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第6号 台風19号による泉沢川の法面崩壊防止に関する陳情書について、委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第7号 吾妻川・万座川河川及び関連治山災害防除整備の強靱化推進方について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第7号 吾妻川・万座川河川及び関連治山災害防除整備の強靱化推進方について、委

員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（松本 幸君） 日程第2、一般質問を行います。

黒岩忠雄君外6名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 黒 岩 忠 雄 君

○議長（松本 幸君） 初めに、黒岩忠雄君の一般質問を許可します。

黒岩忠雄君。

〔8番 黒岩忠雄君登壇〕

○8番（黒岩忠雄君） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

まず、第1に鎌原観音堂周辺整備計画について。

鎌原観音堂整備は、孺恋村においての道の駅的機能を果たす大変重要な場所であります。群馬県内市町村を見ても、道の駅がない自治体は我が村だけではないかと思えます。それゆえに、この計画にかける皆様の期待は大変大きなものと思えます。鎌原観音堂を中心として天明3年に起きた浅間山の大噴火、鎌原土石なだれにより鎌原村の消滅、そして観音堂へ逃げ延びた僅かな人々による血のにじむような鎌原村の復興と237年の歴史がいっぱい詰まっている地でございます。整備計画に携わる皆様も真剣に取り組んでいただきたいと思います。

この整備計画について、何点かお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、1番として地方創生推進交付金事業についてでございます。

このお金が3,850万円。1つ、この交付金は使途目的があるのか。もし使途の目的があれば何の目的か教えていただきたい。

次に、全てがジオパークありき、地方創生は、まず第1は鎌原観音堂、第2は鎌原観音堂資料館ではないのか。勘違いがなければよろしいが。

次に、資料館に色をつけてカラフルにして、遠くから見ても資料館とわかるようにしてはどうか。

次に、水車が回っていません。回さなければ意味がない。3,700万円もかけて、ただ飾る水車ではなくても同じだと思います。こん辺、またしっかりした答弁をお願いします。

あと、地方創生拠点整備交付金事業について。

まず、農産物と直売所の設計建設は大丈夫か。7,906万2,000円で設計どおりのものが期日までにでき上がるのか。しっかりとお答えをいただきたいと思います。

次に、駐車場について詳細説明をしていただきたいと思います。

次に、期間は3カ年ということであるが、この間、令和1年12月4日に出された案で案どおり全てのものが完成をするのか。細かくお聞きしたいと思います。

最後に、総合政策課、農林振興、観光商工、教育委員会と4者が入ってやっております。リーダーシップのとれる課長を1人決めて遅滞のないよう作業を進めてほしい。あちこち突っかかりがあっては困ります。そういうことでお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、台風19号について。

まず、村長には、この台風の災害につきまして東西奔走をしていただき迅速な対応をとっていただきました。まことにありがとうございます。感謝申し上げます。

阪神大震災を初め、東日本大震災、熊本地震、中国、九州北部豪雨、紀伊半島豪雨、御岳山噴火、元白根山噴火と自然災害が大変多く、数多くの死者を出した平成の時代も終わり、令和の時代へと移りました。5月1日より令和元年が始まり、そして半年もたたないうちに、地球温暖化の影響もあり、令和元年10月12日、台風19号が日本を襲い、全国で死者98名、行方不明者3名の犠牲者を出す大惨事となりました。そして、孺恋村でも百年に一度あるかないかと思われるほどの甚大な被害を受けました。特に、鹿沢地区、田代地区、大笹長井地区の3地区が大きな被害を受けました。鹿沢地区では旅館が閉鎖する事態に、田代地区では何軒かの家が流失をする事態が発生、長井地区では鳴岩橋が崩落、国道、河川が決壊するなど大惨事となりました。幸いなことに、本村では亡くなられた方がいなかったことが何よりでした。被災された皆様方におきましては、心よりお見舞いを申し上げます。また、このような大きな災害について幾つか質問いたします。よろしくをお願いします。

まず、1つ、鳴岩橋は完成まで3年から4年かかるという国交省の報告でありました。村長は、村のリーダーシップをとっていただき、少しでも早く工事が完了できるようお力添えをお願いいたします。

次に、私の横の河原は床固めもやって4年から5年ぐらいかかるという説明でありました。期日はよいのですが、地権者の土地の面積をしっかりと確保していただきたいと、このように思います。

次に、堤防もスーパー堤防をつくっていただき、100年から200年もつ頑丈なものをつくっていただきたい。このように村長をお願いをしたいと思います。それから、堤防の上に軽トラックが走れる道路をつくってほしい。このお願いは区長の提案でございます。

それから、国・県道も大分被害があったが、村長の任期中に全て完了できるよう御願いをしたいと思います。ぜひ、村長、あと3年少しでございます。頑張ってください、全てが完了できるようにお願いをします。

国道144号も、できれば上信道と絡めて修正できればよいものができると思うが、村長の考えを伺いたい。

最後に、国道、県道に工事用信号が何カ所もあります。できれば信号のある箇所を優先して工事をしてもらい、信号を早くなくしていただきたいと思います。婦恋村の観光振興に対しても影響があると思います。どうか、村長、よろしく申し上げます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩忠雄議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

質問事項は大きく2点ございました。鎌原観音堂周辺整備計画について、もう一つは令和元年台風19号についてのご質問でございました。

まず、最初に台風19号についてお答えをさせていただきたいと思います。

鳴岩橋の早期完成についてという具体的な質問でございますが、国道144号鳴岩橋につきましては、国、高崎河川国道事務所が群馬県にかわり代行して復旧の工事をしていただいております。11月8日金曜日、工事に着工していただいております。また、12月16日には地元地権者、大笹区への説明会も行われました。12月3日に行われた全員協議会で建設課長より説明させていただきましたとおり、本年12月末までに緊急迂回路、令和2年出水期前、つ

まり来年の6月までには仮橋の施工を計画していただいております。現場を見ていただければわかると思いますが、工事は大分進捗しております。年内には必ず仮設の橋が竣工すると確信しております。本復旧につきましては、おおむね3年かかる予定だと伺っておりますが、早急な復旧は大笹区民のみならず婦恋村村民の念願であると思っております。私はもちろんのことでございますけれども、議会の皆様とも力を合わせて、機会あるごとに早期復旧を関係機関にお願いしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、大笹長井川原床固め工についてでございますが、国土交通省利根川水系砂防工事事務所において実施していただく予定です。12月21日には長井川原住民、地権者に集まっていただき説明会を開催いたしました。議員の今回の質問は説明会で出た質問ですが、利根川水系砂防工事事務所において回答していただいておりますので、ここでは詳しい説明は省かせていただきます。いずれにいたしましても、これからの計画ですので地元の要望はしっかりお願いしていく所存でございます。なお、申し添えますが、おとといには既に現地の立ち会いが始まっております。約40名の地権者が現場で立ち会って、既に測量が開始されておるところでございます。

続きまして、国道、村道、河川、農地の災害についてでございますが、今週から3週間にわたりまして、9日からでございますが、災害査定が実施されております。査定終了後、速やかに復旧工事を発注する予定でございます。県道についてもお願いをしていきます。

次に、上信道と災害復旧の関係につきましては、できる限り関連づけて考えていきたいと考えております。両方の進捗状況もあるので一概に同時進行で進むということはなかなか難しいかもしれませんが、現に国土交通省大臣室においても、議長ともども陳情に行きましたが、長井川原の国道144号と上信自動車道は隣接していますねというお話も出ております。昨日、県に用事がありましてお伺いしました。この件につきまして、道路政策課ともその件について現に話もしてきたところでございます。今後におきましても、上信道と国道144号、関連を持ってしっかりと国のほうにも、県のほうにもお願いをしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、測量の関係でございますけれども、用地の買収を行った後は民地が残るわけですが、民地は埋め戻しを予定されております。12月中には工事の契約、用地測量に着手をするということで、測量は現に始まっておるということでございますので、あわせて申し添えておきたいと思っております。

続きまして、鎌原観音堂周辺整備計画についてのご質問でございますが、お答えをさせて

いただきます。

まず、地方創生交付金事業の内容についてでございますが、3,850万円の事業費で鎌原観音堂周辺全体における基本計画の策定を初め、郷土資料館展示物の一部リニューアル、また地域交流センターにジオパーク関係の展示物を制作することが主な事業内容であります。1年目ということでもありますので、これで終わりということではなく、基本計画を策定した後に次年度以降、観音堂周辺の整備を行っていくというものでございます。

黒岩議員が言われるように、ジオパークありきではなくて、鎌原観音堂のことを中心に据えて考えて今後もいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。鎌原地区の復興の歴史を世に広め、地域の発展と誘客を図る目的で別事業においても取り組んでおりますが、その中でもやはり鎌原観音堂を中心に考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、郷土資料館に色をつけてカラフルにしたらどうかのご質問でございますが、婦恋郷土資料館の設計では、文化、地域の歴史、遺物、文書等の歴史資料の展示保存の活用と、特に天明3年の浅間山噴火により埋没した鎌原村の出土品、避難の暇なく一瞬にして埋没してしまった悲劇の村、これらを後世に伝える教訓と警鐘を残し、郷土の歴史と文化に対する知識と理解を含めることができるとなり得る建物としております。

建物計画に当たりましては、周囲の環境との調和、浅間山、鎌原村、観音堂との調和を図ることと、予想される災害から文化財を守り得る構造とし、小高い丘の上に立つため火山ルートとの調和、200年祭建立の観音堂との調和、伝統と調和と秩序を重んじる計画として建設されてきたところでございます。また、婦恋村景観計画におきましても、婦恋郷土資料館は景観重要建造物の例示にも示されておまして、住民などから親しまれていて、良好な景観を形成している建造物であり、今後も保全を図っていく建物とされております。

今後におきましては、現状を維持しつつ、外壁の清掃や必要に応じて修繕をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、食事どころの水車が回っていないのご指摘でございますが、景観の一部としてできるだけ水車は回しておくべきだと考えております。営業も始まりましたので、365日24時間というわけにはまいりませんが、訪れた方ががっかりすることのないように活用していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

なお、農産物直売所の設計建設は大丈夫か、駐車場の詳細説明をお願いしたいということでもございました。期間は3カ年ということで、12月4日に示した内容が全て完成するのか、

庁内4課での対応となっているが、リーダーシップのとれる課長を決めて遅滞なく進めてほしいという質問がございました。副村長加藤を中心といたしまして、各課が連携して推進を図るということになっておりますので、この分の答弁につきまして副村長より答弁をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 副村長。

〔副村長 加藤康治君登壇〕

○副村長（加藤康治君） それでは、拠点化整備事業につきましては私のほうから説明をさせていただきます。

まず、直売所の件でございますけれども、これは10月24日の臨時議会、もしくは本12月議会の創生委員会でも説明させていただいておりますので少し重複はいたしますけれども、これまでの経過について説明をさせていただきます。

まず、10月23日に予定しておりました入札につきましては、設計書の不備ということと災害対応を優先するというので入札を中止させていただいたところでありました。その後、当時の設計者につきましては契約を解除させていただき、次点の方と協議を行い、村側の意向に沿った設計が可能であるとの回答を受けましたので現在設計を進めてもらっております。したがって、予定をしておりました年度内での完成ということにはできませんけれども、また同じ間違いを犯すことがないように配慮しながら早期の完成を最優先させ今進めさせていただいております。したがって、設計書の作成段階でございますので詳細な工期については今のところまだしっかり回答ができませんけれども、我々としては一番最盛期になります夏休み前には、何とか夏休み中にはオープンできるようにほかの、例えば出品者の段取りだとか、そういう形のもの全ては全て並行しながら準備を進めていきたいというふうに考えております。

また、駐車場についてでございますが、基本的には創生委員会でお示しをさせていただいておりますけれども、資料館と直売所をつくるべく場所の間に駐車場をつくるというふうに考えておりますし、ただし、今回地域交流センターの裏側の用地も確保できましたので、ここについても駐車場用地として設定をしたいというふうに考えております。ただし、大きく事業費がかかるものですから、これについても交付金事業などの財源措置を検討しながら今後整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、期間についてということでございますが、さきの創生委員会で説明しました3年間というのは推進交付金の事業計画として3年で提案をさせていただいております。先日も県の

ほうに伺ったところ、何とか2年目、3年目以降についても内閣府からの採択は受けられるであろうということでもありますので、3年計画でソフト事業についてはしっかりとやっていきたいというふうに思っております。ただし、周辺整備に関するハード計画については相当な資金が必要ですので、その辺についてはまた交付金の事業を活用しながら随時早急に進めていきたいというふうに思っております。

また、今村長のほうからございましたけれども、村の体制でございますが、これについても先日の創生委員会で説明させていただきましたが、ほぼ全庁体制で対応すべき事案と思っておりますので、基本的には統括するべきところは総合政策課ではございますけれども、もともとこの事業に深く携わってきた身でありますので、私自身も副村長として、力不足かもしれませんが、積極的に対応させていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） まず、第一にジオパークありきではないという村長の答弁でございました。村長、このことをぜひ全職員によく知ら占めて、鎌原観音堂をまず第一ということを念頭に置いてやっていただきたい。話の節々にジオパーク、ジオパークと出てくるようなこともありますけれども、ジオパークも大事ですけれども、鎌原観音堂の歴史というものをよく重んじていろいろとお願いをいたします。

次に、資料館に色をつけてカラフルにしてはどうかということで、村長はセメントの色がよろしいというような答弁でございました。35年前にはセメントでよかったと思えますけれども、私が思うには、やはり鎌原観音堂の歴史に合ったような色をよく見きわめて、塗って、遠くから見て、木々亭のカーブを曲がっていったらすぐ、あれが資料館かとわかるような色にさせていただきたいという意味で私は言ったわけです。セメントではちょっといかなものかと。私が見てもセメントは余り、何の反応もない、何の感じもないというようなものでございます。屋根でもきれいに塗るとか、何色かに分けて塗るとかして、派手な色にしるとはいつてはおりません。やはり、鎌原観音堂という歴史があるんで、地味な歴史にあって、皆さんが来てもえらい違和感のないようなものにできればしていただければと思って質問したわけでございます。村長、またこの件もよく、もう一回ご検討のほうよろしく願いします。

○議長（松本 幸君） 黒岩議員、一問一答でお願いします。

村長、答弁をお願いします。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 鎌原観音堂の景観についてでございます。

1点目でございますが、鎌原観音堂中心であるということは私自身も常に申し上げるところでございますので、今後もあの地域については日本の自然災害における、特に火山の自然災害における超一級の歴史的文化財であると思っております。今後もしっかりと調査をしながら、人的なマンパワーもそろえてしっかりと、国に対する文化財の指定を受けるべく体制も整えてしっかりと取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

2点目の資料館の景観の件でございます。

私も、来年度、つい先日の創生特別委員会でもお話しさせていただきましたが、担当から話しました、総合政策課長から話しましたが、電信柱をまず地中化あるいは移動、反対側に移動するかということを経年前から検討してまいりましたが、いよいよ来年度についてはまず電信柱を地中化か反対にするだけでイメージが全然変わると思っております。それを何とか東京電力と話も継続してやってきておりますので、まずしたいと思っております。

それから、資料館につきましてはやっぱりつくるときの趣旨というのがありますので、そのつくるときの趣旨もしっかりと重んじながら今後も取り組む、原点はその趣旨をしっかり重んじて取り組んでまいりたいと思っております。しかしながら、外から来たときに今あるグレーのところに黒い郷土資料館という大きな文字があるのが現実ですが、あれはもう少しきれいにして、上から来ると、あっ電信柱もないし、これはすばらしい資料館だなというようなサイン計画は必要なのかなと思っております。ジオパークの関係とサインがいっぱいありますので、トイレマークとか駐車場のパーキングマークとかサイン計画を、全体をマークでつくるような形のサイン計画も必要なのかなという気もしております。大きな字だけを羅列するのもやっぱり景観が壊れますので、トイレマーク、あるいはパーキングのPというマーク、こういうものをきれいに配置しながら郷土資料館というのがわかるようなサイン計画を、全体的なものが必要だと考えおります。今までの、資料館を設置したときの趣旨、これも重んじながら、景観については地域全体のバランスを見ながらしっかりと鎌原観音堂を中心とするゾーンであるというイメージづくりに合った景観計画をしっかりとつくって進めたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） 資料館のお話、これは村長、答弁はいいです。趣旨はわかるんですけども、時代もたっております。ぜひその辺もご理解をしていただきたい。趣旨でセメント

です。と、いっしょうまっしょうセメントということもないと思います。よろしくお願ひします。

それと、あとは今度は水車の関係で聞きたいんです。これはなぜ回さないのか。もし理由があれば聞かせていただきたい。

それともう一つ、駐車場については……

○議長（松本 幸君） 一問一答でお願いします。

○8番（黒岩忠雄君） では、水車のほうお願いします。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 水車の関係でございますが、村長のほうから述べたとおりなんですが、前回、いつのときか忘れてしまいましたが、ご説明申し上げましたとおり、今、動力が水道に頼っているというふうな部分もありまして、そのことも加味して今、回していないということもあります。なるべく、これからは引水の計画とかを検討させていただきながら対応させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） 今の課長の答弁は、水道がどうもうまくないというようなお話でございました。これは、私が水車を回してくれと言っているのは、食堂運営というか、9時から3時ごろですかあれば、確かやっている時間は、その間ぐらひは回していただきたいという意味で言ったわけです。

それと、もう一つ、水道がどうのこうのというお話でございました。これは、今の副村長が総合政策課長のときに水を引いてくれば1,500万円ぐらひかかると、水道でやれば10年ぐらひは回せるじゃないかというようなことをたしか言った記憶が私にはあります。そんな意味からいけば水道がどうのこうのというような問題ではございません。ぜひ、水道のことは言わないで回すということをまず第一に考えてお願ひをしないと、このように思います。課長、よろしくお願ひしますよ。

それと、駐車場の件に関してもう一回聞きます。

駐車場は、舗装を全部剥いで下の地面を平らにしてから、全体に、残っているところ全部平らにしてからもう一回舗装し直すのか。それをちょっとお願ひします。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 駐車場の件でございますが、議員も多分ご承知だと思いますが、今、前のところと、資料館のすぐ上とその上とで段差があるのはご承知かと思いますが、あれの不陸整正を行った上で今おっしゃるように、そこだけ直すというわけにはいきませんから、当然剥いだ上でやりたいと、そんなふうに考えております。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） わかりました。そうすれば、道から見てもどこから見てもみんな平らになってきれいな駐車場ができるという理解でよろしいですね。わかりました。

次に、あとは副村長を中心としてこの事業は進めていくということでございます。何遍かおくれたり失敗したりということがございました。これから先はこういうことを肝に銘じて、ないように、ぜひ副村長を中心として、リーダーシップをとって進めてもらいたい、このように思います。副村長、意気込みを聞かせてください。

○議長（松本 幸君） 副村長。

〔副村長 加藤康治君登壇〕

○副村長（加藤康治君） 忠雄議員からの激励だと思って、しっかりさせていただきます。

以上です。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） 次に、台風19号についてでございます。

これも、村長が任期中ということで3年少しでございます。できたら、村長、何とか努力をしていただいて、その間に国・県道は何とか通じるようお願いをしたいと、これだけは。

それと、もう一つ、一問一答か。

○議長（松本 幸君） 一問一答です。

○8番（黒岩忠雄君） では、村長、答弁をお願いします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 忠雄議員の質問にお答えをさせていただきます。

国道、県道、国道については144号だと思います。県道と言いましたが、県道については最重要課題東御婦恋線のことかと思っております。村にとって基幹の動脈であるわけでございます。一日も早く国・県にはお願いをしまいたい。私もお願いをします。また、議長ともども、何度も議長は時間の都合がつけばいつも一緒に行っていただいておりますが、議員の皆さんにもぜひとも一緒に行く機会があれば動員をお願いしますので、しっかり対応し

てまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

いつまでにとということにつきましては、JRにつきましては当初3月、年度内にはという話だったんですが、先日も議会にお話ししましたとおり、2月末までには復旧するとJRから回答をいただいております。国道144号につきましては、出先の高崎河川国道事務所所長さんの見解によれば3年ぐらいはかかるであろうというお話でございますけれども、今後もしも一日も早くお願いをしてまいりたい。あわせて、関連性がございます鎌原から田代までの間、いわゆる婦恋バイパス、上信自動車道の婦恋バイパスについても、田代地区が、あるいは大平地区、長井川原地区が本当に安心・安全になるためには、あそこに、高いところにしっかりとした橋梁をつくって、どんなに雨が降っても大丈夫だという道をつくる、この道とはまさに上信自動車道だと思っております。真っすぐでまっ平らな道を一日も早くあそこにあげることが田代地区、長井川原地区の地域の住民の道路だと、それこそが動脈だと思っております。また、国道144号につきましては下の位置にありますので、現道が残った分と同じ高さのレベルでつくったのなら、百年に一度といわれる今回の豪雨でございますが、同じような雨が降ったらまたやられる可能性が十分あるということで、できるだけかさ上げをお願いしたいというお願いはしておるところでございます。ぜひとも、総力を挙げて、大規模災害復旧法の指定を受けた道路でございますので、全国で6カ所に指定を受けただけの道路ですから、国の大臣も認識していただいておりますので、今後もしっかりと国にお願いすることはお願いしてまいりたい、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） どうも、村長、答弁ありがとうございます。

まさにそのとおりでございます。ぜひ、村長の任期中にできていただければ、仮に村長が今期でおりても熊川村長の時代はすごいことやったというような話になると思います。ぜひ、そういう意気込みを持ってあちこちとまた奔走していただきたいと、このように思います。

それと、もう一点、工事用信号があちこちにあります。鳥居峠にも1カ所、干俣にも1カ所、三原には全部で3カ所、三原行ってすぐのところと滝のあるところと、もう一つ向こうにあります。俺なんか見たら、滝の辺は取り除くような努力はしているような感じに見られたんですけども、これも、村長、これからスキーのシーズンに向かって、やはりああいうものがあると、来たお客さんに対しても余りいい印象はないと思います。ぜひ、細かいようなところは率先をして直していただいて、できるだけ信号をなくすように、村長、ひとつ努力をお願いしたいと思います。これも村長に頑張ってもらわないとできないことなんで、ぜ

ひ、答弁をお願いします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩議員の信号機の件でございます。

危険である、道路管理者といたしますと、危険だなと思えばやはり信号機をつけるということでもあります。特に、今回、東御孺恋線におきましては何とか早く、一日も早く片側だけでもいいからということで、本当に中之条土木の関係者、三原の工事事務所の関係者、あと業界の皆さん、本当に寝食忘れて工事をしていただき片側通行と現状なっております。ただし、完全復旧するにはまだまだであります。しかしながら、普通乗用車が片側だけは何とか通れるという状況が今現在でございます。しかしながら、夜通行するには反射板があったり信号機がないととてもとてもあの道は通行できません。そういうことで、資材が全然ないと、反射板もないというようなことで時間がかかりましたが、それを県のほうが用意をさせていただいて、用意ができ次第、あそこ夜通ってもらえばわかりますが、安心・安全で、ちゃかちかがあるから安心して通行できると、24時間通行できるという現実があるわけでございます。一日も復興をちゃんとしてもらえれば信号機を取り除くことができますので、そのように復興を急いでもらうと。あわせて、復興が終われば信号機の撤去をお願いしたいと、こう思っております。

なお、国道144号、上田方面から来る場合には古永井のところは今、田代区と議長と村長、3人の連名で群馬県の公安委員会のほうに信号設置をお願いしております。事故があったら弱るなということでもあります。区からの要望も出ておりますので、3人の、3者の連名で公安委員会に今お願いをしておりますが、継続でお願いをしてみたい。もし、事故があれば本当に弱るなという趣旨もお伝えをしておりますので、必要なところには信号が必要だと思っておりますので、特に夜間の通行については曇ったりガスが出ていると全然見えない状況がありますので、田代から白樺荘から農場の入り口までについて及び南ルートについては9カ所防犯灯設置を現在いたしました。また、夜間の反射鏡については国の、国道にかわる道路ということで、代替道路でございますので、中之条土木のほうに現在お願いをしております。村道の分につきましては、反射鏡をもう既に設置いたしましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） どうも村長ありがとうございます。村長の答弁、そのとおりだと思

います。しかしながら、国道に工事用信号がついているところが4カ所、干俣へ行く県道で1カ所、あとちょっと私が休暇村の関係は、まだそれはわかりません。崩落しているときに行っただけであれですから、とりあえずパルコーススキー場もある、ハイランドもあるということなので、できれば国道144号、崩落したところは抜いて、もし細かくというか早くできるようなところがあれば率先してやって信号機を取り除いていただきたいと。安全・安心という意味では村長の言うとおりになんですけれども、やはり観光地でもあるので、余りああいうのがあっては、私はないほうがいいと思いますので、その辺、村長、よろしく願います。これは答弁は結構です。

ありがとうございました。これで私の質問は終わらせていただきます。村長、ありがとうございました。

○議長（松本 幸君） 以上で、黒岩忠雄君の一般質問を終わります。

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（松本 幸君） 続いて、土屋幸雄君の一般質問を許可します。

土屋幸雄君。

〔6番 土屋幸雄君登壇〕

○6番（土屋幸雄君） 議長から一般質問の許可をいただきましたので、まず最初に、新たな自主財源「宿泊税」の導入について質問をいたします。

婦恋村は、農業と観光の村として村外に情報発信を行っていると思います。しかし、そんな中ではありますが、最近は観光客や宿泊客等が頭打ちや減少傾向となり、元気がなくなっているように感じております。今後、さらなる多くの観光客を呼び込むためには受け入れ環境の整備などの多くの課題があり、それらを解決するためには新たな観光振興策にかかわる財源確保の必要性が望まれております。観光産業は、婦恋村にとって重要な基幹産業であります。そのため、新たな発展を望むためには国内や世界に誇れるリゾート地を目指していき、婦恋の地域力や魅力を高めていく必要があると思います。その手段として、地方税法第5条第7項の規定に基づく法定外目的税の宿泊税を新たに取り入れていくことを提案いたします。

宿泊税は、宿泊をする際に宿泊料金に課税される地方税のことで、宿泊税はホテル税とも

呼ばれております。ホテルや旅館、民泊施設などに宿泊する場合に課税される税金であります。宿泊税は、法定外目的税の一種であり、各地方自治体が徴収を行い、そのため地域によって宿泊税の税額や使途は異なります。地方自治体が宿泊税を設定するためには村の議会で税の条例案を可決し、総務大臣の同意が必要であります。以前は、国内で宿泊税の基盤ともなる地方税に遊興飲食税というのが1940年に新設され、その後、料理飲食等消費税、特別地方消費税とその名を変え、1999年まで実施されてきました。この税は、7,500円を超える飲食料金や1万5,000円を超える宿泊料金に課税する税でありましたが、消費税の導入により消費税との二重課税を指摘する声が多くなり廃止されました。そんな中で、2002年に東京都が初めて宿泊税を導入いたしました。さらに、2017年には大阪府が、続いて2018年には京都市も新たに導入しております。そして、ことしの4月からは金沢市が導入し、宿泊施設利用者から宿泊料金に応じて1泊200円から500円を新たに徴収する宿泊税を導入し、初年度の税収として6億6,000万円を見込んでいるとのことでございます。

現在、多くの地自体が多様化する住民要望等を満たすために税収不足に悩んでおります。そうした中で、宿泊税は税収の確保という観点からも、法定外目的税ではありますが、自主財源の増収につながり、新たな観光目的に使用できる財源として魅力があります。そのほかに、ことしに入り北海道の倶知安町でも総務大臣の同意を得て令和元年11月から導入しております。倶知安町では、定額ではなく宿泊料金の2%を宿泊税としており、この制度は全国で初めてということでございます。さらに、今後は北海道や福岡県、さらには福岡市や北九州でも導入が予定されています。

また、そのほかにも札幌市、奈良市、熊本県など各自治体も次々に新たな自主財源確保のため宿泊税の検討を開始する自治体がふえてきています。

もちろん、新たな税の導入には負担していただく宿泊客や特別徴収をする宿泊施設等の協力が伴うものであり、疑問視する声もあるかと思えます。しかし、観光の村嬢恋の魅力を高めるため、観光振興を図る新たな施策に要する費用として自主財源を確保することは重要だと考えます。

そこで、宿泊税の導入を考えていくことも必要であると考えますが、村長の考え方をお伺いいたします。

次に、公用車にドライブレコーダーの取り付けについて質問をいたします。

最近、新聞やテレビでの報道などであおり運転が社会問題として取り扱われております。運転中にも、もしもあおり運転に遭遇したときや事故などのときに証拠となる映像を記録し

て残しておくことが重要であると思います。

婦恋村にも各課に公用車があります。公用車を管理するに当たっても、走行記録を映像として残しておくことは運転する職員の安全運転に対する意識を向上させるほかに、職員を交通事故から守るための効果も期待できるのではないのでしょうか。ドライブレコーダーの取り付け費用は、前後の設置型で1台当たり2万円から3万円、360度型で3万円から6万円ぐらいかかると言われています。婦恋村においても最近公用車の事故等が起きており、そのたび、都度、議会の承認案件として提案されております。しかし、ドライブレコーダーを公用車に取りつけることにより、もし事故があった場合でも、その責任が映像によって明確になります。また、車体の後部にドライブレコーダー搭載車と記載されたステッカーを張ることにより他のドライバーの注意喚起となるほかに運転する職員の安心・安全にもつながるのかと思います。費用はかかりますが、安全運転を日ごろから行っている職員をあおり運転や無謀運転から守るためにも、婦恋村の公用車にドライブレコーダーを取りつけることを提案したいと思います。村長の考え方を伺います。明快な答弁をお願いします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の質問にお答えをさせていただきます。

2点ございました。新たな自主財源として宿泊税を導入したらいかかがか、あと公用車に対するドライブレコーダーを取りつけてはいかかというご提案的な質問をいただきました。ありがとうございました。お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、宿泊税の関係でございます。

以前から、箱根町から我が村に連絡がありまして、宿泊税のためのデータをつくりたいという話でありました。担当課、税務課同士で連絡とり合っていたところに今回宿泊税のお話が持ち上がってきたということでございます。ウィキペディアで調べますと、土屋議員のご指摘のとおり宿泊税を全国で各地が導入しておるとい現実がございます。

婦恋村の重要な基幹産業の一つであります観光業につきましては、近年、火山の噴火や台風などの影響もあり、入り込み客数、宿泊客数とも減少傾向にあります。これまで、さまざまな取り組みを通じまして誘客に努めてまいりました。また、第3次産業は就業人口の占める割合も高く、婦恋村での今後の働く場の確保のためにも観光振興は重要な施策と捉えております。今後も、観光協会とも協力し、観光宣伝、誘客イベントの実施、観光施設の整備等

をしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

土屋議員提案の宿泊税につきましては、東京都を初め大阪府、京都市、金沢市など既に導入しております。現在も導入を検討しておる自治体がふえております。貴重な自主財源になり得るなど感じておるところでございます。また、法定外の目的税ということになりますので用途を明確にする必要がありますし、宿泊者の方に単純な値上げ感を感じさせないよう十分な事前の協議と検討を要することが必要だと考えております。まずは、宿泊客や宿泊施設の現状を把握するため、観光協会や商工会とも協力をして宿泊者により快適に滞在していただくための要望調査など、アンケート調査などを実施します。また、宿泊施設や観光関係者との会議等も通じまして意見を聞きながら取り組んでまいりたい、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、公用車にドライブレコーダーの取り付けはいかがかというご質問でございました。

現在、婦恋村公用車は94台ございます。毎回、議会のほうに報告事項ということで時折部下の交通事故についてご報告をさせてもらっておるところでございます。そのたびに、もっと減らせないのかというお話をいただいております。自然に、100台につき年間17%ぐらいは何らかの事故があるというデータもございます。普通の車の場合です。しかしながら、公用車ですから村民の車でございますので、それを利用するのが公務員でございますので、我々、公用車というのは村民の財産であるという認識を持ってしっかりと大切に、自分の車も磨くけれども、公用車も磨いて、そして村民の車だという意識を持って部下には今後も指導はしてまいりたいと思っております。

それから、ドライブレコーダーですけれども、今新車には導入が大分ついてきておる新車もあるやに聞いておるところでございます。また、費用につきましては3万円から6万円ぐらいというようなお話もあるようでございます。動向をしっかりと把握しながら計画的に、もう新車というか今後買うものについては何らかの検討を加えてまいりたい。それから、今ある、既にある公用車については今後どうするか、車検のときにどうするか、それも加えて、検討を加えてまいりたい。1回でも事故が少なくなるように、村民の公用車でございますので、そういう認識をしっかりと持たせて取り組んでまいりたい。一気に全部というわけにはいかんと思っておりますので、新たに購入する場合、あるいは車検があった場合、この場合において計画的に検討を加えてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。特に、最近では東名高速道路の夫婦の死亡事故、あるいは常磐自動車道でのあお

り運転やその他の映像状況を見ますと、防犯カメラあるいはドライブレコーダーが犯罪に対する抑止力が非常に高いという現実もあるわけですので、計画的に前向きに取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

失礼しました。公用車は現在97台でございます。失礼いたしました。94ではございません。よろしくお願いたします。

なお、現在ドライブレコーダーが装着されている車は1台のみでございます。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 再質問は一問一答で行います。

土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 30年度の決算で孺恋村の自主財源は40.4%ですか、本当に半分を切って、自主財源が本当に少ない中であります。私、この金沢が導入したということのある雑誌を見たんだけど、それを見まして今回一般質問をすることに決めたんですけども、やっぱり自主財源がなければ観光とかそういうのも取り組みができない。これは、本当に観光に特化した目的税であると思うんだけど、やっぱりこれは取り入れていくことが一番重要じゃないかと思っておりますけれども、村も前向きな答弁をぜひ、考え方がもし、前向きに取り組むということではございましたけれども、真剣に取り組んでもらえるかどうか、まず最初に伺います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、東京都が年間に24億円、大阪府が現在年間7.7億円、京都市は46億円、金沢市が7.2億円、福岡県が18億円、福岡市が18億円ということで、都道府県のほうが先行しておる状況でございますが、北海道の倶知安町等も、町村も、また箱根町は導入を前提に我が村に税務関係の調査ということで担当同士が今連絡とり合っております。観光地において、土屋議員のご指摘のとおり自主財源ということで、そういう動きはある現実もありますので、しっかりとまず調査をすることと、関連する業界の皆さん、いずれにしろお客様からプラスでとるわけですので、その辺、宿泊関係者、観光協会の皆さん、あるいは商工関係の皆さんのご意見も伺いながら、あとは新たな税ということでございますので、総務大臣の許可ということも、手続もございます。時間もかかりますが、他事例も、先進事例も参考にしながら、早急にちょっと検討は加えてまいりたい、こう思っておりますので、前向きに取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 前向きに取り組みたいということでございますけれども、ことしの、30年度の決算によりますと宿泊者は83万6,200人と決算認定書にございます。単純に計算しますと、1人200円をもしもらうとすれば1億6,700万円弱の増収となります。婦恋村の。これもまた観光施設をいろいろ整備して、いろんなことを整備していくことによりこれもまた税収がふえる見込みが大いにある、魅力ある、整備次第では増収になるというすばらしい税の、地方特例の税であります。そうしたことをやっぱり前向きに、村も決断して、やる時はやるという、そういう決断もある程度は必要なのかと。なかなか自主財源が増収できない中において、こういう税が前例にあるわけだから、やっぱりこういうのは前向きに村も決断するときは決断して、それは決断していろんなところで検討委員会とか、そういうのは開かなくてはならないんだけど、村がまず決断することが一番重要だと私は思うんだけど、その辺の考えはどうか、村の。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 80万人が平均200円ということで、200円というのが今、大体基準が1人200円という状況、他の前例を見ますと大体200円というのがスタンダードの金額というところのようでございます。単純に、土屋議員のご指摘のとおり、80万人が泊まって、200円とれば1億6,000万円ということでございます。

現在、観光協会予算も今年から社団法人化し、また観光商工課と観光協会が1足す1が3になるようにということで予算も増額してきた経緯もございます。法人化も図りました。より一層、自主財源といいますか、目的をしっかりと持って、また目的税でございますので、他の事例を見ますとこれは観光施設に使う金は何%とか、誘客宣伝のために何%とか、インバウンドのためにそのうちの何%とか、しっかりと目的を決めてやっている先進事例もございしますので、決して悪い、一番マッチベターな先進事例も確認しながら、村に適したものを検討してまいりたい、こう思っておるところでございます。いずれにいたしましても、観光的なものにつきまして、我が村の観光商工課及び観光協会、これは法人化したという状況もございしますので、より一層中身のあるためには目的をしっかりと持った形の内容、目的の内容もしっかり確認しながら、村に合った導入方法を検討してまいりたい。

また、スピード感を持ってやらんと二番煎じ、三番煎じになってはならないと思っております。特に、ふるさと納税は、東京都だとか大都市はふるさと納税はどっちかというところと反対で

ございます。しかしながら、今回のこの税を見ますと、宿泊税につきましては大都市のほう
がそれをまたカムバックするというか、国民から奪い戻すみたいな状況が一部あるというふう
にもうわさは聞いておりますので、これもやるならばしっかりと勉強をし、関係する皆さん
のヒアリング等、意見交換もしっかりし、スピード感を持ってやるならやるということだ
と思っております。次年度予算編成時期が始まりますので、早急にこれについては、箱根町
の前例も確認しながら取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただき
たいと思います。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 先に取り入れた東京都などは東京の旅行者に多大な利便性を与えるこ
とに使ってきて整備をしてきたということでございます。婦恋村の観光のいろんな、W i -
F i だとか今インバウンドの、外国人がいっぱい来てもらうような、そういう看板や多言語
の、そういうこともぜひ重要だと思います。あと、先ほど鎌原観音堂の電柱の地中化、そう
いうことも、観光の景観づくりにもこういうのは使えると思うんです。いろんなところで。
だから、この税は本当に魅力があると思います。各旅館にも無料のW i - F i とかそういう
のを設けたり、特定の資源は、それはいろいろ条例とかそういうのをつくるときいろんなこ
とを精査しなければならないと思うんだけど、やっぱりそれを、利便性を受ければまた
その税がして旅館も潤えばまた税収もふえる。そういう無限というか資源というか、増収に
つなげる、本当に増大してくる価値があると思うんです。だから、やる、これは導入する、
やる価値が本当にある導入だと思います。

ぜひとも、それで先ほど村長が申し上げたけれども、観光協会も一般社団法人となって、
今自主財源が本当に観光協会も少ない、村の補助金がほとんどで、村の観光協会の自主財源
も本当に少ないです。会費の、組合員の会費と、あと事業収入が800万円ぐらいだから約
1,000万円もいかないぐらいしか収入がない。こういうこともやっぱり観光に特化した税収
にも、これも観光協会の旅館員の組合員さんにもお願いして、銭は、金を集めてもらうわけ
だから、もし集めてもらえれば観光協会もこうした金をある程度補助金としても渡すとか。
そういうことも、そうすると観光協会もある程度自立した収入財源ができると思うんですよ、
安定的に。そういうこともどう考えているのか、その辺のところをもうちょっとお願いします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員のご指摘のとおりだと私も思っております。

それから、各地区の目的税、法定外目的税ということでございますので、その目的の中に今土屋議員のおっしゃったように東京都なんかだとW i - F i、あるいはインバウンド対策のために使う、あるいは外国から来る、サイン計画に使うというようなことで、相当インバウンド関係に力を入れている。京都なんかもそのような前例もございます。

ぜひとも、自主財源を確保するという意味でも、今の婦恋村の観光関係を見ますとしっかりとした法定外目的税、その目的をしっかりと立てて、どういう形でどういうふうにするかということをやりにながらしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

単純に、200円が相場ということで、相場というか前例が200円が平均的な金額であるということでもあります。どういうふうにするかという形でもらうかということは、テクニックが若干必要かと思っておりますけれども、シンプルでわかりやすく、幾ら来たら幾らというのがわかるような形のほうがマッチベターだと私も思っておりますので、その辺も鋭意情報を集めながら前向きに取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 本当に前向きに取り組むということでございますけれども、本当にこれもし取り組むことになれば観光協会も本当に自主財源の確保がスムーズにあって、ある程度いろんな目的も、観光協会も進んでできるんじゃないかと私は思っております。倶知安町の、ことし倶知安町が31年4月19日に総務省から認定されていろいろありますけれども、いろんなこういうことをやっぱり婦恋村も本当に検討して、町村が始めた、今までは県とか市とか大都市しかしていなかったんですけれども、町村が北海道で、倶知安町が始めました。婦恋村でもやっぱりこういうことはできる、するとなれば本当にできると思うんです。早目に婦恋村もこういうことも決断し、議会にも相談し、条例とかそういうのも議会で可決しなければ条例は通りません。その後に総務省に提出しなければ、時間は、1年ぐらいすれば本当に、どこも、短時間ぐらいで、みんな見ていると短時間で資料を集めてみんな実行しております。スピーディーに、こういうことは税収がふえることだからスピーディーにやらなくちゃ意味がない、決断するときは決断する。そういう決断の意思が本当に婦恋村はあるかどうか、本当にしつこいようだけれどもお聞きします。

そして、倶知安町もいろいろ条例をつくってあります。宿泊税の条例は宿泊条例と宿泊条例施行規則というのが2つでなっているようでございます。ここにいろいろ倶知安町の資料

がありますけれども、それで認定すれば倶知安町の旅館にこういう倶知安町の税特別徴収義務者証とか、こういうやつもみんな、いろんなことをすれば、みんなつくっていろいろしていけばできると思うんです。ぜひとも婦恋村にも取り入れてもらいたいと思うんですけれども、もう一度その意気込みをお願いします。すみません。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 倶知安では本当に世界からお客さんがたくさん来ていて、それでインバウンドでも普通のインバウンドではなくて、あの周辺についてはもう本当のお金持ち対象にやっておると。外国人もどんどん定住がふえておると。それから、町営の住宅、町営住宅ももっと増築すると、それも外国人が宿泊するため、外国人が住むための、倶知安、あの周辺はそういう状況が今生まれております。ダイナミックに社会が変わっている中で、特に倶知安を中心とするニセコ周辺は世界中からスキー客が来るというような状況も生まれている中で、その制度が今できたというふうにも伺っております。貴重な前例がありますので、早急にちょっとデータを確認しながら対応してまいりたい。ただし、1万円もらうところを1万200円もらう、プラスでもらうわけでございますので、ここに住む、あるいは宿泊施設の皆さん、あるいは観光協会さんの皆さん、あるいは商工団体の関係の皆さんのご意見も十分に聞きながら対応してまいりたい。それから、自主経財源といいますか、観光協会のためにも、あるいは観光政策のためにも、商工観光課の事業を今後するについてもしっかり目的を持った形のものをつくって、事業計画もつくりながら進めていく必要があると、こう思っておりますので、早急に関連する、関係する観光協会等の諸団体からも協議をしながら進めてまいりたい、こう思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 日本も人口が減少して、これからの婦恋村も減少、人口が減少してまいります。税収が増収にはなかなかするのは難しい、減ってもふえる見込みはなかなかないと思うんです。本当に、この新たな増税、増税にもなる可能性はあるんだけど、こういうことは観光のために使う予算だから、本当にやっぱりこういうのは、そうすると観光協会もいろいろ潤うし。だから、村長が今申しましたとおり、観光協会やいろんな旅館の皆さんと本当によく相談をして、ぜひお願いして、観光協会も自分たちが金を集めて観光協会を運営していく、そうすれば本当に観光協会も自分たちのためにもなると思うんです。そういうことも、いろんなことも。そういった観点で、ぜひとも私はこの宿泊税は導入していただき

たいと思います。

それで、次にドライブレコーダーになりますけれども、これは村もいろいろ、96台ですか、公用車があるということがございます。まず、最初によそへ、嬭恋村内を走るより遠くへ出る車とか、そういうのを最優先に取りつけて、順次取りつけていってもらいたいと思うんだけれども、そのようなところはどうか。ドライブレコーダーは、まずよそに。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） そのとおりかもしれませんので検討します。97台がどのように運用されているのかももう一度再精査をしてみたいとも思っております。毎年、97台のうち十何台か20台ぐらいまでは車検もあります。それから買いかえもあります。私がちょうど就任したころの台数よりもなからふえてきておる現実もあります。それから、当時はタイヤの山がない、金がないから買えないという現実もありました。役場の職員がつるつるのタイヤの車で走って、事故があれば私の責任、使用者責任を問われるわけでございますので、スタッドレスでも何でもいいからタイヤを変えろということから公用車は取り組んでまいりました。その中で、最近確かにふえてきておりますし、新車はほとんど買っていませんけれども、新たに買いかえを、中古車で買いかえをずっと継続してきておるところでございます。

今後については、先ほども申しましたように、新たに購入する場合には必ず設置すべきか否かは確認もしたいと思っておりますし、遠くへ行く車が何台あるのか、これもちょっと、もう一度台数全体を精査しながら取り組んでまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄議員。

○6番（土屋幸雄君） ことしから何台かに分けて取り組むということでございますけれども、予算が、この12月か1月、新年度予算が始まります。何台かはぜひとも来年度の予算に反映させて数字としてあらわしてもらいたいと思うんだけれども、その辺のところもどうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 来年度の車検の台数が何台あるか、その辺もしっかり精査すること。あるいは、どのくらい各課がどこまで乗っているのかの、その精査も、データは全部わかるわけですので、走行距離もわかりますので、ちょっと内部で早急に精査しながら、あわせて車検の来るところについては何台かは計画的に導入も検討してまいりたい、こう思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） ドライブレコーダーは、後ろに本当にドライブレコーダー搭載中という看板が、看板というか字が書いてある車が最近見かけるんですけども、これは本当に後続車にとってもそれが啓蒙のあれになるし、自分が運転しているのも安心・安全な運転をしていくという自分の意識の向上にもなると思うんですけども、そういうことはぜひとも、後ろにステッカーは必ず張ってもらって周知できるような、そういう周りの人にも周知できるような、運転手に周知できるような、そういう対策もぜひとも考えていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ステッカーはそんなに金がかかるものではないと思っていますので、他事例も参考にしながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 宿泊税も導入する、またドライブレコーダーも取りつけるということで、前向きな答弁をいただきましたので、ぜひとも本当に前向きなことを、ぜひとも一歩でも、宿泊税は前へ一歩でもぜひ進めていただきたいと思います。私は、これで一般質問を終わります。

以上です。

○議長（松本 幸君） 以上で、土屋幸雄君の一般質問を終わります。

◇ 佐藤 鈴江 君

○議長（松本 幸君） 続いて、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

〔5番 佐藤鈴江君登壇〕

○5番（佐藤鈴江君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、安心・安全な村づくりについてご質問をさせていただきます。

東日本の広範囲で猛威を振るった台風19号。婦恋村でも、経験したことがないような甚大な被害がありました。被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く日

常の生活に戻れますよう祈るものです。

災害といえば、嬭恋村では浅間山などの火山災害や地震が想定されますが、近年の台風や豪雨による風水害は無視できない災害となっています。今回、避難勧告が早く出されたこと、夜間避難にならなかったことなど、行政の速やかな対応で人的被害を防ぐことができたことと感謝の思いです。今回の災害で多くの問題点などがあるかと思えます。避難するときの避難所の毛布などが不足しているため、避難する際、毛布、食べ物など持参して避難するよう防災無線が流れました。当時、私は防災無線を聞きながら、この雨で大変だろうと思ったものです。災害備蓄用毛布で本棚にも収納できるA4サイズのものがあるようです。自主防災意識の向上のためにも、村として啓発や一部助成で各家庭などに備えることを提案したいと思えます。

また、村では福祉避難所としての役割も担っていますが、心のバリアフリーや施設整備など、障害者の安心・安全な避難所設置も重要だと思えます。また、緊急時には障害者が支援を受けやすくする、周囲に障害の有無を知らせ避難時に支援を受けやすくする障害者支援バンドナ等の配布など、災害時に援護や配慮が必要な人だということが目で確認できるものが必要と思えます。

災害備蓄に液体ミルクの備蓄も導入に向け検討してはいかがでしょうか。また、赤ちゃん駅を全小中学校など避難所に配置し、災害時避難所でも役立つものだと思います。

自主防災組織や消防団による早期避難の呼びかけにより、残る住民の把握ができる体制づくりは安否確認や救助という側面で後の負担軽減につながることで思えます。防災意識の差が生死を左右するものと思えます。各地区の自主防災意識の啓発や訓練をすることが重要と思えますが、村長の見解を伺いたいと思えます。

次に、健康寿命の延伸についてお伺いしたいと思います。

人生100年時代と言われている現代、村民の皆様が健康で生活を営み、生きがいを持って生活できることが、ますます高齢化が進む現状を考えると非常に大事になってきます。特に、平均寿命と健康寿命の開きが問題とされています。健康寿命を延ばすための予防医療の重要性が指摘されています。財政の観点からも医療費の圧縮は喫緊であり、予防医療に力を入れることが行政として重要な課題だと思えます。

その一つとして、本年度から経過措置が延長になりました高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種制度ですが、肺炎は高齢になるほど重症化しやすく、人口の高齢化に伴い年々死亡者数も増加傾向にあるとされています。特に、高齢者の死亡率が高い肺炎予防のための定期接種

制度は2014年10月から開始されました。この肺炎球菌ワクチンの制度は、5年間で65歳以上の全人口をカバーする経過措置期間を設け、対象者65歳から100歳までの5歳刻みの各年齢になる方で、生涯に1回だけ制度を活用した接種が可能とした制度であります。接種率が伸び悩んだため、国は本年度から令和5年まで延長する経過措置がとられました。厚労省は、制度が十分に知られていないのではないかと指摘も出ております。接種率向上のため、村として平成30年度接種率と今年度の接種率について、対象者数と接種者を教えていただきたいと思っております。

次に、糖尿病の村の実態と重症化予防の取り組みについて伺いたいと思っております。

現在、国内で糖尿病が強く疑われる成人推計は1,000万人に上ることが厚生労働省の平成28年度国民健康・栄養調査の結果です。糖尿病は、放置すると網膜症、腎症、神経障害などの合併症を引き起こし、生活クオリティを著しく低下させます。医療経済的にも大きな負担を社会に強いることとなります。糖尿病に係る医療費は1.2兆円とされ、医科診療医療費全体の4.4%を占めるとのことです。さらに、糖尿病の合併症である糖尿病性腎症による人工透析は1人月額40万円かかり、年間にとすると1.5兆円とのこと。このように、国の医療費全体から見ても大きな課題となっています。

当村の昨年度の糖尿病の方々の人数と割合、医療費、透析患者数、透析にかかった医療費、または糖尿病が原因で透析になってしまった方たちの割合を伺いたいと思っております。

また、2020年度保険者努力支援制度に向けての取り組みについて伺います。

これは、全ての国民がみずからがんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な治療行動をとること等を目指し、特定健診やがん検診の受診率向上に取り組むことを各保険者にお願いしているものであります。このめり張りのきいた運用方法の活用について、村としてどのような取り組みをしているか、お伺いしたいと思っております。

以上の点について、よろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤鈴江議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

第1点目が、安心・安全な村づくりについてでございました。第2点目が、健康寿命の延伸についてでございました。第1問目につきまして、私のほうからお答えをさせていただき、

第2問目につきましては担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、台風19号のような甚大な災害に備えて各家庭での災害用毛布の備えと自主防災意識の向上、啓発。各地区の自主防災組織の啓発や訓練をすることが重要ではないかというご質問でございました。

このたびの台風19号におきましては、早期に避難勧告を出したことにより、危機意識を高め、また地区の方々や各地区消防分団員の避難誘導などの適切な行動により村民の命が守れたことは大変意義のあることだと感じています。村がその構築を進めて、現在全村の各区に体制を整えていただいている自主防災組織の機能は今後も高めていかなければならないと考えております。

また、議員ご指摘の避難所で必要な毛布などの災害備品でございますが、今回の経験を踏まえまして最大限の配備をしていかなければならないと考えております。地区のセンターに配備することと、今回新たに開設した孺恋中学校やこども園について、改めて防災の体制を再構築していくことが必要だと感じているところでございます。

また、議員の言われるように、各家庭でのコンパクトな防災毛布や缶詰や懐中電灯などと一緒に防災グッズとしてまとめて用意することも重要かと思われまます。福祉避難所等の関係でございますが、今回は村内各地区に避難所を開設したものの、車椅子での避難者への対応や高齢者に対する対応、乳幼児を連れての避難時の対応など、避難された方々の個々の状況を考慮した状態ではなかった点が多々見受けられました。今回は、各避難所の職員が創意工夫をして対応してくれたと思っておりますが、今後は避難所に指定されている施設の構造などの確認を行いまして、施設整備についての検討、避難所マニュアルなどの作成を行い、万が一に備えての職員体制でありますとか避難所の運営などにつきまして、ある程度統一したものを基準とし、避難所ごとの対応も考えていく必要があると考えております。その際には、議員ご指摘の障害者支援バンダナの導入も検討課題の一つだと考えております。

また、災害備蓄品に液体ミルクを用意してはどうかというご質問でございますが、液体ミルクにつきましては国のほうでも製造の規格基準まとめて国内で製造、販売ができるようになったようです。今後は、メリット、デメリットなど考慮しながら検討していきたいと考えております。

次に、赤ちゃんの駅を全小中学校などの避難所に配備し、子育て世代の方々に対する配慮を行ってはどうかとの質問でございますが、テント型で移動できるようなものがあるようで

すので、避難所において設置できるスペースがあるかなどの確認を行い、導入について検討したいと思っております。村内の全小中学校にというようなご質問ですけれども、避難所となった場合の検討はしたいと思いますが、常設での設置は現在のところ難しいと考えております。

自主防災組織の強化についてでございますが、今回の台風による災害によって各地区の防災意識が高まっていることは確かであると思われまますので、各地区の避難所への要支援者の誘導、避難所での対応など自主的な取り組みを手助けしていきたいと考えており、そのための支援は惜しまないつもりでございます。避難訓練についても、今回の経験を生かした地区ごとの取り組みによりきめ細かい対応が可能になるはずですので、各区の区長さんを初め関係する皆さんと防災訓練の実施について今後協議を進めてまいりたいと思っております。

今回の災害によって新たな経験としてよかったと感じたところは、ボランティアの受け入れを社会福祉協議会が中心となって行ったことでございます。ボランティアの受け入れをスムーズにすることも今後の災害対応の中では最も必要なものであるかもしれません。受け入れの中心は社会福祉協議会となりますけれども、役場職員も含めて災害ボランティアに参加することで今後の防災活動の際に広い視野を持って行動できる人材の育成ができるかと思われまます。広報や社会福祉協議会との連携により知識と経験を積んだ人材育成にも力を入れていきたいと考えております。皆さんのご指導をいただきながら、災害に強い村づくりをさらに進めたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

健康寿命の増進につきましては、国のほうが、厚生労働省のほうがしっかりやったところには点数もつけて交付金もふやしますという制度が大分いろんな面が出てきております。特に、検診につきましては検診率が高ければ交付金もふやすという国の方の指導もございまして、担当課は担当課と連携しながら関係部署としっかり取り組んでおると思っておりますので、この件については担当課長からお答えをさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） それでは、佐藤議員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種の件ですが、平成30年度の接種率は35.9%、対象者は789人、接種者数は283人でした。今年度の接種率は、10月までの数字ですが、13.1%、対象者は467人、接種者は61名となっております。この数字につきましては、全国

平均より上回っているということですが、決して高い接種率ではないことから、接種勧奨のために1月号の広報で未接種者に対し接種勧奨を行う予定でございます。

次に、本村における糖尿病患者の実態と取り組み状況についてのご質問ですが、昨年度の糖尿病患者数は、国保加入者と後期高齢加入者のベースで865人、15.4%となっております。医療費ですが、8,506万2,370円となっております。透析患者数は25名、透析にかかった医療費は1億892万5,940円となっております。また、糖尿病が原因で透析になった方の割合は60%となっております。

次に、2020年度保険者努力支援制度についての取り組みですが、新規事業といたしまして現在行っておりません歯科検診の導入を行いたいと考えております。歯科検診を行うことにより早期治療が可能となり、高齢になっても自分の歯で自分の口から食事をとることで健康寿命を延ばすことにもつながります。また、1件当たりの歯科に係る医療費が他町村と比較すると少し高めなので、早期治療により医療費の抑制にもつながると考えております。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、まず初めに福祉避難所についてお伺いしたいと思います。

婦恋村のハザードマップについては、福祉避難所として社会福祉法人のどか、婦恋村デイサービスセンター、いきいきセンター、福祉サービスセンターなごみなどが上げられております。その中で、やはり福祉避難所としての周知を図るとともに、この各施設の協定等を村と結んでいく方向があるかどうかを確認したいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 先ほど言われました要配慮者の施設につきまして、4施設の設定をさせていただいております。この中で協定を結んでいるのは、のどかと現在要配慮者の収容といいますか避難所としての協定と、それから関係設備等、それから車両等の借り入れについての協定を結ばせていただいております。そのほかのところにつきましては、現在のところ協定という形にはなっておりませんが、連携をとるような形であります。改めてその点は見直しをさせていただいて、社会福祉協議会等とも協定を進めていければと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） やはり、福祉避難所ということに関しては専門的知識が必要だという

こともありますし、障害者個々による事情が全て違うということもあります。そういった観点から、やはりこの今現在指定をされている4施設の連携が必要だというふうに考えております。そのために、また福祉避難所としてのマニュアルとか、またあと協定をして、想定をした障害者も含めた避難訓練等も必要だというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 避難訓練等につきましては、各地区の自主防災組織のほうで行うようにこちらのほうでも意識の向上に努めておりますけれども、それとは別にまた避難所としての機能、福祉避難所としての機能を持った専門的な分野との連携での訓練につきましても今後検討して積極的に行っていきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 要配慮者利用施設、やっぱり防災訓練は私は必要だと思っております。また、学校においても防災訓練も必要だと思っております。それから、各地区、群馬県中、各地区の区、あるいは自治会全てのところに自主防災組織をつくりなさいという指導もあります。嬭恋村では、全区長さんをお願いして自主防災組織もできました。それから、やっぱり福祉施設も社会福祉法人として成り立っている以上、しっかりとした防災訓練は必要だと思っておりますので、学校と同様にやはり年に1回なり2回なりは防災意識の向上のためにも啓蒙普及活動及び訓練は実施できるように指導してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） あと、先ほど最初に申し上げたとおり、防災無線で避難するときの毛布などが不足しているため、そういったものを持参して避難所に向かってくださいという防災無線が流れました。それについては、やはり全庁的な情報共有ができていたかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 質問に答えさせていただきます。

こちらのほうで各施設のほうに避難所を開設する際に防災毛布を配備させていただきます

た。その際に、車に積んで避難所開設の後に総務課のほうから届けているんですけども、それでも、今回は本当に非常に多くの方が避難をされてきて、それでも足りないという連絡を受けたんですけども、もう既に交通的に非常に危険な状態であったので届けることが追加でできなかったものですから、非常対策としてお願いをしたと。なかなか難しい点はあるかと思えますけれども、どうしても一夜を過ごすためにということで連絡はさせていただいたということになります。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） その点に関して、総務課だけが承知をしていたのかどうか。また、その他の課についてもそういったことを周知して防災無線を流されたのかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまのご質問ですけれども、今回の場合は全村的に避難所が開設されたということで、職員のほうも連絡が十分であったかという、私自身はそうではなかったのかなという思いもあります。また、避難所につきましては総務課と住民福祉課と連携しながら開設をしなければいけないというところですが、その情報共有がなかなかできていなかったのかなというのが私の考えではありますが、防災メール等でも、今防災無線が流れますと防災メール等でもその内容が表示されるようなこともありますので、そういった点では職員の情報共有というのはその防災メールを登録しておくことで情報共有はできているものと考えております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） やはり、このような災害に対しては情報が命だと思っております。それを全職員及び全幹部職員が共有しているということ、また認識をしているということが最も重要な課題であると思っておりますので、今後しっかりとそのように進めていただけたらというふうに思います。

また、もう一点総務課長にお聞きしたいと思います。群馬県では地域災害対応力養成支援事業という事業を行っております。DIGという事業であります。それは、図上訓練を行うということで、群馬県としてはそういった訓練を行う自治体に関しては、昨年度までは無料で講師を派遣して、各自治体に派遣しているというふうにお聞きしています。そういったことをご存じかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 詳しい内容については、現在のほうでわかっておりませんが、火山防災につきましてはロールプレイングとかというような訓練で講師を招いてやっているということは聞いております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） やはり、群馬県で行っている事業でありますし、各町村にもこういった周知がされていると思います。その件に関して、災害時において自分が住む地域が危険な箇所がどこなのか、もし何かあったときはどうしたらいいのかということを図上で描いて訓練をするという事業だと思いますので、そういったところもしっかり調査をしていただいて今後取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、次に村長にお聞きしたいと思いますが、今後、地球温暖化が進み激甚化する災害に対して、関西大学の社会安全研究センター長の河田恵昭さんは、防災・減災対策に特効薬というものは存在しないという、このことに対して縮災を提唱しています。縮災は、災害が起きる前から日常の防災対策を進める事前防災と災害後の速やかな復旧、復興によって被害全体を少なくすることであり、防災や減災になかった時間的なファクター、要因、原因が加わることが特徴だと言っています。政府から家庭までの共同体での人間活動を指し、縮災は国民に直結した各組織や個人までが協力して進めるものであります。その主役は、国民一人一人だと言っています。そのためにも、マイタイムライン、迅速な普及が必要だと思います。そのマイタイムラインについては、大規模災害発生時の避難行動を事前に決めておく、災害に対し自分の身は自分で守る自助の視点に立ち、各種団体、個人で取り組めるよう体制などキットの配布をしている自治体もあります。そういったことについて、村としても今後行っていきたいなというふうに思いますし、これは国や県のホームページなどでもそういったことを勧奨しているところがありますので、そういった取り組みも村として必要ではないかと思いますが、その辺、村長としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 自分の身は自分で守る、これは原則だと思っております。また、地域は地域で、全体で協力しながら守る。嬭恋村は、村でみんなが協力し合って守る。まずは、

自分は自分で守る、お互いは地域で守るのが共助だと思いますが、最終的に公な形で守るのが公助かなと思っております。しかしながら、片田先生等はまず逃げろという言葉があって、片田先生は全国でも超有名になられた先生で、世界的にも今有名でございますけれども、何回も婦恋にも来ましたが、まず逃げろということでございました。

今ご指摘のタイムライン、タイムラインって言葉についてはアメリカのハリケーンが出たときに台風で出た言葉であります。というのは、台風が発生して3日後、4日後にはこういうところに台風が行きますよということでございます。それを前提として、アメリカ合衆国ではニューヨークの地下鉄から何から全州を避難させるというような行動もとったということに基づいてタイムラインを活用しなさいよという話が出てきています。

今言っている、佐藤議員さんのおっしゃるのはマイタイムラインということなので、自分は自分で守る、その精神にのっかって、自分でどうやって、台風があつたらどこに逃げるかということ、自分自身がまず重要ですと、そういうことを、啓蒙普及活動をしっかり取り組む、あるいは先進事例等があれば村民によく知らせる、こういうことを自治体として少し前向きに取り組んだらいかがですかという趣旨のご質問かと思っております。

自分の身は自分で守るという大原則がありますので、まず自分、そして家族、あるいは地域と連携をとる体制をすとか、そういう啓蒙活動は必要だと思っております。まだ勉強不足のところがありますが、言っている意味はマイタイムラインということですから多分自分自身をどうやって、いざというときはどうするかということをしっかり啓蒙普及活動しながら、おのおのが考えられる体制づくり、そういうものを、啓蒙活動をしっかりやりなさいと、こういう趣旨だと思われまますので、しっかり勉強しながら、取り組んでいくべきところについては取り組んでまいりたい、こう思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 先ほど、村長は現状では各小中学校に赤ちゃん駅については設置が難しいというか、おっしゃったんですけれども、その赤ちゃん駅って移動が可能で、例えば婦恋会館等でテント等で置いて、授乳とかおむつがえのときに、今の、私たち世代と違って今の若い世代は授乳を人に見られたらまずいということで、そういった授乳のところをするテントとかということでもありますので、村としては幾つか用意しておいて、文化祭とかそういったイベントでもそういう赤ちゃんテントを設置して、そういう授乳をするお母さんたちの支援をしていくということでもありますので、そういった観点から村として設置をしていただきたいということでもあります。その点について、ぜひ幾つか、各自治体でも備えていると思

いますので、そんな大金ではありませんので、ぜひ令和2年度の予算に当初予算で計上して設置をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 赤ちゃんの駅というご指摘、ご意見でございました。今、例えば郡民祭をやると婦恋の選手、中学生も行きますけれども、着がえる場所ということで簡単な簡易テントをやります。それから、非常災害の場合、女性が、畑のトイレがないということについても、おのおの野菜の、キャベツの生産者もしっかり簡易のテントのきれいな清潔なトイレを生産者は持っているような時代であります。簡易なそういう施設が、防災上いろんなテントがあるということは伺っておりますが、赤ちゃんの駅というものについてもそういうことから類推すれば、防災訓練で小諸市さんなんかもそういうのを、テントを使ったりしている訓練も見たことがありますので、ちょっと実態が私、赤ちゃんの駅についてはどういう形のものかわかりませんが、言っている趣旨はわかりますので、担当によく調査をさせて、可能ならば、そんな大金かかるものではないと、こう思っておりますので、利用頻度が高い、あるいは必要性がある、こういうことであるならば検討を加えてまいりたいと思っております。担当から一言答えさせます。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 赤ちゃんの駅についてですけれども、県内では私の調べたところ6市町が導入されているということで、常設であればおむつがえができるようなトイレを設置してあるところについては協力店ということでステッカー等を張り出して利用していただいているようでございます。先ほど佐藤議員からもありましたけれども、テント式のものがあるといいますので、それにつきましては、村長の答弁でもありましたが、常設ではなくそのときどきの移動式ということで導入してもいいのかなというように考えておりますので、他町村の様子を、実際のことをお聞きしながら新年度の予算に反映できるようにあれば反映させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） 途中ですが、佐藤議員、休憩に入ってよろしいでしょうか。

○5番（佐藤鈴江君） 私は構わないですけれども。

○議長（松本 幸君） 続きは午後でよろしくお願ひします。

休憩します。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時01分

○議長（松本 幸君） 再開します。

佐藤鈴江さんの再質問からお願いします。

佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 先ほど村長から答弁をいただいたわけですが、液体ミルクについても一度確認をさせていただきたいと思います。

液体ミルクは、常温保存が可能で、粉ミルクのようにお湯で溶かす必要がないため、災害で電気や水道がとまったときに有効とされています。今では直接缶に哺乳瓶のふたをはめるものもあつたり、さまざまな種類が出ているようですが、こういったものも周知して、そんな数は多くなくても備蓄をしていく。また、そういった液体ミルクについてなじみのない人たちに対して乳幼児の健診や町民参加型のイベントなどで液体ミルクを紹介するということが必要かというふうに思いますが、その点についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

液体ミルクについてですが、国内では昨年から認可されたというような話もありまして、メリット、デメリット、調べてみますとあるようです。これにつきましては、避難所に備えておくもののリストの点検もしていかなければいけないと思いますので、その中で必要であればという考えはあります。

あと、先ほどからも話がありましたけれども、自助という点では、それが必要だというご家庭については、議員からもご指摘がありましたように、健診のときにこういったものがあるというような紹介をさせていただきながら、万が一に備えていただくというような考えを持っていただくということも必要かと思えます。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） すみません。それでは、最後に総務課長と教育長にお聞きしたいと思います。最後というか、この災害のことにに関してなんです、業務継続計画、BCPということがあると思いますが、婦恋でもしっかり計画が立てられているということですが、今回の災害において見直す点がありましたら、総務課長として、災害担当課長としてどのような点を見直したらいいのか教えていただきたいということがあります。それと、あと、教育長には……。では、総務課長からよろしくお願いします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 質問に答えさせていただきます。

BCPの策定につきましては、何年前かにさせていただいております。各担当課において、それぞれの優先する業務、それから今は優先しないで休止をする業務ということで、業務を分類して精査して作成しておりますけれども、それについて、今回につきましては連休であったこともあって、その後の業務、多少混乱はありましたけれども、大きな支障はなかったと思います。また、細かい点についてはこの後振り返りをしながら精査をさせていただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、教育長にお聞きしたいと思います、保育所についてなんです、東部こども園についても避難所が開設をされたというふうに先ほど村長からお話がありましたけれども、東部保育所については、そのとき台風で幼稚園及び小中学校は休校であったり休園をしたわけですが、保育所の使命としてはそういった場合も開設をしなければいけないというふうな状況があると思いますが、職員の中でそういった業務継続計画みたいな優先事項のマニュアル等がきちんと認識をされて、今回認識をされていなかったように感じるわけですが、その点について、今後の対応をお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃったように、大変急なこと、それからこれまでに余り経験のない事態ということで、職員についてはそういったところがあったかなというふうなことは認めざるを得ないかなと思います。緊急時において優先してその業務を行うということが当然必要でありますし、そういった場合、未就学の小さい子供さんをやはりどこかでお預かりしていただかな

くてはというようなことは当然出てきますし、その必要性があります。保育所の開設については、そういった子たちを受け入れるという必要性、使命があるわけです。優先すべき、または緊急時に備えてという大切な業務というふうに考えておりますので、改めましてマニュアル等の整備、そして職員への周知はもちろん、理解と、それから意識の向上を図っていきたいというふうに思います。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、次に高齢者肺炎球菌ワクチンについてご質問をさせていただきたいと思いますが、先ほど住民福祉課長のほうから広報等により周知をするということでありましたが、受診率の関係から、それを全、65歳以上の全人口に行き渡らせるための努力として再通知をする必要があるかというふうに考えますが、再通知をする、リコール、電話で勧奨するとかはがきを出すとかのことは考えているかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの佐藤議員のご質問ですけれども、現在のところ、保健師と相談したところ、1月号の公報に掲載したいということですので、今ご指摘いただきました再通知でありますとか電話勧奨という件につきましては、今後保健師のほうと相談して、より有効な方法をとるようにしていきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） やはり、個別通知をするかしないかについてはしっかりと全村民、65歳以上の村民の方が受ける資格があるわけですので、そういった受診率向上のためにも個別通知をぜひしていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。そして、また広報だけでは、それは見ない人が悪いと言えればそれまでなんですが、広報だけでは十分周知することができないというふうに思いますので、その点についてもしっかりと個別通知をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、先ほどの国保データに使った保険者支援制度についてなんですけれども、これについては、一番の特定健診の受診率が大きく評価をされるというふうに認識をしているわけなんですけれども、婦恋村の受診率について、まだ三十何点幾つと先ほど教えていただいたんですが、これが支援制度でいうと5割の確率で、特定健診が60%以上になるともうちょっと国から支援が受けられるということではありますが、その辺の取り組みについてお伺いした

いと思いますが。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 特定健診の受診率につきましてですけれども、平成30年度では国保加入者につきましては45.3%となっております。また、後期高齢になりますと値が下がりがちで30.8%ということになっておりますので、今ご指摘のありました60%にはほど遠い状態なんですけれども、周知の方法でありますとか個別に、新年度におきましてもなるべく多くの方が受けてくださるように、秋にも1日設けておりますし、JAとも共催しながらやっているということですので、そういった機会をふやすことと、あとは特定健診を受けて早期に健康状態を把握していただくというようなことを周知していきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 婦恋村としては、特定健診で糖尿病基準値を超えた方、説明会や郵送、訪問などで指導、医療機関への受診など勧奨されています。それについてはすばらしい取り組みだと思いますので、やはり保健指導とかそういったものの中から特定健診未受診者に対する治療中断者、例えば透析ハイリスクが考えられる患者さんについて、途中で身体的には余り影響がないので中断をされていると思いますが、そういった方たちのアプローチも必要かというふうに思いますが、その辺についてお考えがあればお聞きしたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまのご質問ですけれども、今回の補正予算にも上げさせていただきましたが、外部委託をして糖尿病の腎症の重症化の方に対するケアをとということですが、今年度につきましては、対象者数も限られているということですので、保健師のほうから特定の方に、その該当の方には直接出向いてお話をし健診を受けていただき、治療を継続していただいて透析まで至らないような体制をつくっていききたいということですので、ご理解いただければと思います。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、平成30年3月の定例会において、そういう特定健診で保健指導に当たった微量アルブミン尿検査について質問をさせていただいた経過があると思いますが、そのときの回答は、一度検討したけれども、前向きに検討させていただきたいという回答でありました。それについて、今どのような対応をされているか、お聞きしたいと思

ます。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 今のご質問につきまして、保健師のほうと確認をさせていただきました。尿検査の関係なんですけれども、尿をとったものを検査機関に出さなければいけないという、それでないと結果が出ないということですので、そのところを検査機関と今相談させていただいて、例えば検尿の方法を考えて検査に出す。その場で検査結果が出せないということですので、その検討を今進めているというふうに聞いております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 私が30年3月の定例会で質問させていただいて、もう既に1年以上が経過するわけですが、それについて今のような回答でありますと、やはり行政としてもう少しスピーディーに対応していくことが必要だというふうに考えます。その点について、しっかりと来年度予算についてどのような形でやっていくのか。当然、自分のところで検査できないということは私も認識をしておりますので、外部機関に検査委託をすると、そういったところで、外部委託をしていく方向であるかどうか確認したいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 保健師と相談して前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 前回は前向きに検討していただきますというご回答でした。今回も前向きに検討するということですので、この次に私が確認をさせていただくときには実施をしますというふうにお答えいただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、この保険者支援制度について、孺恋村としてはどのくらいの努力義務をした結果、どのくらいの収入があったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまのご質問ですけれども、がん検診の受診率の向上でありますとか特定健診の受診率の向上でありますとか糖尿病の重症化予防の取り組みなど

に対しまして、平成30年度の決算で751万4,000円の交付金を受けております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） この間、補正予算の説明の中で、それに関して500万円減額補正をされていたと思いますが、その中で、国保データベースを使うことによってそれができるので、その500万円が減額をされたというふうにおっしゃっていましたが、これに関して、直近の5年間における糖尿病のレセプトの治療中断者を抽出することが可能だと思います。それについて、治療中断者への受診勧奨を実施してはどうかというふうに思いますが、どのようにお考えでしょう。国保データベースを使うとおっしゃっていましたので、その辺のことについて、実際どう取り組んでいくのかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまのご質問ですけれども、国保データベースにつきましては検索機能が充実しているというようなことを国からも県からも言われておりますので、その中で抽出機能を使いまして、保健師だけではなく国保の担当者も分析ができるような体制をつくっていきながら、要治療者でありますとか中断者に対しては声かけを行っていければいいなと思っております。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 若干補足させていただきます。

群馬県国民健康保険団体理事会では、国保データをたくさん持っております。先ほどもちょっと私、大局的な話で、健診率を上げましょうということでこの制度は現在できております。特定健診、がん検診、あるいはさっき言った肺炎球菌ワクチン等、それで保健の担当も受診率を上げろということ、会うたびにハッパをかけているのが現実でございます。啓蒙普及活動も一生懸命やりますけれども、やはり健診率を上げることによって今言った国の支援制度ができているということ、マクロの話は私もわかっておりますので、それからデータベースもたくさんあるということはよくわかっております。膨大なデータを村の、村民の健康管理のためにいかに有効に使うかということは、国保連といたしましても今大変重要な政策課題だと思っています。群馬県と連携をしながら、嬭恋村の村民の健康管理のためにもデータベースは有効に活用したいと、また健診率を上げるためにもデータベースを有効に活用したいと、こう思っておりますので、担当部署にはしっかり指示をしまいたい、こう思

っております。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 最後まで質問にさせていただきたいと思いますが、災害についても、この糖尿病のことに關しても、村民、私たちも含めて、自分は大丈夫、また自分は自覚症状がないから大丈夫というふうな、そういった傾向があるかと思imasので、そういったことに関して、やはりしっかりと啓発活動していく必要があると思imas。災害に關してもそうだと思いますし、この糖尿病や生活習慣病に關してもしっかりと村民に周知をして健康寿命を延ばしていくということが必須の課題でもあると思imasので、そういったことに対してやはり周知する、また啓発活動する、ホームページ等でもしっかりとそういったことを喚起していく必要がある、勧奨していく必要もあるというふうに思imasので、その辺について、今後の啓発活動についてお聞きしたいと思imas。村長、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 保健師の担当に会うたびに、とにかく受診率を上げようという話は会うたびに申しております。それにはやっぱり啓発活動も当然必要だと思っております。ぜひとも、皆さん、特定健診を受けましょう。がん検診も受けましょう。また、後期高齢者になればなるなりにそれなりの健診は、制度があるものについては我々も率先してしっかりと受けるということだと思っております。働く人間、全ての人間、地方公務員もちゃんと人間ドックの制度もありますから、自分の体をまずしっかりともう一回再確認しながら、受診率の向上に努め、健康寿命の増進に努めてまいりたい。そのためには、さらに私としても受診率の向上にしっかりと取り組んでまいりたい。啓蒙活動もしっかり取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） これで最後にさせていただきたいと思いますが、やはり災害に対しても、マイタイムラインについても、やはり昨年度は世界の中でも日本が被害額、災害が世界一番だという状況もありますので、そういった観点からもマイタイムラインや、また成人病、習慣に対しての啓発活動を今後も村として各課連携をしながらやっていただきたいというお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（松本 幸君） 以上で、佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（松本 幸君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

まず、最初に10月12日の台風で被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。そして、一日も早くこれまでの暮らしを取り戻し、安心して暮らせる日が来ることを願ってやみません。私は、議員の1人として被災した方々に寄り添い、お手伝いできることがあったら力を尽くしたいと思います。村政史上初めてとも言われる大型台風19号を私たちは体験しました。今後、さまざまな災害に行政が責任を持って対応できる体制づくりの一助になること。そして、村民が主人公の立場を持って質問を行います。

初めに、災害時対応についてです。

10月12日の台風19号は、嬭恋村に甚大な被害をもたらしました。人的被害がなかったことは、村当局、そして村民一人一人の賢明な判断もあったことと私は考えております。本当によかったと思います。これまでに経験したことのない土砂災害警戒注意報が出され、全世帯に避難勧告を出すことになり、誰もが戸惑ったところです。このようなときこそ、災害対策本部である村当局の的確な対応が村民の命、財産、その他を守ることに繋がります。今回の大がかりな対応をしたことで今後に生かす事項など見えたこともあると思います。災害時の対応を充実し、村民に安心・安全を保障できるようにする立場で2点についてお聞きします。

1つ目、村政史上初めてとも言われる今回の台風災害に対応してみて、対策本部としてよかった点、反省すべき点、今後に生かす点など分析してありましたら答えていただきたいと思います。

大きな2つ目、実は私は帰宅困難者として嬭恋会館に避難しました。その体験から、避難所対応について質問します。

①嬭恋会館3階ホールに雨漏りをする場所がありましたが、気づいていたのかどうかお聞かせください。

②避難所に支給する毛布や非常食など、各避難所の想定人数と支給数は決められているのか。このことをなぜ質問するかというと、台風の後、ほかの地区の避難所状況について聞くと、毛布や非常食がなかったと聞いたので、村全体の状況について確認したいと思ったところです。また、嬭恋村は観光地でもありますので、観光のハイシーズンのときの総定数や仕事で来村していることなども想定する必要があると思います。

③今回の台風では田代地区は停電と断水がありました。その場合のトイレ対応についてはどのように考えるのか。

④今回、地区によっては停電もありました。今後、避難所用として自家発電機を設置する考えはあるのかどうか。

⑥災害時には予期せぬ出来事が起こります。村民一人一人も非常時のことを考える必要がありますが、もしも村民が困ったときに対応できるように、村内にある事業所との連携はしているのか。また、このことを村民に周知はされているのかどうか。

⑦現在、国道144号線が通行不可能のため、田代、上田方面はパノラマラインを迂回路にしています。これから冬のスキーシーズンになると他県ナンバーの車も多く通ることが予想されます。先日担当課にも要望しましたが、危険と思われる箇所には一時ストップの看板やラインなど、ほか安全対策を早急に行ってください。

大きな2つ目として、JR吾妻線を守る取り組みを強めることについてです。

台風19号によりJR吾妻線は線路に土砂流入があり、壊滅的な状態になりました。この状況に、多くの皆さんが、これを契機にもしかしたらJR吾妻線は大前駅まで来なくなってしまふのでは、廃線になってしまうのではと不安になっていたようです。それでも、先日村長のほうから2月末日に復旧するという発表に安堵したところです。

そこで、私はJR吾妻線を守る取り組みを真剣に強力的に進めることをまた強く求める立場で質問します。

先ほど、JR吾妻線の復旧の報に多くの方々が安堵したことを話しました。それだけ皆さんがJR吾妻線の存続を願っているということになりますから、村長はその思いに応えなければなりません。今回、国もJR側も復旧に力を入れてくれたことに対して、自然災害だし、本来鉄道は国が守る責任があるという考えもありますが、私は感謝の気持ちもあります。それならば、地元としては利用者数をふやす取り組みを行うのがいいと考えたところです。村長は、嬭恋高校存続のためにもとか村民にとって必要な吾妻線は守りますと力説しています。そうした言葉に責任を持ち、具体的に何をどう取り組むのか施策を示してください。利用者

数をふやすことは一朝一夕にはできないことですので、まず小さいことからでも一歩足を踏み出していきましょう。

3点目の質問は、学校現場に変形労働制を導入させないことを求めるについてです。

働き方改革が取り上げられている今日ですが、先日、国会で公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入する法案が自民党、公明党などの賛成多数で成立しました。導入時期は2021年4月からとなっており、今後、制度の具体的中身を示す省令、指針づくりが行われます。同時に、来年4月までに業務削減の指針を示すことになっています。もともと、1年単位の変形労働制は恒常的な時間外労働がないことが大前提だと厚生労働省の通知で明記しています。私から見ても学校の先生方は時間外労働が恒常化しているように思えます。ここを是正しない限り導入は不可能です。

そこで、教育長にお尋ねします。

①学校現場の勤務時間は現在どんな方法で把握されているのか。

②その結果、時間外労働は月何時間ぐらいになっているのか。

③導入するには都道府県で条例制定をすることになります。私は、教員が健康で児童生徒の指導にじっくり取り組める環境のためには変形労働時間制を導入するべきではないと考えております。県のほうに導入は望ましくないという声を上げてほしいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、それぞれの質問に明快に答えていただくことを求めて、私の質問を終わります。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

3点ございました。災害時の対応について、2点目がJR吾妻線を守る取り組みを強めること、3点目は学校現場に変形労働制を導入させないことを求めるという3点でございました。3点目につきましては、教育長のほうからお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、災害時の対応についてに関するご質問でございました。この台風19号の対応につきましては、何度か経過報告を今まで既に行ってきております。10月12日の10時に災害対策本部を設置させていただきました。その後、11時には避難所を9カ所開設し、最終的には役場を含めて12カ所に474人の方が避難をする事態へととなりました。これほど多くの方々が避難することが今までなかったことで、多くの問題もあったかと

と思いますが、翌日には自宅に帰られる方が多く安心をしたところでした。

今回の経験は今後に生かさないとならないと考えております。インフラの整備はもちろん、職員の体制や各地区の自主防災のあり方についてさらに精査していければと考えております。振り返りによる課題の洗い出しの中で、防災体制の見直し、避難所施設のあり方、防災計画と実際の相違点、自主防災組織の体制づくりと啓発など課題の視点は多岐にわたるものとなります。見直しの方法と対策のビルドアップをどのようにするのか、まず検討していきたいと思っております。その上で対策を示していければと思っております。今は、復旧に向けて建設課が中心となり、被災箇所の災害査定を受けている最中ですのでございます。どうぞ、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、婦恋会館の雨漏りについてでございますが、これについては、9月の大雨の際に発生し、調査を行っておりますが、原因場所を特定できておらず、さらに詳細な調査をする予定で準備をしているときに台風の被害に遭ってしまいました。今後、調査委託費の計上を行うことになろうかと思っておりますが、よろしくお願いをいたします。

避難者に支給する毛布についてでございますが、今までは大雨により避難所の開設が決まった時点で必要に応じて配布を行っておりました。既に配備されているものは、過去に配布した部分の在庫となっております。配備の方法については、管理上の問題も踏まえて最大限の配備を検討していきたいと思っております。

非常食につきましては、平成27年から29年度までの3年間、各区に合わせて1万5,000食を配分させていただきました。

次に、災害時のトイレの対応につきましては、ライフラインと同様に社会基盤の一つであり、重要性が高いことを再認識した上で、災害時の水の確保として各区との話し合いを行いたいと思っております。

避難所の自家発電機の設置につきましては、平成28年度に各区に1台ずつ既に配備をさせていただいております。地区によっては追加の配備を希望しているところもございますので、対応したいと考えております。また、避難所施設の電源施設についてでございますが、今年度から来年度にかけて環境省の防災・減災関連補助事業により婦恋中学校とこども園にLED照明にあわせてソーラーパネルと蓄電池を設置する予定となっております。今後、各避難所において、補助事業の活用によりこのような整備を進めてまいりたいと考えております。なお、緊急時の自家発電につきましては、役場、金融機関、農協あるいはセブン-イレブン、ローソン等の場所には、ATMがあるところについては全て緊急避難の電源施設がついてお

ります。しっかりと、これもどこにどういうものがあるのかは今後しっかり確認をしながら進めてまいりたいと思っております。

指定避難所につきましては、指定緊急避難場所は34カ所、指定避難場所は8カ所、要配慮者利用施設が4カ所となっております。要配慮者利用施設といたしましては、社協などの福祉施設4カ所と現在契約をしておるところでございます。避難所の情報につきましては、広報やハザードマップの配布や啓発活動により各区へ周知を図ってまいりたいと思います。

迂回路の安全対策につきましては、田代区の役員会との話し合いの中でも出まして、安全な夜間通行を図る約束に基づきまして防犯灯を既に9カ所設置させていただきました。農場への入り口から田代の国道144号までの間、パノラマラインの南ルートについて防犯灯、街路灯ではなく村が責任を持って設置する防犯灯を9カ所に既に設置をしたところでございます。また、場所によって反射板を取りつけて、車両が夜安心して通行できるような対策を中之条土木事務所等ともお話をさせていただきまして、なぜかといいますと、国道144号に代替する道路という位置づけで県のほうにもお願いをしながら反射板等の設置をお願いをこれからしてまいりたいと思っております。年内には何とか実施できるようにお願いをしておるところでございます。

続きまして、JR吾妻線の件でございます。

JR吾妻線がこのまま廃線になってしまうのではないかと多くの村民が心配されたということと、今後も吾妻線が継続されるよう何等かの取り組みが必要だと思いと、具体的な施策を考えているかのご質問でございました。

伊藤議員が申されますとおり、多くの村民がこのまま廃線になってしまうのではないかと心配されたことと思います。今回の台風で袋倉駅東側と万座・鹿沢口駅東側において斜面が崩落し線路上に土砂が流れ込む事態となりましたが、水分を多く含んでいることからすぐに復旧工事ができないという状況が続いていたことが要因となっております。このまま廃線になるようなことが絶対にあってはならないという考えから、被災して間もない10月18日、松本議長とともにJR高崎支社長を訪ね、一刻も早い運行再開をお願いしたところでございます。これに伴いまして、運行時刻に合わせたバスの運転をしていただくことが決定したわけでございます。また、10月30日には同じく議長とともに国土交通大臣にお願いをし、要望させていただき、あわせて国土交通省の鉄道局長にも要望書を提出させていただきました。この場におきまして、ぜひともJR東日本、民間企業でございますからJR東日本の本社のほうにも要望してはいかがですかという回答をいただきましたので、さらに11月8日には議

長とともにJR東日本本社にも早期復旧の要望をしてまいりました。結果といたしまして、来年3月末の運行再開から、現在では2月末の運行再開に短縮していただいておりますこととなったわけでございます。

その後は、伊藤議員の言われるとおり、いかに利用をふやしていくかが大変重要であると認識しております。具体的な取り組みということでございますが、現段階では、来年2月下旬に運行が再開される際には大々的に運行再開記念セレモニーをとり行いたいと考えております。これにより、吾妻線の知名度アップや利用促進をマスコミ等の協力を得ながら華々しく再スタートを祝うイベントとしたいと考えております。また、村民向けにも吾妻線を利用した楽しみ方の事例を紹介するなどの電車に乗ることに触れてなれていただく取り組みも進めていきたいと考えております。

なお、JRの吾妻線の復興につきましては、林野庁長官初め林野庁の方々、また群馬県の森林環境部、部長の方々、治山事業におきまして、つい先日でございますが、決定をいたしました。袋倉地区、それから三原地区、合わせまして総合計の金額は4億5,000万円ということで決定をいたしました。早急に治山事業にも取り組んでいただくということで現在進んでおるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さらに、町内の職員が前橋方面、特に市町村会館などに出張する場合がありますので、そのような場合にはなるべく電車を利用するように取り組んでまいりたい、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目の教育長の答弁につきましては、教育長のほうからお答えをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 3点目になります。教職員変形労働時間制の導入に関するご質問にお答えいたします。

現在、教職員の多忙化解消に向けた働き方改革が進められているところであります。しかしながら、議員おっしゃるとおり、学校現場においては時間外労働の恒常化はなかなか改善されない状況であります。このことは、働き方改革における喫緊の課題であり、その是正に向けた取り組みが急務であることから、その改善を強く進めているところです。

さて、伊藤議員のご質問の教職員変形労働時間制であります。これは働き方改革を推進するための総合的な方策、その一環であり、繁忙期の勤務時間の上限を引き上げるかわりに

夏休み期間中などに休日をまとめて取得できるようにする、いわゆる長期休業中のまとめどりができるようになるものであり、2021年4月から年単位の変形労働時間制の導入が自治体の判断で可能となるものと承知しています。

ご質問の1になりますが、学校現場の勤務時間の把握についてですが、平成30年度より県教育委員会で作成した在校等時間記録ファイルを導入しています。これは、勤務時間等の状況を記録するだけにとどまらず、長時間労働の是正のための具体的な方策につなげるツールとして活用するものとなっています。

ご質問の2、時間外労働の状況であります。4月から11月までのことについてですが、月平均の時間外労働時間は、小学校で平均39時間、中学校で平均76時間となっています。これは、全国平均に比べ、小学校については17時間ほど少なくなっていますが、反面、中学校においては76時間、これ全国平均よりも10時間ほど多くなっている状況であります。

続きまして、ご質問の3、教職員変形労働時間制を導入すべきでないとのことについてですが、現段階においては、議員もおっしゃったとおり、詳細についてはまだまだはっきりしていないところもあり、制度の内容及び導入については課題も少なくないと考えます。時間外労働の状況や課題の詳細、今後におけるその改善への取り組み、変形労働時間制の導入による改善への見通し及び実践的であるか否か、慎重に検討することが重要かつ必要と考えます。あわせて、現在取り組んでいる他の働き方改革との関連、さらには形だけの制度、方策に陥ることなく、深刻な教職員の長時間労働の確かな改善につながる学校現場を第一に考える視点から、その可否を判断していきたいというふうに考えます。よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 再質問は一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、最初に1点目の災害時対応についてですけれども、当局でもいろいろ分析しているけれども、例えば私が質問したよかった点、反省すべき点、今後に生かすとか、そういうことについての分析等はまだまだこれからということで受けとめていいのでしょうか。1点目、お願いします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子さんの質問にお答えをさせていただきます。

現在、災害査定中ということで、26日まで続きます。しかしながら、今までも各課でおのおの課長が自分の課についてよかった点、悪い点、反省すべき点は把握しておるとってお

りますが、じっくり時間をかけて、よい点、悪い点は今後のためにしっかりとまとめておきたいと思っております。時間系列はびしっとつけさせてありますので、その時点時点に応じて、この次に発生した場合は同じミステイクがないようにしっかりと努めてまいりたい、そのための検証を、ことし中はちょっととても難しいんですけれども、年が明ければ未来のために、安心・安全のためにすばらしい勉強を、体験をしましたので、後世に残してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、私も含めて、すごくいい体験したという言い方は変なんですけれども、やっぱり今回の台風は私たちにいろいろ試練とか今後への対応を教えてくれたと思いますので、またまとまりましたら議会のほうに示していただくことをお約束いたします。

次に、毛布とか非常食についてですけれども、どんな方法でされているのかというと、避難所がここに34カ所あるわけですから、そうすると地域の数に応じて非常食1万5,000食が配置されているのか。毛布とかそんな点はどうかというの、今現在はどのようにされているのか。先ほど、佐藤議員から出された質問のときだったかなと思うんですけれども、やっぱり雨の中だと避難する人も大変だし、あと、もしかしたら私のように帰宅困難者だと毛布を持つということもできないわけだから、そうしたときのためにはやっぱり最低限、この34カ所の中の重要な拠点とかそういうところに何枚ずつ置いていくとか、そういう決まりは、今現在は数の想定数はあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 質問に回答させていただきます。

今まで大雨とかの災害時につきまして、事前にセンターに置いてあるという形ではなく、今までも2カ所、3カ所をあける程度だったものですから、必要な場所に、あける場所にある程度の毛布を持っていったと。実際には、5人以下の避難者というような状況が今まで続いておりました。そんなところもあって、必要に応じてという配分をさせていただいて、ただ、婦恋会館や活性化センターにつきましてはそういったものを、残ったものをそのままストックして押し入れ等に置いていただいていたたり、またその1回使ったものをクリーニング出してそのままそこに、必要なときに使えるように置かせていただいていたというような形で今までは対応させていただいておりました。ですけれども、今回のように大規模な、避難

者が非常に多い事態になるということを勉強させていただきましたので、今後は事前に配布をさせていただくというようなことも検討していきたいと思います。先ほどの質問の中でも、村長のほうの回答もありましたけれども、最大限の配備をストックできる能力とか公民館等の倉庫とか場所を検討しながら進めて、検討していければというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今答弁にあったように、初めてこういう大勢の避難者が出たというのは私も理解できますので、先ほど、今回の経験を今後に生かすというものの分析の中で、こうした非常食や毛布のストックのあり方とか各地区にどのくらいとか、そういう想定は今後の中にぜひ生かしていただきたいと思います。

それから、6番目だったかな、ちょっと連携施設というか、いろんなところとの連携施設というので、たしかいろんな非常時とか何かにガソリンスタンド等と連携して、もしものときはすぐ役場とかそういう重要拠点、病院とかにはすぐ供給してくださいという、そういう連携をしていると思うんですけども、今現在、そういう緊急時の連携施設というのは何か所、どういう施設があるのかというのが、例えばけがをしたときとか病気のときも、きょうは例えば指定医がこっちだからあっちまでというんじゃないくて、一番近い診療所にはこういう災害のときは今すぐにでも診てもらいたい人がいたら移動もなかなか難しくなったときはそういうこともできるというような連携とか、そういった緊急時の連携はどのくらいの事業所と結んでいるのかがありましたら知りたいと思ったんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の質問にお答えさせていただきます。

嬭恋村地域防災計画がございます。これは、議員にも配付されておられると思われまじけれども、緊急時におきましてはここに連携する、関連する組織等が入っております。嬭恋村、まず消防機関としては吾妻広域町村圏振興整備組合の消防本部等があります。何をするかということについては細則が全部書いてあります。こういうことを連絡調整すると書いてありますので、ごらんいただきたいと思います。群馬県につきましてもあります。中心は危機管理室が一番重要かと思っております。それから、吾妻振興局。これは、地方郡内の総合調整に関する事ということで連絡調整をします。それから、吾妻保険事務所、吾妻農業事務所、

土木事務所、森林環境事務所、教育事務所等も連携を図っております。それから、関東農水局、関東森林管理局、関東運輸局、これも行政上の立場から連携をとるということになっていきます。その他、目先の機関としては群馬県医師会、群馬県歯科医師会、群馬県看護連盟、それからLPガス協会、石油協同組合、群馬県バス協会、トラック協会、あと土地改良区と、こういう組織と連携をしながら、非常時の場合、担当部署、担当課は連絡調整をしておるといってごさいます。その他、地元の基幹としては、日本郵便として三原郵便局、大笹郵便局、田代郵便局、干俣簡易郵便局、それから東日本電信電話、NTTドコモ、日本赤十字社、日本放送協会等とも連絡調整をします。それから、気象台等とも連携をとるといって、これは、防災担当で総務課が連絡をとるといようなお話になっています。

そのほかに、防災協定を結んでおります。吾妻郡内は各町村が連携をとって防災に当たるということで、関係する全ての町村から私直接か、もしくは総務課に、総務課、総務課で連絡が来て、支援物資体制についても連絡が来ております。特に、議会のほうにつきましては、議会事務局を通して東部の議員の皆様がこちらに応援に来たということでありまして、浅間山も関連しまして、小諸、御代田、軽井沢、佐久市とも連携調整をしておると。そのほかに防災協定を結んでおるのは、ご存じのように千代田区、それから、これは防災協定そのものを結んでおるといってごさいます。お互いに、あと、我々が今まで支援したところについては、我々今回ご支援申し上げますということで、蔵王町等からもご支援の申し入れが来ておるといような状況でございます。関連機関はたくさんございまして、その中心は総務課防災担当中心に連携を密にしてとっておるといってごさいますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 例えば、一村民として急な病気になったときは診療所に行ってもいいと、指定医じゃなくてもいいと、そういうこともその、私がよく読んでいなくて申しわけないんですけども、そういった緊急時の医療体制とかも、診療所とか、西吾妻にも当番医じゃなくても行けるとか、そういうことも入っていると考えていいわけですね。そういうことでしたらば、もしかしたら村民の皆さんにも何かの折にそういう連携施設がいっぱいあるので安心してどこにでも、何か困ったら飛び込んで助けを求めましょうとか、そういうことも周知してもいいのじゃないかなとちょっと思ったものですからお聞きしたんですけども、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 地域住民が一番身近なことであるということであれば、やはり各地区の区長さんを中心とした自主防災組織、あるいは民生委員さんを中心に各地域に要援護者、要支援者のリストができております。プライバシーがありますからマル秘扱いでございますけれども、そういう組織もあるわけでございまして、その辺のところはそれなりに今回は機能して、一部は機能しておると思っております。

今後におきましても、身近なそういう避難時の困難時、あるいはそういうものについては各地区の自主防災組織、あるいは今申しました民生委員さんの要援護者等の組織も活用しながら身近な問題については対処してまいりたいと。全て役場で対応できない部分もありますので、ボランティアの組織、あるいは社会福祉協議会のボランティアの組織、それから包括の関係の皆さんも全村回って、しかるべきところを全部今回も回っていただいております。そういう点も、よかった点、悪かった点も、先ほど伊藤議員の言うとおりに、しっかりと身近な問題については反省すべきは反省し、よかった点はよかったということで評価をしながらこの次につなげてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） あと、避難の方法という大変ですけども、避難を呼びかけたときに耳の遠い人とかはどんどんとやってもだめだったり、いろんなこともあったというのを耳にしたりするので、何かいろいろ考えたんですけども、例えば自分、それで避難してもういないのにいますか、いますかと言っていたのではダメなので、何かカードみたいなもので自分はもう避難しましたと、どこか行ったよという、そういうのを書いて家にかけておくような、そういうカードの普及なんかもいいのかなと、ちょっと自分として考えてみたんですけども、そんなことももし今後の避難計画とかそういう避難所、避難のあり方とかを検討するときに考えていただければいいかなと。無駄足があるので、声をかけてもいるんだかわからないんだかわからないと。避難した人は避難しましたよと札をかけるとか、そういうのもひとついいかなと思ったので、検討していただければと思います。

最後に、この災害時の対応についてですけども、私は自分もペンション業をやっているのでキャンセルもあつたりとかいろいろ大変だったわけですけども、それ以上に鹿沢地区とかいろいろ、長井の人たちも大変な、事業者も災害になったので、私も自分なりに調べたりして県のほうにも問い合わせをしましたら、県議会のほうで16日に議決されて決まると思うんですけども、いろんな台風災害に対しての生業補償、自治体連携型補助金とかいろん

なことが3億2,000万円ほど県のほうに予算化されるということですので、それが来ましたら、ぜひ本当に商売をされている方々への援助のほうをちゃんと、それこそ寄り添ってやっていただくことを要望して、この質問は終わりとします。

次に、JR吾妻線のことなんですけれども、村長と議長がいろいろ、国交省なりJRに行き行ってやっていただいたということは私もありがたかったかなと思うんですけれども、先ほど質問のときにも言いましたけれども、そういうふうにやってくれたことに対するやっぱり私たちが本当に地元のJRの駅を抱えている者として、もっともっと利用者数をふやす取り組みということで、村長からはそのときに、2月下旬にセレモニー、それから村民向けにということと、職員の出張なども検討していくということで、少しは利用率上がると思うんですけれども、私としては、もう少し観光とかいろんなことを利用しながらやっていってほしいというのは、実は去年の12月議会でも一般質問で取り上げているんですけれども、それでも31年度予算、令和元年度予算には何ら吾妻線の活性化事業の予算もやるソフト面も生かされていないわけなんですけれども、例えば今回重兵衛の生誕200周年でまた記念事業があるみたいなんですけれども、そういうときに、以前にも中区の皆さんはJRを使って来てくれたというのを聞いて、それでは中区からの観光客をちょっとセットにしたらというのを前も提案したことがあったんですけれども、こういうこともあるから、やっぱり中区の人と話しして、JRで来て、三原でおいて、いろいろ見て回るとか、そんな企画なんかを一緒にやったりとかすることもいいんじゃないかなと思いますけれども、そういう具体的な取り組みとして、もっと考えないとだめだと思いますけれども、1年たって今日も、またきょうも質問するんですけれども、何かもっと具体策がありましたら述べていただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 事業所支援3億2,000万円の話がありましたが、既に7社、8社ぐらいの方々に資料を配布させていただき、かつ商工会事務局も対応し、うちの担当も全て挨拶をさせていただいて、こういう制度があるので、補助金がマクロで3,000万円までありますという説明もさせてもらって、個別の支援といえますか、できる範囲のことを今対応させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

JRの利用者の増加策ということでございますが、先ほど申しましたように、開通時にはJRさんとも協議をしてそれなりのちょっとしたセレモニーを開催できればと考えております。また、乗車率の上昇のために吾妻地域在来線活性化協議会においても言われております

が、嬭恋村の今の1日の乗降客は230人です。何とか嬭恋村民9,600人が年に1回でいいから中之条もしくは渋川まで乗ってもらって、9,600人をまずふやしていけたらなという政策を来年度に向かってしたいと思っております。何か抽せんなり特典なりをうまく設けながら、コストをかけないで何とか乗車率を上げる対策を真剣に考えてまいりたいと現在考えております。

また、私も東京に行くときには今はJR長野原町で切符を買っております。Suicaを買って、用意をしてそこで買えるように、往復買えるように今後はしたいと思っておりますが、往復今は買えますので長野原まで行って買っている状況ですが、ここで買う、利用をふやすということはSuicaを活用した方法を今総合政策課に指示を出して、村民がSuicaを使ってそこをより一層利用するような体制を今検討させております。

中区の人につきましては、以前から私のほうからも何とか列車1台で中区、東京都の千代田区、あるいは大宮市等の方々が乗ってこちらに来るようなイベントができないかという話をさせてもらってきておりましたところ、現在、商工観光課のほうでデスティネーションキャンペーンについてそういうことができないかという議論を、現在提案をさせてもらって議論をしておるところでございますので、具体化しましたらまたご報告をさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

いずれにいたしましても、存続をさせること、そしてぜひとも嬭恋高校、下から来る生徒が今70人おりますので、嬭恋高校もあわせて存続させること、そういうことも関連がございますので、伊藤議員ともども、ぜひとも陳情するべきところには陳情、日本共産党としてJR本社にお願いすることはしっかりしていただきたい。私もしっかりお願いをしてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、今、村長から答弁があった村民9,600人の利用者数をふやすとか、そういうやっぱり具体的な数があるってこそどういうことをやればいいのかとか、それでは村民にこういうふうにしましたという村長の思いを伝える、広報にキャンペーンを張るとかいろいろなことをやって本当にふやしてほしいし、Suicaというのも、私も何とか使っていますけれども、かなり高齢になるとそれは何なんだという方もいるから、こうやって使うと嬭恋村から乗る人の数をふやすことになるという、そういうわかりやすい説明等も踏まえて、うんとキャンペーンを張ることをここでお願いしたいと思いますし、村長から言われましたけれども、私もJRの問題では国会にまで11月11日に行ってきましたので、そ

のことだけは申し述べておきたいと思います。

それから、3番目に、では大きな質問で移ります。

私が、この教師の皆さんが大変な中、社会問題にもなっていて、そういう押し迫った状況の中で、名古屋市では教員同士がいじめをしたり、そういうことをしているということで、本当に心を痛めているときに、先日、朝のNHKラジオで教育学会の会長の広田照幸氏という方が言っているのを見て、やっぱりその方は変形労働は絶対持ち込めない、先ほど厚労省が言った通常の超過勤務が解消できない限り、この1年制の変形労働時間制は導入できないという原則があるから、かと言って、今教師の超過勤務を本当に減らすというか、残業を減らすということが無理な状況だということで、この広田先生も、もう何がいいかといったらば教員の数をふやすしかないということをこの広田先生も言っていました。これが、教員の数をふやすということは予算がかかる、でも子供たちのためにやっぱりこういうので教員をふやさなければいけないんだというのを国民も一緒に考える、ここの村で言えば村民にも一緒になって考えて、先生たちの労働実態を考える、そういう体制をつくる必要があるということを教育学会の会長も言っていましたので、私は、先ほど教育長からも答弁いただきましたけれども、現場が本当にどういう状況かというのを私たち議会当局がしっかりと見て、先生たちに決して無理な労働はさせない、無理な労働をさせることは子供たちの教育に絶対によくない、そういうことで、今後村長と教育長にも考えていってほしいと思いますけれども、それぞれの、村長、教育長に、これからの教育現場のことについて何か意思を示していただければと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 私からは大局的な話でございますけれども、政府のほう働き方改革ということで、国家公務員、地方公務員にも制度改革を、働き方の定義がございます。個人の事業の実績等も評価せよと、こういうことで今、国家公務員も、県のほうも職員は今やっておるところでございますが、村においても国・県に応じてそういう評価をさせてもらいたい。それから、長時間労働についてはないようにということでチェックはさせてもらっております。また、働き方改革ということでございまして、特に若い方の給料もご存じのとおりかさ上げといたしますか、年配のものよりも若い方々が働きやすい環境づくりということで、報酬の面についても、伊藤議員ご存じのように、若い方々をかさ上げしている部分もございます。社会がダイナミックに変わっておりますので、そういう時代の大きな変化に応じて、

働き方改革は改革すべきところをしっかりと改革してまいりたいと、こう思っております。特に、また教員の関係では教育長からお答えをさせていただきますけれども、特に非常に長い長時間の労働時間があるという現実もあるようでございます。改革すべきはやっぱり改革すべきだと思っておりますので、この点については教育長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、今教育、教員離れというのが出てきていまして、なかなか教員になる、なりたいという、する人が少なくなっているという現状はやっぱりあります。

お話があったように、この変形型の時間労働制については、これを単独でやって、それがすぐ結果として出るかという、そういうものではありません。今議員のおっしゃったように、これまでもやってきていることなんです、さらに力を入れてこれを推進することによって先生方の働くそういった環境を変えていこうということで今取り組んでいることなんです、具体的な話を申し上げますと、世論では今言ったように労働制というか、その変形労働制が表に出てきていますのでそこにしかスポットが当たらないような状況もありますが、実は、本年度もそうですし、来年度、さらにそれ以降かけて幾つか働き方改革の取り組みがなされている現状であります。

1つは、勤務時間の上限に関するガイドライン、これに基づきまして、月45時間、そして年間360時間以内に抑えましょうということで、文科省から出てきているものが県に、県から要するに県全体でこれに取り組んでいきましょうということです。要するに、そのガイドラインに基づいて在校等時間の縮減を目指していると。そんなことから、先ほどもお話をさせていただきましたが、昨年度より在校等時間のファイルというのができて、勤務時間はもちろんなんです、その中には部活動の時間、それから教材研究の時間、あるいは保護者対応の時間、そういった形で分類されるようになっていきますので、これらを精査して、カットできるところ、削減できるところを改善していくというようなことが1つです。

それから、もう一つは適正な部活動の運営に関する方針。小学校に比べてどうしても中学校のほうが大変時間外労働がふえます。本当に倍ぐらいあります。100時間を超える職員も実はいるのが現状であります。そういう中で、中学校の部活動にやっぱりメスを入れるということで、3年前から適正な運動部活動の運営に関する方針ということで、部活動のガイドラインというのができてきます。これは、県でつくるだけじゃなくて、要するに中体連関係

とか校長会とか、そういうふうないろいろな方に委員になっていただきでき上がってきているものでありまして、そういった部活動の適正化にメスを入れるということで今取り組んでいます。

さらには、議員もおっしゃったように、ここが一番大きいところかなと思うんですが、学校における条件整備、これについては部活動指導員、嬭恋中学校も実は1名もらっています。部活動の顧問、これを外部の指導者の方に同じ立場で指導していただくと、当然、大会にも引率して連れて行っていただけるというような、そういう制度を使って今取り組んでいるところであります。その部活動指導員、あるいはスクールサポートスタッフ、要するに、先生方がプリントを刷ったり、あるいは仕分けをしたり配布をしたりとか、そういうふうなものをやっただけのスクールサポートスタッフという、教員とは違って支援員さんみたいな、そういう方を導入したりという、そういう人材活用を行うことによって職員のそういった時間を改善していくというようなことを取り組んでいます。

今後も、さらにこういったことについては力を入れていく必要がありますし、人的配置についてはお金も、財源ももちろん決まっているわけですが、ここについてはやはりできるだけ拡大していくところでの推進をしていきたいというふうに思っています。そういったものが、要するに機能して初めて業務が改善できると。その上で、今言った短時間の労働制というが生きてくるというふうに考えていますので、そういった現場との状況をしっかりと判断しながら、それに合った、先生方に合ったそういう改革を今後も続けていきたいというふうに考えています。よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今村長と教育長から今後への意思を聞いたわけですがけれども、群馬県は全国でも結構いろんな面で教育内容のほうに予算を組んでいるのがよくテレビでも取り上げられていますけれども、嬭恋村もいろんな支援員を動員したりとか取り組んでいるので、やっぱりそういったところは引き続き取り組んでほしいと思うのと、あと先ほど教育長から教員離れがあるというのがちょっとショックというか、ある程度想像できるけれども、今保育士も介護福祉士もみんななる方が少なく現場が困っているわけですがけれども、それはやっぱり働く条件をよくすることだと思しますので、ぜひその辺はいつでも頭の中に置いておいて、私たちは職員とか教員とか保育士さん、皆さんの労働条件をよくするようにしていかなければやっぱり順繰りに悪循環が繰り返されているんだなというのを改めて感じたので、引き続きそういった労働条件改善に向けてやっていただきたいということを要望して私の質

間を終わります。

以上です。

○議長（松本 幸君） 以上で、伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

◇ 大久保 守 君

○議長（松本 幸君） 続いて、大久保守君の一般質問を許可します。

大久保守君。

〔10番 大久保 守君登壇〕

○10番（大久保 守君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、何点かにつき質問いたします。

質問に入る前に、台風19号におきまして被災なされました村民の方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興ができますことを心より願っております。

それでは、まず第一に上信自動車道についてであります。

上信自動車道も、いよいよ、仮称ではありますが、長野原嬭恋バイパス線が袋倉より入り、鎌原地区までの約8キロの間がことしの3月29日に整備区間に格上げされました。昭和60年3月に上信高速自動車道建設促進期成同盟会を11市町村で発足したのが最初のスタートでありました。それから33年もの月日が流れましたが、ようやく嬭恋村内が整備区間として認定されました。ルートを示す大きな丸の囲いが点になり、点から線へとあらわされてまいりました。全長80キロのうち、群馬県側が約65キロで、嬭恋管内がそのうちの約24キロであります。その中で、今回の整備区間が約8キロ、残りの16キロのうちおおよそ田代バイパスの入り口付近までの区間を仮称嬭恋バイパスと称しており、調査区間となっております。この区間についても、一日も早い整備区間に早期に昇格させていただいていくものであると思っております。

今回の台風19号においては、甚大なる被害を村内に爪痕を残しました。百年に一度と言われるほどの降雨量であったと聞いております。特に、大笹、長井地区、田代地区での河川による人家の全壊や橋の崩落があり、その上に国道144号線が長井地区から毒水橋の間、約1キロにならんとする道路の決壊や崩壊で姿形がなくなってしまった状態となつてしまいました。

そんな中、不幸中の幸いではありますが、おかげさまで山回りのパノラマラインは大きな被害もなかったため、大型車や観光バスまでが迂回路として利用ができており、パノラマラインの存在感を大きく感じさせられました。これは、誰しもが感じておるのではないかと考えております。

そこで、上信道自動車道も鎌原以西のルートはほぼパノラマラインに沿って山回りのラインを通る予定であると認識しております。この際、国道144号線の復旧はもちろん現状復旧でありますから、現況のライン、今まであったルートを確保していただくのが基本であります。河川の上を復旧していくのでありますから、どれほどの時間がかかるのかはわかり知れません。

そこで、上信自動車道の嬭恋バイパス区間の早期着工が望まれます。長い時間の中では国道と並行してでも進めてもらうべきであると思います。百年に一度の大雨は、これからは毎年なるかもしれません。もちろん、村当局も進めておるとは思いますが、村長、当局のお考えをお尋ねいたします。

次に、大笹、芝原地区公共下水についての質問をいたします。

大笹の芝原地区の公共下水道については、私はことあるごとにこの問題についてお尋ねしてまいりました。公共下水事業を、村は平成6年より事業を開始し、全ての公共下水道事業が完成し、古いものは更新の工事が必要な時期になってまいりましたが、いまだに約束の公共下水が完成しない地区が大笹の芝原地区であります。そのため、何度となく事業完成時期を延長してきている経緯があります。

村長は、大笹関所橋が完成の折には全てのつなぎ込みをいたしますと地域住民の方々に話してまいりました。しかしながら、大笹関所が完成しても、たしか8軒がつなぎ込めただけであり、多くの地域世帯の方々はいまだにつなぎ込みができておりせん。公共下水道事業も変更、変更しており、期限が終わるころではないかと考えております。この際、住民の方々によく説明をしていただき、次へのステップに進むべきであります。私の一案ではありますが、地区の最下部に住民の人数分を処理することのできる浄化槽を建設し、そこで処理をするように考えるのもよい方法ではないかと考えられます。

村当局は、長年住民に期待感を持たせながら放置していたのではないかと考えます。どのように解決をいたすのか、お尋ねいたします。

以上、明快なる答弁を求めて質問をいたします。

○議長（松本 幸君） 大久保守君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

第1点目が、上信自動車道について、第2点目が大笹、芝原地区の公共下水道についてのご質問でございました。

まず、第1点目の上信自動車道についてお答えをさせていただきます。

大久保議員のご指摘のとおり、今回の災害対応に関しましてはパノラマラインが非常に大きな存在となっております。しかしながら、村民の利便性を考えますと、やはり本線である国道の回復が一刻も早く望まれるところでございます。また、一方で、先日議会の皆さんに対しましても現在の上信自動車道の整備計画につきまして上信自動車道の事務所長より説明させていただきましたが、上信自動車道の整備も着々と進んできております。今回のような災害を受ける中で、国道の復旧と上信道の整備をあわせて早期の対応をいただくことは、既に国・県にお願いをしてきております。特に、上信道の整備につきましては、村長就任以来最優先課題として取り組んでまいりましたが、八ッ場までの整備がほぼ完了する中で、今後におきましてはその先に関してもしっかりと予算措置がなされることが肝要であると考えており、これまで以上に国・県等への要請活動に尽力してまいりたいと考えておるところでございます。

また、災害対応に関しましても、同じく国・県等の協力を得ながら、早期の復旧、復興に尽力してまいりたいと考えておりますが、現在の災害対策基本法を初めとする国の災害に関する法体系は発災前の状況に戻すという、いわゆる復旧を中心とした考え方でございます。しかしながら、これでは同じような状況になった場合にまた大きな被害を受けることが想定されます。今後、地球温暖化の影響と思われる気象現象の激化により、より大きな台風、より激しいゲリラ豪雨などがふえることが予想され、さらに本村では、いざ発災となればその対応が長期化することも予想される火山災害に対しても十分な備えが必要であります。

今回は、確かに過去最大ともいえる被害を受けましたが、このピンチを将来に向け強靱な村づくりを行うチャンスと捉えるべきだと考えております。特に、上信自動車道、質問の要点でございました国道144号の復旧、あわせて孺恋バイパスの建設、これを一体的にお願いを、今までもしてきましたが、今後より一層、国・県にお願いをしてまいりたい、こう思っておりますので、議員の皆様ともども一緒に要請活動を強行にお願いをしっかりとまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いますと考えておるところでございます。

続きまして、芝原地区の公共下水道の関係でございます。

就任以来、公共下水道どうするんだということで、現地の状況につきましては大久保議員も本当に中身をよく存じていただいておりますと承知しておりますところでございます。そんな中でございますけれども、本地区では、平成20年2月、地区説明会を開催し、実施に向けて地元と協議をしましてまいりました。しかしながら、道路布設の承諾が得られず工事に着手できないまま現在に至っております。今年度も、区長さんを通じ再度働きかけを行いました但承諾が得られず、工事着手の見通しが今のところ立っておりません。

大久保議員ご指摘のとおり、下水道事業は5年間の事業計画により国の認可を受け実施しておりますところでございます。来年度にはその後の5年間の実施計画を策定し、認可を受ける必要があり、年数が経過した未整備地区について見直しを迫られており、喫緊の課題となっております。

また、議員より提案のありました地区の最下流に人数分の浄化槽を整備する案について既に検討させていただいております。その内容としては、本事業の事業費が、個別に設置した場合の戸数掛ける基準額、約90万円が事業者上限に設定されていますが、当該地区は現在27戸ありますので、27戸掛ける90万円の2,430万円が事業費の上限額と設定されます。また、これに対する工事費の概算で約1億1,000万円ほどが見込まれます。これは、管路工事に伴う舗装の復旧、水道管補償費、用地補償費、要所に設置するポンプの費用等が含まれるためでございます。結果といたしまして、事業費の上限との差額は8,500万円ほどとなり、これを村予算で賄わなければならない、財政負担が大きくなるわけでございます。これに対しまして、個別合併処理浄化槽設置事業を検討させて現在いただいております。これは、一般家庭が対象で、分担金、下水道料金は下水道と同額となっております。整備希望者に申請していただき、村が浄化槽工事を発注して整備し、取付管、浸透ますは個人で整備していただくというものでございます。整備後の浄化槽の点検、くみ取り等は村で手配する制度となっております、下水道事業とほぼ同じ内容となっております。

いずれにいたしましても、今後どのような整備方針でいくのかについては地元と十分に協議をして進めていきたいと考えておりますので、地元の議員であります大久保議員さんにおかれましてもご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

大久保守君。

○10番（大久保 守君） それでは、まず上信道からさせていただきます。

今、村長おっしゃったとおり、もちろん並行して仕事ができれば、これは大変いいことだと思います。災害ですので、やっぱり村長がおっしゃったとおり国道は原状復帰、これがもう基本の基本でありますから、今のルートをそのまま国交省なり県ですかね、つくっていくと思うんですが、今、村長おっしゃったとおり、今のままではまた同じようなことが起きるんじゃないかというようなときに、県のほうへかさ上げとか、そういうものの要望はしておるんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員、貴重なご指摘でございます。復旧と復興というふうに言われておりますが、原則は大久保議員のおっしゃるとおり復旧、とりあえず応急工を一番最初にやって、その次に復旧工をやって、その次に復興ということでございます。しかしながら、現在、例えばでございますが、三原鎌原線、これは地元の要望が、どうしてもそのままの復旧だと同じ橋が、橋が落ちたわけですけども、同じ橋の幅だとどうしても、区長さんも何とか50センチ、50センチ広げてもらえないかという話がありました。県のほうに、これは何とか、地元がこれだけ要望しているんだから、復旧だと今までと同じ幅しかならんのだけれども、50センチ、50センチどうしても広げてもらいたいという地元の要望があるので広げてもらいたいというお話をさせてもらいました。それに応じて、復旧なんだけれども県のほうは一応聞く耳を持つということまで言っていただきました。したがって、今大久保議員のご指摘のとおり、国道144号につきましても同じままの復旧じゃ、確にかかさ上げしないと雨が降ればまたやられますよと、やられることを前提にまた復旧するのですかというお話は現在させていただいております。したがって、高崎河川国道事務所では想定過日8億500万円の予算をつけていただきましたが、国道全体につきましては、県と協議しておりますけれども、70億円プラスアルファかかるのかなと申しております。ただし、かさ上げを2メートル頼むと言ったら100億円を超えるでしょうという話があります。今後においても、それについても、単純な復旧ならまた同じ雨が降れば流れますよということは強くお願いをしまいたいと思っております。あわせて、鎌原から田代間につきましては150億円と想定されておるわけでございますけれども、莫大な費用がかかるわけでございますが、同じく、本当に田代地区が安心・安全のためには高いところにしっかりと橋を真っすぐにつくっていくことが本当に、物流のためにも地域住民の生活道路としても本当に安

心な道路だと私は思っております。ぜひとも、田代地区の皆さんともども、そういう考えに基づいてしっかりと国のほうには県を通してお願いをしまいたい、こう思っておるところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長の答弁、そのとおりであると思っておりますので、ひとつそこら辺は強力に押しつけていただきたいと思いますと思っております。

先ほどの答弁の中で、国道が復旧するまで、復興ですかね、2年間、2年間というか3年間というふうな長期にわたるんだという答弁がありました。そうしますと、今のパノラマラインはそのまま迂回路としてずっと使うわけですね、これから2年、3年と。その間において、国道の代替になるから、ちょっと自分も勉強不足なんですけれども、国道の代替ということは国道になるわけですか、ということですよ。そうではないんですかね。違うとしても、それなりの今度はパノラマラインの手入れが必要なわけです。そういう場合、今、村道ですから村がどうしてもしなきゃならないと。それを、国道がわりにすれば県なりしてくれるわけなんですけれども、その点はどのような関係になるんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在は、3桁国道144号が決壊をしております。3桁国道につきましては、都道府県が管理をします。現在、群馬県が管理をしておりますが、予算については国・県のお金だと承知しております。3桁国道がストップしたことによりまして、大久保議員のおっしゃるとおりその代替道路として、国道144号の代替道路としてパノラマラインの南ルート、北ルートをお願いしております。その管理につきましては、中之条土木事務所、石井所長ともしっかり今協議を進めております。パノラマラインの北ルートの除雪につきましては、県のほうで除雪をするということになっております。県の費用で除雪するということでございます。また、南ルートにつきましては現在村が管理しておるわけございまして、そちらについて、どれだけ負担していただけるかについては今後の協議になると思っております。また、安心・安全対策のために皆さん、国道3桁国道を通ると夜反射灯があったり、あるいは橋があれば街路灯があったりと、あるいは防犯灯があったりとするわけでございますが、国道としての最低の基準をパノラマラインの南ルート、北ルートについてはお願いをしております。それから、田代区から農場までの間でございますけれども、これは全く村道でございまして、代替道路でないということで、先ほどどなたかの答弁でもさせてもらいま

したが、防犯灯は設置をしました。それから反射板もつけました。なお、南ルートにつきましてはところどころU字溝があって、雪が降って除雪すると危ないなという部分もございますので、その辺の安全対策も現在中之条土木と協議をさせてもらっております。

そういう意味で、北ルートにつきましては、冬はしっかり国が除雪すれば、幅もあるし、バスが通った場合の、バスが相互通行しても北ルートのほうは安全だと言われて現在はおります。南ルートにつきましても、3桁国道に代替する道路としてしっかりと保守管理はお願いを現在しておりますので、県としてもそういう認識を持ってお話を聞いていただいておりますので、鋭意国道の代替道路としてお願いをしてみたい。また、道路の表示物でございますが、国道には国道の表示方法がありますので、道路標識につきましてもしっかりとお願いを現在しております。

あと、鹿沢が大変な災害を受けて、ハイランドスキー場さんも大変オープン早かったんですけれども、多くのお客さんが現在鹿沢のほうに、一番最初にスキー場をオープンしたということもありまして、現実、初日もたくさんのお客さんがお見えいただきました。私も、休日だったんですが、その時間に合わせて現場にも行きました。ところが、東京方面、渋川方面から来るとどうしても大笹のところで鹿沢の行き方が東京から来るとわからない、埼玉から来るとわからないと。迂回路と書いてあるんですけれども、鹿沢スキー場と書いてあればわかるんですけども、大笹まで来てわからない、行き方がわからないという方が多々おります。その件につきましても、道路の表示方法について、特に鹿沢は今回被災が非常に激しかったという地区でもございますので、現在、その辺についても県にお願い申し、協議もしておるところでございます。

今後は、3桁国道を管理すべき群馬県の道路管理課にしっかりとお願いすべきものはお願いし、また取り組んでいただきたい、こう思っておりますので、また議会の皆さんともお願いするべき時期があれば一緒にしっかりとお願いをしてみたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 今、村長説明したとおり、国道の代替ということで県に強く要望をいただいて、村が出費がなるべく少ないようにしていただくのがいいかなと思っております。

冬はそれでいいと思うんですけれども、夏は、あれは農道ですから、少なくともトラクターなり何なり農家の方が頻繁に使う道でありますし、そのために嬭恋は道路スイーパーです

かね、今1台買って稼働させてあるわけですが、実際に今度ふえてくると、群馬県もスーパー持っておるんですが、実際には1台で間に合うかという気もするんです。1台買えば、その管理運行するのにかなりまたお金がかかるんですけれども、その点は村はどのような、夏場にかけてどんな考えでしょう。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 嬭恋村は、現在大型の道路スーパーを購入させていただきました。市町村では、群馬県ではもう嬭恋が1台だけということでございます。それは、環境保全型農業、美しい村の中、道路もきれいにしましょう、観光客にもきれいな道にしましょう、こういうすばらしいきれいな道の中でキャベツもつくっていますというようなことで、環境保全型農業、2,800万円で道路スーパー、大型を1台購入しました。なお、国道と県道につきましては群馬県が管理すべき道路でございます。清掃も基本的には県が管理をしており、費用も持つわけでございますので、その部分の清掃を実は我が村の道路スーパーがやっている部分が、緊急的にやっている部分が相当あります。当初の想定よりもはるかに多く、百何十キロかにわたって、延べでございますが、道路スーパーが活躍しておる現実がありまして、道路管理課のほうには国道、県道を村が管理した時間に応じてもう少しご負担をいただきたいというお話をさせてもらっています。

もう一点、中之条土木管内で道路スーパーはいつも3台、組合のほうから、県のほうから来るのはご存知だと思いますが、それもあわせて、雨期についてはぜひとも、今度国道にかわる、代替という位置づけもございますので、あわせてもう少し稼働を向こうにもお願いをしたい。それから、村が使った場合の国県道の補助についてももう少し増額をお願いしたいということで、継続的に今話をしてくれておりますが、状況がパノラマ、こういう状況になっておりますので、その辺は継続でしっかりお願いはしてまいりたいなと思っております。基本的に、中之条土木もいろいろな面で前向きに取り組んでいただいていると私も思っておりますので、また議会ともお願いをしながらしっかり取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 道路スーパーのほうはそんな形で、県道になる、かわるわけですから、県もいかなというような感じはします。

そうすると、この上信道について、今度は鎌原から田代のほうに向けてこの上信道の設計

なり何なり入っていくわけですがけれども、私が質問したとおり、パノラマラインに沿って多分行くのが一番妥当な道かなというふうな気がします。これは個人的ですがけれども。そうしますと、青山地区とか、これからいろいろ問題が出てくるんでしょうけれども、村が購入するなりした青山を通過して鎌原に抜けていくと、そういうような道が今度できてくるわけですがけれども、少なくとも孀恋で、群馬県で終点地を田代なり、田代バイパスの付近というようなことで設定しても、まだ長野県のほうが全然進んでいないわけですよ。そういう点では、群馬県の考えとして、やはり長野県のタッチするものがないから、どうしても群馬県は田代の入り口までしかできないよというような考えであるのでしょうか。そこら辺をお聞きしたいです。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 長野県のほうにも、上信自動車道建設促進期成同盟会では毎年陳情を行っております。ことしも陳情に行きました。その席で、国土交通省から出向しております長谷川土木部長さんがお答えをいただきました。熊川さん、今回はトップギアに入れますという発言をいただきました。議事録も残っております。昨年の長野県9月議会におきまして、17キロにわたりまして長野県サイドの概略設計費を補正で組んでいただきました。また、その後、阿部知事さんの後援会の、長野市の後援会、各地区で会合しておるんですが、そこにお招きをいただきまして阿部知事さんとお会いする機会を得ました。そこで、私も上信道しか私は基本的に、ほかの御願い事がありますけれども、最も重要なことだということでお話もさせてもらいまして、来年度予算には何とか前向きな予算を組むというお話をいただいております。それから、群馬県にも要望を既に同盟会でしましたけれども、そこでは岩下県土整備部長は長野県の土木ともよく協議をし、そして県境については双方がお金を出したと聞いております。群馬県のほうもお金を出したというふうに聞いております。長野県の土木部、群馬県の県土整備部、双方が県境についてはしっかり取り組んでいただきつつあると確信をしておるところでございます。

また、長野県サイドのほう傾斜が急であるということもございまして、国代行でお願いするという基本的な考え方がありまして、これについては、国交省のほうにお願いをした時点で道路局長等には国代行でお願いをしますという方向で現在陳情しておるところでございます。予算の総額をやっぱり77億円以上確保すること、そして一日も早く長野県サイドが整備区間の、一歩でも区間の格上げをすること、これは我々に課せられた当面する最重要課題

であると、それと、なお、田代までの整備区間につきましては、できれば来年度整備区間の格上げをお願いしたいということで県のほうにはしっかりとお願いもしていきますし、我々がやるべき国の予算、県の予算を確保することについてもしっかりと組織を通じてお願いをしまいたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 今、村長おっしゃったとおり、長野県も予算をつけて概略設計に入るというようなことで新聞記事をいただいたところでございます。いずれにいたしましても、この国道144号線が開通しない限りは長井地区の方が、大笹までは今度は逆に戻ってこられるんでしょうけれども、なかなか我々村民が田代に行くのには不便であると。それには、パノラマラインを使うしかないというようなことで、できるならば今答弁なされたことを一日も早くできるようなことをお願いして、上信道のほうは質問は終わらせていただきます。

次に、下水道の話であります。

これは、今話が、質問したとおりでございまして、当初、村長、大笹関所橋がかかったらば下水道事業全部終わりますよというようなことで、芝原の住民の方にも約束した内容でありまして、その後、何度もとある地権者のところへ行ってお願いもしたりはしたんですけれども、やはりだめであったというのが現実であります。1回だけですかね、ちょうど中抜けするお宅があるので土地を買ったらどうだというようなことを提案したこともあるんですけれども、当時の副村長が余りにも右から左へ耳をかきちゃったものですから、違う方を買われてしまって、そこも通路ができなくなったというふうな経緯もあります。

いずれにしても、芝原の方の話を聞きますと、我々は公共下水に入れてくれるんだということで今まで待っていたんだよと。それを、個別だとか何とかだとかというのは余りにも失礼過ぎるんじゃないかというのがあそこにいる方の考えです。個別でも公共でも最終的には支払いも何も同じなんだろうけれども、やはり、公共下水をやるよと言いながら長年住民を待たせていたと。そういう道義的責任はあると思うんです。ですから、その道義的責任をやっぱり、あと1年ですか、計画も2回ぐらいもう延ばしていますよね、たしか。2回ぐらい延ばしながら、ずっと変更、変更で来ているんですけれども、こんなに公共下水が長引くとは自分たちも思わなかったんですけれども、もう最初につくったころのものはもう更新をするような時期になってきましたし、そういうことで、今芝原の方々はいずれにしても公共下水を希望した者が個別になるのか、それとも私が言ったように一番最終的に浄化槽をつく

って、そこへ全部処理していただくのかと。

いずれにしても、住民にやはりきちんとした説明をして筋道を立てないとやっぱりこれは無理じゃないかなと思うんですが、どうでしょうかね、村長。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 公共下水道事業につきましては、5年間の計画を策定し、群馬県のほうの許可を得てやっております。21年から26年の5年間、この26年までに当初公共下水、最後の公共下水と、嬭恋村内における最後の公共下水ということでやりましょうということでしたが、いろんな諸事情、諸事情とは地主とのお話し合いが最終的に話がつかんということでした。その後、26年からさらに31年、令和元年、これがまた計画が最終年となっております、計画を策定し直すという状況でございます。この間、歴代毎年区長さんにもお願いし、前年度区長、翌年度区長という方々も話をし、役場でお話をし、そしてA案、B案、C案、D案というようなこともし、橋の計画もし、全てがうまくいかなかった現実もあるのは大久保議員ご承知のとおりであると思っております。そういうことで、決して怠けているというんじゃないで、地元区長さんを通して地域の伍長さんも入っていただいた中でいろんな計画をして、色んなルートを検討したり、あるいは1本下に橋を、自然流化できる橋をつくらうかということも、ことしも実は話をさせてもらって、ことしも区長さんが俺はよく知っているから話もしてみるよというようなことで話もしていただいていましたが、結論からするとどうしてもなかなか難しいということでございます。

したがいまして、時間がもう、後ろがタイムリミットが来ていると私も思っておりますので、これについてはいずれにせよ結論を出すということでございます。担当課長を中心に、どっちがいいかということで検討今を加えておって、また区長さんにももちろんお話もさせてもらった中で現在計画を詰めておるところでございます。先ほどお答えをさせていただきましたとおり、現状ではそういう方向でいるのが、財政的に見ても極端にお金が違うという部分もございまして、そっちがマッチベターなのかなと考えておりますが、大久保議員の意見は合併浄化槽のほうがいいんじゃないかというご指摘もありましたので、再度、もう一度担当とは協議をし、検討を加えてまいりたいと思っておりますが、いずれにせよ結論は必ず出します。そういう時期でございますので、また地元の意見も十分尊重しながら決断を下すという時期だと思っておりますので、またご理解とご支援をいただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） いずれにしても決断する時期であるというのは確かでありますので、ひとつお願いします。

ただ、1つ、先ほど村長が答弁した集約した浄化槽にすると1,100万円かかると。多分、試算はしてあるんでしょうけれども、30人区以下で1,000万円もするんでしょうかね、どうでしょうか。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

27軒現在芝原地区にありまして、最後に、一番下流に1個浄化槽をつくって処理するとなりますと管路を整備しなくてははいけません。管路をふせるにはメーター、幅が大体3メートルぐらいありますので、それを整備するとなると一緒に水道管も当たってしまいます。水道管の復旧と、また舗装を最後に直さなくてははいけません。それと、要所要所に、低いところにポンプをつけて上げるような施設も必要になります。そういうわけで、1億1,000万円ぐらいと試算させていただいたんですけれども、そのくらいの事業費がかかるという見積もりをさせていただきました。

以上です。

○議長（松本 幸君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） もろもろ足せばそうなるんで、金額的にはああだこうだはいいませんけれども、いずれにいたしましても先ほど言ったとおり住民の方にきちんと説明をしていただいて、来年度はもうこれで処理をするんだということを、ひとつ進めていただくことをお願い申し上げまして質問を終わります。

○議長（松本 幸君） 以上で大久保守君の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時05分

○議長（松本 幸君） 再開します。

◇ 石 野 時 久 君

○議長（松本 幸君） 続いて、石野時久君の一般質問を許可します。

石野時久君。

〔3番 石野時久君登壇〕

○3番（石野時久君） 議長の許可をいただきましたので質問させていただきます。

質問の前に、今回の台風被害で被災された皆様へ心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、本年、孺恋村は10月の台風19号により甚大な災害に見舞われました。その中には、農地ののり面の崩落が多数あったわけですが、災害と捉えられないところで農地の表土の流出が相当量見受けられました。表土の流出は、台風に限らず毎年の夕立により少なからず起っており、吾妻川を真っ黒な水が流れるさまは村民の誰もが知るところです。表土の流出で懸念されるのは、作物の生育への影響と何より完成間近となった八ッ場ダムへの土砂の流入が問題視されることだと思います。また、農家にとって表土、作土ではありますが、は生命線であり、大切な財産です。その流出は大きな問題であります。

そこで、その対策を農家任せにしないで、村として早急に具体的な対応を示し、推進していくべきと考えます。

対策の一つとして、グリーンベルトの設置があります。以前は孺恋村環境保全型農業推進協議会を通じて啓蒙し、かなりの面積が設置されていた経緯がありますが、現在では尻切れトンボ状態となり、設置面積が減少しております。そこで、グリーンベルト設置について対応を考えているのか伺いたいと思います。

続きまして、もう一つの対応策は緑肥の作付があります。表土の流出に対する効果は非常に大きく、さらに有機質の投入にもなり、病害抑制にもつながり農家としては取り組むべきと理解はしているところですが、近年経費が高騰しており、種子代や労力もかかることもあり、余り作付されていないのが現状です。村として、緑肥の作付について応援しようとするという考えがあるのか伺いたいと思います。

最後にもう一点、沈砂池の設置であります。各圃場に設置するのが理想ですが、全く現実的ではありません。そこで、要所を選定して設定していただきたいと思いますが、お考えを伺

いたいと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） 石野時久君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 石野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本村における耕作土であります黒土は、黒ボク土と呼ばれ、地球上の陸域のわずか0.8%に分布していると言われております。1センチの黒ボク土が生成されるのには約70年かかるという研究成果が発表されるほど大変貴重な土壌であるとされております。言うまでもなく、耕作土は農作物生産における生命線であり、後世に残していくべき貴重な財産であると考えております。議員ご指摘のとおり、台風時はもとよりゲリラ豪雨時においては吾妻川に真っ黒な水が流れるほど表土が流出しており、八ッ場ダムの完成に伴う土砂の堆積など心配されるところでございます。

さて、表土流出の抑制策の一つとしてグリーンベルトの設置が有効とされておりますが、議員もご承知のとおり、本村におきましては平成7年2月、嬭恋村農業協同組合が中心となって嬭恋村環境保全型農業推進協議会を設置いたしまして、平成11年からグリーンベルトに関するパンフレットによる啓発を開始するとともに、平成13年からグリーンベルト設置事業を開始し現在に至っております。嬭恋村環境保全型農業推進協議会におきましては、中国を初めとする廃プラスチックの受け入れ国の輸入規制のあおりを受け、国内でのプラスチック類処理費用の高騰により、協議会の運営もさることながらグリーンベルト設置にかかわる事業にも影響を及ぼしているところでございます。今後におきましては、グリーンベルトの設置箇所、設置規格等の再検討、グリーンベルト設置面積の拡張を掲げ、環境保全型農業を強力に推進していく所存でございますので、変わらぬご協力をお願い申し上げます。

続きまして、緑肥作付にかかわる支援についてのご質問でございます。緑肥作物の作付に対する支援についてお答えをさせていただきます。

現在、嬭恋村環境保全型農業推進協議会を通じましてブーム道の被覆を伴う種子代を支援しているところでございますが、まだまだ行き届かない面が否めませんので、今後におきましては収穫後の圃場における裸地期間を短くする観点をあわせて有機物の補給による土づくりに寄与するべく緑肥作物の作付に対する支援策を検討していく所存でございます。

また、今般の台風においても緑肥作物を作付していた圃場では表土流出の抑制効果が顕著

にあらわれたことから、収穫後の畑地における表土の流出及び土壌の浸食防止の観点より、緑肥作物の作付を推奨していく所存でございます。

沈砂池の設置についてでございますが、現在、2次パイロットの部分につきましては88カ所の沈砂池がございます。圃場ごとの設置が理想だと思いますけれども、経済的に厳しい状況でありますので、沢筋単位などの要所を定めた上で土地改良事業等を活用し、計画的に堰堤の設置を進めるべく要望活動を継続的に進めてまいりたいと存じます。

また、既存の堰堤等につきましては、堆積した土砂のしゅんせつなど維持管理に努めてまいりたいと考えております。

2次パイロットで88カ所、村単独で18カ所の沈砂池が現在ございます。合計で101カ所ということでございます。以前の土地改良では、計画的に何カ所かずつの2次パイロット分につきましては、土地が欲しい方には手を挙げていただいて、運搬費用を負担していただいて畑に掘った土を運んでいただいておりましたけれども、東日本大震災の放射能被害が出た後でございますが、放射能が中に入っておるといふ分析結果もありましたので、それ以降につきましては放射能の単位が低くなるのを現在待っておるといふ状況でございます。村単独の部分につきましても、以前から数カ所につきましては、13カ所のうち数カ所既に再度土をとって畑に入れた作業も行ってきたところでございますが、今後におきましては、101カ所の沈砂池について計画的にさらに再度穴を掘って、畑に入れられる状況のところについてはしっかり計画的に進めてまいりたいと思っております。

なお、現状では、先ほど申しましたように放射能の濃度が高いということで、それをとって畑に入れるというのはできないという状況が続いておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 再質問は一問一答で行います。

石野時久君。

○3番（石野時久君） ただいまの答弁で言いますと、グリーンベルトについては推奨するということでありましたけれども、具体的に種子代と考えられることは前にも話があったかと思うんですけれども、地代の借り上げ、先ほど村長がおっしゃいましたように、前回推進協議会でやったときには土地を、畑を潰すので、その面積を借り上げ代を払って、それで推奨してつくったということがあります。その辺について、具体的な答弁をお願いします。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 石野議員のご質問でございますが、石野議員おっしゃるとおりそういう時代もございました。村長のほうから先ほど話をしました廃プラスチックの関係のほうに若干経費を食われているような状態がございまして、先ほど申し上げましたとおりちょっとてこ入れが必要な状態ということであります。

今後におきましては、やはり発足当時に立ち返りまして、地道な啓蒙活動の実践と議員おっしゃる管理制度の再構築というようなことを、農業者の皆様の意識の高揚を図っていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（松本 幸君） 石野時久君。

○3番（石野時久君） それでは、その借り上げ代については考えていないということでしょうか。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） そうではございませんで、借り上げ代についても、その制度を再構築していきたいというふうなことで考えております。

○議長（松本 幸君） 石野時久君。

○3番（石野時久君） グリーンベルトについてもですし、緑肥の種子代等、また沈砂池の設置等も、3点とも含めまして八ッ場ダムに対する土砂の流入と先ほど言ったんですけれども、ただ土砂が堆積するというだけではなくて、その成分について追及されることが一番怖いことでもあります。かつて、誰の村長、森田村長の時代だったかと思えますけれども、吾妻川に根こぶ病のPCNB剤という粉剤が流れ出して臭いと、すごくちょっと取り沙汰されたことがありまして、今そういうことを騒がれ出しますと後についてずっと問題が残ってしまうと思います。

そこで、八ッ場ダムの完成ももうすぐ間近なので、もう来年度から待たなしで進めていかなくちやなんないなと思っているわけですけれども、どうお考えですか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、環境保全型農業推進協議会のほうでは、特に農薬の関係につきましては検査を44検体毎年やっておる状況でございます。今年度も出たものはゼロということを確認させていただいておるところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、ローターをかけた後、雨が降れば必ず流れ込んでいくという現実もございます。また、窒素

が非常に多いということで、特に今井の貯水池も毎年東京電力があそこを土をとってきれいにするんですけれども、1年でまた端のほうに砂がたまってしまう。あわせて、腐葉土があるので、そこに草が生えると、ぼうぼう生えるという、こういうことの減少は昔は見られなかったのが、現実にはそういうこともあるのも現実でございます。しっかりと、先ほど申しましたグリーンベルトの設置面積についてもほぼ横ばいといいますか、若干ふえたり減ったりの状態が続いておりますが、以前に比べると、先ほど言いましたお金、負担の問題等も含めて抜本的にちょっと見直すべき時期に来ているなということを我々もしっかりと認識をしておるところでございます。

それと、沈砂池の話で101カ所、放射能があるので現在掘り出せないという状況もございますが、あわせて、今国のほうにも土地改良事業で国営で、濃度保全のための国営で、沢がどんどん深くなるので表土流出のために下のほうから堰堤をつくってもらえないかという提案は一応はさせていただき、また要望も現在させていただいております。また、過日、11月19日、13時30分から孺恋会館の大ホールにおきまして孺恋村表土流出軽減対策研究会という会合がございまして、こちらには農研機構の農業環境変動研究センターの上級研究員前島勇治農学博士等もお越しいただき、また群馬県農業技術センター環境部土壤保全係の方々、あるいは傾斜地の状況がわかる土壤断面表法についてということで県の環境部保全安全係のサイトウさん等もご参加いただいて現在協議もしたところでございます。引き続き、これについてもしっかりと対応、研究を重ねてまいりたいし、それに対してどういう効果のある事業ができるかは検討を加えていきたいと思っています。先ほど申しました国営で防災事業として、農土保全のための事業はできるか否か、低いところから順に、沢が深くなる、20年、30年たつとみんな沢が深くなって、仙之入もそうだと思うし大笹のほうもそうだと思うんで、今ある沢が相当、10年、20年たつと深くなると。すると、農地面積や耕作面積が減るということで、下から堰堤をつくって、土どめをつくっていくという対策が絶対に必要だと私も思っていますので、それも含めて表土流出全体の問題についてしっかりまた対応を考えていけたらと思っております。

また、特に広川原のほうで毎年雨が降るたび、ゲリラ豪雨があるたびに道路に土が流れると。特に、ローターをかけた後は必ず流れ出すという現実もありますが、グリーンベルトがあるところについては、しっかり沈砂池をつくっているところについては土が出ないという現実もございますので、特に道が細くて傾斜のきつところの農道については、そういうところについてもしっかりと場所を選定しながら生産者の皆さんとまた協議をして、しっかり

やっていく必要があるなと思っております。

それと、景観の話も実はありまして、一部、ここここにはコスモスを植えよというようなことで、パノラマ南ルートはこのゾーン、その次はこのゾーン、今回は北ルートはこのゾーンというようなことで決めて、環境保全型農業で景観を含めた形の、コスモスを、高い、背丈の高いコスモスを、きれいなものを植えてほこりが中に入らないような対策も講じてきたという経緯もございます。

また、道路の畑、トラクターのところにエン麦をしっかりと植えるというようなことで、大分取り組んでいただいている生産者もおりますが、より一層また啓蒙活動をしっかりとやる必要があるということを痛切に我々も感じておりますので、農協さん、あるいは生産者の皆さんともしっかりと協議をしながら取り組んでまいりたいと思っております。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（松本 幸君） 石野時久君。

○3番（石野時久君） ただいまの答弁でいきますと、前向きな、大変前向きな回答をいただいたと思っておりますが、大産地を抱える孺恋村としては、陳情だとかそういうものをもらったからやるとかではなくて、村発動でやるんだという姿勢を強く出していただいて、早急に、とにかく早急に、来年度から予算をつけて、小さいことからでも結構ですけれども、やっていただきたいと思えます。

ここで、だから沈砂池についてはそんな急にできるものではないと思えますけれども、先ほど村長が言われたのはパイロット事業等の沈砂池の数であって、既存の畑のところの沈砂池がないわけです。ですからこんな真っ黒な水が出るわけで。浅間の下の大面積のあの辺とか、ああいうところにつくるのが有意義であって、あと田代地区とか、ああいう大面積の急勾配の畑のところにつくるのが大事だと思うので、ぜひ検討していただいて早急に対応をしていただきたいと思えます。

最後になんですけれども、緑肥の種代ぐらいは来年度から見るとか、グリーンベルトの種ぐらいは出すとか、そんなような返事を聞いたら一般質問を終わりにしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大変貴重なご質問をいただきました。

沈砂池につきましては、2次パイロットについては数も場所もしっかりと設計図も持って

おるので、土地改良区で管理をしております。放射能がクリアでき次第、また生産者にボールを投げて、回答をいただければ順次やっていきたい。また、放射能が大丈夫だということになればもっとスピーディーにそれを、1回はやらないとまずいと、こう思っておりますので、オーケーが出れば全てのところに早急に全部土をもう一回上げる必要があると。それと、大分土も落ちついてきておりますので、2次パイロット分は。したがって、今回また全部一回沈砂池を、土を出せばある程度の今度は土を保全すべき能力は持つと、発揮すると思っておりますので、それはそれで時期が来れば必ずやりたいと思っております。

それと、13カ所の今言った田代から大平、1次パイロットのほうの分のほうが効果があるんだという話でございます。場所等が、よく生産者の皆さんとも協議をしながら、場所等がこことこことここというようなところがあるのであれば検討を加えてみたいと思っております。

最重要課題の一つであることは間違いございません。選択と集中、スクラップ・アンド・ビルド、そういう観点からも重要な観点の一つだと思っておりますので、予算編成に当たっては十分配慮した形で取り組んでまいりたいと思っております。

緑肥の種代の件でございますが、以前のほうがどのくらいやっておったのかちょっと私認識しておりません。担当課長が知っておれば、その金額だけは確認させてもらって、どれだけできるのかについては以前のことを参考にしながら検討を加えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 石野時久君。

○3番（石野時久君） 大変前向きな回答だと捉えております。以前と同じではなく、増額の方でよろしく願いして質問を終わらせていただきます。

○議長（松本 幸君） 以上で、石野時久君の一般質問を終わります。

◇ 上 坂 建 司 君

○議長（松本 幸君） 続いて、上坂建司君の一般質問を許可します。

上坂建司君。

〔4番 上坂建司君登壇〕

○4番（上坂建司君） では、一般質問いたします。

今般、台風19号のかつてない村の大損害には言葉にあらわせないほどの、私もショックを受けました。改めて被災者にお見舞い申し上げます。

幸い、ふだんは、約七、八年ぐらい前から村長はキャベツ配りをして、またラッパを吹いているんじゃないかと私も悪口を言ったんですが、村政4期のベテランとして実績もあり、吾妻郡町村でもリーダー格の要職のほか、特に農道関係では吾妻農業事務所の役員としての資格もあり、他の町村に先駆けて村内村道の予算を近年拡大させて村に貢献しています。

今回の災害では、国・県等との人脈も生かされ、いち早く災害復旧の予算も確保できまして、ひとえに今までの村の外交官ぶりが全てよい結果に実現されて目を見張るばかりです。また、これに引き継ぐ職員の活躍も昼夜を問わず、休日出勤も果たし、あらゆる災害の手続が迅速になし遂げられたことに敬意を表したい。ありがとうございました。今後、災害復旧には数年かかると思いますが、当局と職員が一丸になって頑張ってもらいたい、多くの村民も期待しています。

そこで、今後の事業について、村長の考えを聞きたい。

災害復旧と観光ルートの整備。

1番として、被災者に今後でもできる助成があるかどうか。

主幹産業である農業、農道の整備。

観光ルートとしての浅間パノラマルートのパノラマラインのルートの充実。ちょうど、今迂回路になっていますが、これをメインの観光ルートに将来活用できるように私はすることがいいんじゃないかと思っています。

1番目として、青山から細原の臨時道路をつくり、鎌原観音堂につなぐ。

2番目に、北ルート愛妻の丘のトイレの改修、バラギ温泉木浴槽の改修。

南ルートにトイレの設置。

鎌原観音堂直売所の建設。

以上、5月連休に間に合うよう建設を図るべきと考えるが、村長の考えはどうか。

また、並行して青山の国の土地の購入を進め、レジャー産業の導入や役場庁舎の建設と観光地復元を目指して段階的に村の再建に向かって対策案を練るべきと思うが、どうか。

以上、質問します。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上坂議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、冒頭でございますが、しっかり取り組んでおるといってお言葉をいただきましたけれども、さらに襟を正し、しっかりと前を向いてしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解とご支援を今後ともよろしくお願い申し上げます。

今般の台風によりまして、本村の基幹産業である第1次産業においても多くの被害を受けておるところでございます。畑自体の流された圃場、表土が流された圃場、土砂等の流入により埋まってしまった圃場など、数え上げれば切りがありません。発災当初より建設課及び農林振興課の職員並びに農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様のご協力を得まして現地調査を実施し、被災箇所を特定するとともに、その復旧に向けた対策について検討してきたところでございますが、基盤整備にかかわる部分につきましては県の小規模土地改良事業等を活用し、地権者の皆さんの負担をなるべく少なくする方法により復旧を進めてまいりたいと考えております。現在、土地改良事業につきましては48カ所について査定を受ける準備ができました。明後日に査定を受ける状況となっております。

鎌原観音堂直売所の建設につきましては、黒岩忠雄議員への回答と重複いたしますが、当初予定しておりました年度内には完成に至りません。現在、設計書の作成段階でございますので、完成期日についてはご回答をちょっと先になるということで申し、副村長が先ほど申しましたとおり、夏休み時期の前には何とか間に合うように取り組みを私からも指示をしてまいりたいと、こんなふうに思っております。作業を急ぐ余り、同じ過ちを犯すことのないよう細心の注意を払うと同時に、早期の完成を目指して進めておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

観光ルートについての件についてのご質問でございました。

青山から細原までの臨時道路をつくり、観音堂につなげたらどうかというご質問でございますが、青山から鎌原観音堂までは直線距離にしますと約5キロメートルと近い関係にあります。このルートがあったとしたら、住民の利便性や車の流れは大きく変わっていたのではないかと思います。現状では、上信自動車道の整備計画が進められている段階でありますので、連絡道を含め、どのようなルートが村の発展につながっていくのか、ご意見をいただきながら検討をしてまいりたいと考えております。同時に、上信自動車道へのアクセス道路、この連携が重要な課題でございますので、当然、パノラマルートの南ルート、あるいは上坂議員のご指摘の鎌原のほうの道、これもどこにどのような形でアクセス道路して連携を図るのかというのも重要な課題だと思っております。

次に、北ルートにある愛妻の丘のトイレを改修したらどうかというご質問でございましたが、これまでの検討の結果、案は幾つかございますが、課題となっているのは水の確保と電気の引き込みでございます。また、当然ながら地元の同意を得ることも必要でございます。この秋に田代区の意見を伺う予定となっておりますが、台風の関係で中止させていただいたところでもございます。愛妻の丘の有効活用を初め、地域の発展につながるよう検討を進めておりますが、案ができましたら、その際はご協力をいただきたいと思いますと思っております。

いずれにいたしましても、水の件につきましては田代区との協議が必要だと考えております。付近の皆さんも協議は必要だということは認識していただいておりますので、早急に協議を進めるべく努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、バラキ温泉センターの湖畔の湯のヒノキ風呂の改修についてでございます。

ヒノキの板が年々すり減ってきておまして、最近では木ねじの頭が少し飛び出したところに足を触れて出血してしまったというお客様が出ている状態となっております。ヒノキ風呂として更新するか、あるいはタイル張りの浴槽に変更するか、いずれにいたしましても早期の改修が必要と考えておりますので、検討を加え進めたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、南ルートにトイレを設置したらどうかのご質問でございますが、現状では中原の交差点の南側、中原公民館の前に公衆トイレがございます。平成5年に農村景観を活用した都市と農村の交流を図るための施設として建てられたものでございますが、案内がされていないのが現状であります。管理を地元中原の皆さんにお願いをしておりますので、理解を得て、今後地図等に記載するなど観光客が安心してドライブを楽しめるよう案内をしたらどうかと考えておるところでございます。

次に、鎌原観音堂の直売所の建設についてのご質問でございますが、現在、来年の夏休みが始まる前までに完成させる計画となっております。鎌原観音堂周辺に多くの観光客が来ていただけるよう進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後になりますが、青山の国有地購入を進め、レジャー産業の導入や役場庁舎等の建設計画を段階的に進めるべきではないかのご質問でございますが、青山の国有地の一部については現在国土交通省において火山防災用コンクリートブロックの備蓄ヤードとして整備が行われる予定となっております。その周辺の土地について、村の産業振興につながるような利用を検討していきたいと考えております。この秋に予定されておりました議員の皆様方による長野県の国営アルプス安曇野公園の視察は台風のため中止となりましたが、引き続き活用

方法についてご意見をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、役場庁舎などの老朽化が進んでいる公共施設につきましても、計画的に更新していかねばなりません。今のところ全体計画をお示しできるような状況に至っておりませんが、村の将来を左右する重要な決断が必要になると考えております。上信自動車道の計画とあわせまして、村の最重要課題が公共施設の再編計画だと思っております。拙速な案ではなくて、しっかりと未来を見据えたものを議会ともしっかりと協議をしながら進めてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

失礼しました。被災者の今後の助成についてのお答えをさせていただきます。

今回の台風19号は、嬭恋村だけではなく、日本各地に甚大な被害を及ぼし、その復興には多くの時間と莫大な費用がかかることが明らかとなっております。議員が言われるように、村の村政として最善の対応をスピード感を持って行ってまいりたいと考えますが、村民全体で一丸となってこの危機を乗り越えていきたいと考えております。

被災者の方々への助成でございますが、被災者生活政権支援法の適用が11月1日に行われ、住宅の被害程度に応じて基礎支援金、住宅の再建方法に応じて加算支援金が支給されることとなっております。これは、国の制度を適用となったものでございますが、国に先んじて村では同様の支援金を支払うことを決め、既に全壊、半壊のお宅に支給させていただいております。また、台風被害に対応した住宅改修補助金、法人等を対象にした事業継続化補助金について、要綱を整理し、現在申請を受けているところでございます。また、群馬県の台風19号被災者への義援金も配分が決定してきておりますので、全額各世帯への配布を行っているところでございます。これ、昨日全戸終了をいたしました。

被災者の皆さんに対する今後の支援はとのご質問でございますが、家をなくされた方につきましては、村営住宅へ入居された場合2年間の家賃補助、民間住宅を借りている方については、県の補助金や村単独の補助により2年間の家賃補助を行うこととなっております。また、税金や各種保険料などの減免措置でありますとか窓口での支払いの免除なども行っております。また、群馬県のほうを通しまして被災者に対して補助、事業をやっている方々に対して3,000万円の補助事業というのがございますが、先ほどどなたかの議員さんにもお答えをさせていただきましたけれども、現在、7件、あるいは8件ほどの事業について資料を配付してしっかり取り組んでおるところでございます。また、国から配賦されました1億6,100万円の観光関係に関する事業につきましても、嬭恋村観光協会長がその会議に参加し、夕べ

も打ち合わせをさせてもらいましたが、最大1泊につき5,000円の補助という制度があるということでございます。どの程度どういうふうになるのかを注目しながら、県のほうにもあわせて行政からもしっかりと側面からサポートするべくお願いをしておるところでございます。

今後も、被災された方々と連絡を密にとりながら、情報の提供でありますとか行政で対応できることにつきましては誠心誠意行うつもりでございます。どうぞご理解をいただきますよう、またご協力をいただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 答弁ありがとうございます。

特に、今回私が問題になるのは、村で大災害を受けたことによって観光事業、観光開発の推進が少し停止して、おくれてしまったと、本当に残念なことだと思っています。ですが、たまたま浅間パノラマラインのルートが今国道のかわりに迂回路として使えておりまして、私もこの間車のカーナビで入れて調べてみましたら、三原のほうから上田へ行くには干俣を回ると。それから、また上田のほうからカーナビに入れたら干俣を回ると。この、あくまでも愛妻の丘、干俣ルートのところにカーナビが今設定されています。だから、どこのお客さんが来てもセットすれば迂回路が正式にしてあるので、迷うことなく私は田代から三原まで抜けることができると思います。

それで、今回特に問題があったけれども、この道路は村にとっても農業道路には農業道路だけれども、観光ルートの、要するにドーナツ状の観光道路としての大きな役割が果たせると思っています。だから、今後も方向としては溶岩樹型、しゃくなげ園等のあの道路から入っていく案内板とか、そういうものの整備。また、愛妻の丘なんかも、今行くところがないもんでたくさん人が集まっています。私がいつも通ってみると。ここのところに、やっぱり今人が、夏だったら茶店でもつくったって大きな価値ができると思います。今後とも、観光開発の目玉に使えると思います。ですから、特にトイレだけは早急にしてもらいたいと思います。

そうして、たまたま草津の白根山が結局道路が通れないもので、湯田中方面から来る観光客があそこで通行どめになって草津の町へ行けないような状態もあります。だから、今の有料道路を来て、料金所のところでまたUターンしてもいいから、浅間観光サンラインのコースのところに国土開発と交渉して、そうして草津のほうへも、いつ来てもその迂回路を通っ

で行けるというようなことも今後の課題にして、そしてこの浅間サンラインのその今の道路を有効に生かした観光開発を私は今後考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上坂議員の国道でカーナビを入れると自動的にパノラマの北ルートというお話がございました。メーカーによって違うのかどうかよくわかりませんが、そういうふうに乗用車にナビがついているものについてしっかり表示が出るということについては、我々もちょっと確認はさせてもらいたいと思っております。また、あわせて、先ほどちょっとお話しさせていただきました首都圏から来たお客が鹿沢のスキー場に行くのに迷っている方が多々いるということで、これについては現在中之条土木とお話を進めさせてもらって、道路標識としてしっかり明記できる体制をお願いしておるところでございます。

観光道路としてパノラマの北ルート、あるいは南ルート、これがドーナツ状になっておるので、しゃくなげ園、あるいは愛妻の丘、こういう観光的に要素のあるところ、トイレをしっかり周辺整備をして観光ルートとしてもっと活用すべきであろうというご指摘でございました。確かに、今のこの周辺には花で言えばシャクナゲ園があり、またレンゲ、ツツジが鹿沢のほうにはあり、バラキのほうへ行けばキキョウもあるとか、花もたくさんあるということで、昔は花のカレンダーというのもつくったこともあるわけでございます。基本的には、農作業をするための農業の道路として発足をしておりますけれども、スピードを出す車がたくさんあるのと、事故が何点かあったという経緯もありまして、道路の安全の、スピードを出し過ぎないようにという生産者の意見もありますので、その辺も十分考慮しながら、スピードを出さないで観光をゆっくり楽しんでいただく。そして、基本的な最も大切な施設としては私もトイレだと思っておりますので、周辺のトイレを、若い女性が気持ちよく使えるような、気持ちのいいトイレをやはり観光ということであるならばしっかりと整備すべきであると私も今でも思っておりますので、そういうところには予算を惜しまずにスクラップ・アンド・ビルド、要らないものを捨てて本当に必要なものにお金を投資するという形で予算も取り組んで、編成も取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、観光ルートとして一定の、農作業用道路が基本であるという制限もございしますが、十分観光的な面からも快適な道、美しいトイレ、美しい景色、こういうものを一般の方々にも知っていただくべく道路を、道路もきれいにするし、景観も、キャベツを植えたすばらしい景観もありますので、それらをあわせた形で観光にも結びつける形のものを整備してまいれたらと思っております。ご理

解いただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 昔から、企業とか事業は錢と家来という昔からのことわざがあります。現代風に解釈すれば、予算や財源の確保と、それから人材の能力です。村長以下、それぞれの担当課長の奮起に大いに期待して今回の私は質問を終わりたいと思います。

○議長（松本 幸君） 以上で上坂建司君の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（松本 幸君） 日程第3、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（松本 幸君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和元年第9回嬭恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長 松 本 幸

署 名 議 員 大 野 克 美

署 名 議 員 黒 岩 敏 行